

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
1	現地視察										<p>・現地視察にて、ホンドギツネの営業期間(12月～8月)を外して着工すること、とのお話がありましたが、上記営業期間での着工は禁止という理解でよろしいでしょうか。着工できるタイミングが3ヶ月しかなく、他工事との制約上、工事ができない期間が増え経費の増加につながります。本条件の緩和、もしくは、工事着工前に巣を移して頂くことはできないでしょうか。</p> <p>・上記が難しい場合は、着工を9月～11月の3ヶ月の間で開始するとの認識でよろしいでしょうか(例えば11月中旬からの着工でも問題ないでしょうか)。</p>	愛知県知事より、繁殖等への影響を及ぼさないこととの指導があり、都市計画決定権者である江南市から「配慮します」との回答をしています。これにより、令和3年度から工事着工までは継続して環境保全措置を実施していく予定です。よって、強制的に巣を移動することはできず、着工時期については、愛知県との協議によるものとします。
2	入札説明書	2	第1章	22						用語の定義 (用語:事業者)	「落札者の構成企業及び運営事業者で構成される。」とありますが、構成企業の定義がありません。代表企業、構成員及び協力企業を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	2	第1章	22						用語の定義 (用語:事業者)	「落札者の構成企業及び運営事業者で構成される。」とありますが、構成企業の定義がありません。代表企業、構成員及び協力企業を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	7	第3章	9	1)	③	ア			受付業務への協力	事業者が行う業務に「受付業務への協力」とありますが、想定されている頻度、作業内容、作業ボリュームをご教示願います。	受付業務への協力内容は基本的には提案によることとしておりますが、ITVによる監視、搬入車両が多い時期における車両の安全な誘導、荷下ろし等の作業補助などを想定しており、作業ボリュームの想定はしていません。
5	入札説明書	7	第3章	9	1)	③	イ			運転管理業務	事業者が行う運転管理業務は範囲がここでは表記されていませんが、添付資料5に記載されているようにエネルギー回収型廃棄物処理施設の運転管理との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書添付資料5及び要求水準書第Ⅱ編(運営・維持管理業務編)の第4章に示した内容です。
6	入札説明書	7	第3章	9	1)	③	コ			住民等対応業務	事業者が行う③コ住民等対応業務とは、貴組合が行う②ア住民対応の補佐との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、設計・建設及び運営維持管理業務上及び事業者の提案内容で事業者の責により住民対応が必要な場合の事業者による対応も含まれます。
7	入札説明書	7	第3章	9	1)	③	コ			住民等対応業務	マテリアルリサイクル推進施設の住民等対応業務については、事業者が行う業務の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	住民対応については、組合が行いますが事業者は必要に応じて協力する業務が含まれます。
8	入札説明書	8	第3章	10	2)					本施設の運営業務に係る対価	今回の施設はFIT認定を受ける予定でしょうか。FIT認定手続きに関する貴組合への支援を見込むために伺います。	売電方法については、FIT制度を主眼として検討しています。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
9	入札説明書	8	第3章	10	2)					本施設の運営業務に係る対価	売電収入に関して、提案の余剰電力量を超過達成した場合は、超過達成分を事業者収入として頂けないでしょうか。運営段階での余剰電力量最大化のインセンティブを事業者の運転業務に織り込むことができると考えます。	原案のとおり、売電収入は組合帰属となります。
10	入札説明書	8	第3章	10	2)					アンシラリーサービス料金	アンシラリーサービス料金については、貴組合負担との記載がございますが、系統連携契約については貴組合が電力会社と締結されるものとし、貴組合から支払われる運営委託費にはアンシラリーサービス料金は一切含まれないものとして、運営・維持管理業務委託費の見積を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、必要となるアンシラリーサービス料金については、組合予算化前に提示してください。
11	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ア	(エ)	a)	本施設のうちプラントの設計・建設を行う者の要件	提案の処理方式は、参加資格時に代表企業の竣工実績として提出した処理方式と同一とする認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	オ			用地造成工事を行う者の要件	主たる営業所(本店)とありますが、一方で落札者決定基準の用地造成工事担当企業の項目は2市2町に本店とあります。入札説明書を正として、落札者決定基準は本店だけでなく営業所も認められると解釈してよろしいでしょうか。	主たる営業所とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であります。名目上の本社、本店等であってもその実態を有しないものは該当しません。よって、「主たる営業所」に該当しない場合、認められません。
13	入札説明書	14	第4章	1	2)	②	ケ	(イ)		副生成物等の引取を行う者の要件	要件に記載の副生成物等の引取り、資源化の実績を有することと記載がございますが、実績証明においてはどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	副生成物等の買取実績、資源化先における再資源化用途、資源化量等で実績が把握できる資料をご提出してください。
14	入札説明書	14	第4章	2	2)	①				特別目的会社の設立(特別目的会社を設立する場合)	運営事業者の本店所在地は本施設の所在地とすることと記載ありますが、運営開始前は構成市町以外の代表企業等の本店、支店に設けてもよろしいでしょうか。	運営開始前の所在地については、認めます。
15	入札説明書	14	第4章	2	2)	①				特別目的会社の設立(特別目的会社を設立する場合)	運営事業者の本店所在地は本施設の所在地とすることと記載ありますが、建設工事中は建設事業者の現地事務所内に設けてもよろしいでしょうか。	認めません。
16	入札説明書	14	第4章	2	2)	①				特別目的会社の設立(特別目的会社を設立する場合)	運営業務開始前の特別目的会社の本店所在地は、構成市町以外の代表企業等の本社等でもよろしいでしょうか。	No.14の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
17	入札説明書	16	第5章	2	2)	③					価格審査	参考内訳が記載されていますが、予定価格が超過しなければ建設業務もしくは運営委託業務の価格のどちらかを超過しても失格にはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書	16	第5章	2	2)	③					価格審査	入札書比較価格を超過した入札を行った応募者は失格とありますが、【参考内訳】として記載のある建設業務及び運営委託業務についてどちらか一方が内訳を超過しても、合計額である入札書比較価格を超過していなければ失格とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	入札説明書	16	第5章	2	2)	③					価格審査	参考内訳が記載されていますが、予定価格が超過しなければ建設業務もしくは運営委託業務の価格のどちらかを超過しても失格にはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	16	第5章	2	2)	③					価格審査	電力工事負担金税抜き616,000千円は建設業務に含めて反映させることでよろしいでしょうか。	税抜き価格560,000千円を反映させてください。(616,000千円は消費税及び地方消費税を含む金額です。)
21	入札説明書	19	第6章	1	6)	①					対面的対話	施設整備の概要については、任意の様式としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書	23	第6章	3	2)	⑤					焼却灰等運搬業務委託契約	「なお、本契約は組合、運営事業者(特別目的会社を設立する場合は特別目的会社)、焼却灰等運搬企業の間で焼却灰等の運搬に係る三者契約を締結することを予定している」との記載がありますが、三者契約とは貴組合と焼却灰等運搬企業との間で締結する焼却灰等運搬業務委託契約書と運営事業者と焼却灰等運搬企業との間で締結する附属契約を総称して三者契約と理解してよろしいでしょうか。また焼却灰等資源化委託契約の三者契約についても同様の解釈と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
23	入札説明書	23	第6章	3	4)	②	ア	(ウ)			焼却灰等運搬業務契約	「・・・年度契約金額の10分の1以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに組合に納付する。」とありますが、江南市契約規則29条(3)及び犬山市契約規則31条(3)の適用により、保証金は免除としていただけないでしょうか。	(ウ)については、過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除することとします。
24	入札説明書	23	第6章	3	4)	②	ア	(エ)			入札保証金及び契約保証金	「・・・年度契約金額の10分の1以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営・維持管理業務委託の契約の締結時に納付する」とありますが、江南市契約規則29条(3)及び犬山市契約規則31条(3)の適用により、保証金は免除としていただけないでしょうか。	(エ)については、過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除することとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
25	入札説明書	23	第6章	3	4)	②	ア	(エ)		焼却灰等資源化委託契約	「・・・年度契約金額の10分の1以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに組合に納付する。」とありますが、江南市契約規則29条(3)及び犬山市契約規則31条(3)の適用により、保証金は免除としていただけないでしょうか。	No.24の回答を参照願います。
26	入札説明書	25	第7章	4						技術提案書	入札参加資格関係に関連する様式6号書類のうち、様式6-6のみ1部提出となっていますが、各2部の内、一方を正本、他方を副本と考え、正本にのみ、様式6-6を綴じこむと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	入札説明書	25	第7章	4						事業提案書類	提案書の種類として、「施設計画図書等」「事業計画」「技術提案書」とありますが、枚数の多寡に応じて合冊または分冊としても差し支えないでしょうか。	「施設計画図書等」「事業計画」「技術提案書」は分冊としてください。
28	入札説明書	26	第7章	4						事業提出書類	要求水準適合表(様式12)の提出体裁についてご教示願います。(例:A4判とし、A3はA4折込み製本。またはA3製本等)	A4判(A3は折り込み)としてください。 また、要求水準書から変更する箇所は朱書きにするなど、変更箇所が分かるようにしてください。
29	入札説明書	26	第7章	4						事業提案書類	「要求水準適合表を1部提出」との記載がありますが、これは様式12-1、12-2に従い記入したものを、A3ファイルに綴じて1部提出するという理解でよろしいでしょうか。 また、1部であれば正本・副本どちらの扱いでしょうか。	提出部数を正本1部、副本9部に修正します。 製本方法はNo.28の回答を参照願います。
30	入札説明書	26	第7章	4						事業提出書類	要求水準適合表(様式12)は別冊とはせず、施設計画図書等(基礎審査対象図書)に含めることでよろしいでしょうか。	要求水準適合表と施設計画図書等(基礎審査対象図書)は別に作成ください。 要求水準書適合表は別冊としてください。
31	入札説明書	26	第7章	4						事業提案書類	表中に「要求水準適合表/様式12-1~12-2/1部」とありますが、一方で、添付資料-7施設計画図書にも「2.設計仕様書/要求水準書に対する設計仕様書」とあります。 後者についても様式12-1~12-2を用いて記載し、施設計画図書として提出することでよろしいでしょうか。	設計仕様書については、要求水準書に対する設計仕様書とし、様式12-1~12-2とは別に提出してください。
32	入札説明書	26	第7章	4	3)					事業計画	「事業計画書は、様式9-1~9-3は、正本のみに添付すること」と記載されておりますが、様式9-3とは、様式9-3(添付)、9-3-1を含むとの理解でよろしいでしょうか。	様式9-1、9-2-1、9-2-2及び9-3は正本には添付せず入札書の封筒に入れ封かんしてください。なお、様式9-3添付資料は事業計画書に添付してください。また、正本の事業計画書には様式9-1、9-2-1、9-2-2及び9-3のインデックスは付けてください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第7章	4	3)							
33	入札説明書	26	第7章	4	3)					事業計画	「様式9-1～9-3は正本のみに添付すること」とありますが、様式9-1～9-3は入札書に封かんする応募者の入札価格となるため、正本及び副本への添付は不要でよろしいでしょうか。	No.32の回答を参照願います。
34	入札説明書	26	第7章	4	3)					事業計画	「様式9-1～9-3は正本のみに添付すること」とありますが、入札説明書p27,6)①には入札書(様式11)と共に封緘するように、ご指示があります。入札価格漏洩防止の観点から、様式9-1～9-3につきましては、正本に添付せず、入札書(様式11)と共に封緘するのみの提出とさせていただけないでしょうか。	No.32の回答を参照願います。
35	入札説明書	27	第7章	4	3)					事業計画	「様式9-1～9-3は正本のみに添付すること」とありますが、入札書に同封し正本への添付は不要と解釈してよろしいでしょうか。	No.32の回答を参照願います。
36	入札説明書	27	第7章	4	4)	②				技術提案書	ただし、様式6-2に記載の地元企業については企業名が分かる記述を避けることとありますが、地元企業採用の場合、様式6-2の称号又は名称の欄は空白で、その他の項目は埋めるのでしょうか。	様式6-2に記載の地元企業を含む場合の地元企業一覧表のうち、正本1部には企業名を記載し、副本9部は地元企業名が分からないようにしてください。
37	入札説明書	27	第7章	4	4)	②				技術提案書 添付資料	添付資料は技術提案書と合冊としてもよろしいでしょうか	添付資料は、別冊としてください。
38	入札説明書	27	第7章	4.	4)	②				関心表明書	各企業の関心表明書等の添付は不要とありますので、様式10-9地元企業の活用に記載する企業以外の各企業の関心表明書の取得及び添付も不要と理解してよろしいでしょうか。	関心表明書は不要ですが、地元企業への発注件数及び想定されている発注額が分かるようにしてください。
39	入札説明書	27	第7章	4	4)	②				技術提案書	「様式10-9地元企業の活用に記載した企業件数及び発注予定額が分かるように地元企業の会社名、所在地(本店、支店、営業所別に地元と地元以外が分かるように記載)・・・」とありますが、一覧表は事業者の任意様式にて、添付するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
40	入札説明書	27	第7章	4	4)	②				技術提案書	「様式10-9地元企業の活用に記載した企業件数及び発注予定額が分かるように地元企業の会社名、所在地(本店、支店、営業所別に地元と地元以外が分かるように記載)・・・」とありますが、入札時において地元企業以外の発注先をお示しすることは困難です。この場合、一覧表に記載する企業はあくまで地域経済への貢献(地元企業への発注額)を貴組合が、確認されることを目的としていると思慮いたしますので、一覧表へ記載するのは地元企業のみとさせていただきます。また、あくまで現時点での想定であり、実際の契約交渉の中で合意に至らなかった際の取扱は別途ご協議いただけるとのとの理解でよろしいでしょうか。	地元企業のみとします。また、地元企業との契約が合意に至らなかった場合は未達と判断します。なお、「地元企業の活用」に関わらず、技術提案書の提案内容については未達、未実施は想定にせず、必ず達成、実施されるべきものです。
41	入札説明書	27	第7章	4	4)	②				技術提案書	地元企業の定義についてうかがいます。地元企業とは構成2市2町に本店、支店、営業所がある企業と考えてよろしいでしょうか。	地元企業の定義はご理解のとおりです。
42	入札説明書	27	第7章	4	4)	② ④				技術提案書	②「～様式10-9地元企業の活用に記載した企業件数及び発注予定額が分かるように地元企業の会社名、所在地(本店・支店・営業所別に地元と地元以外が分かるように記載)、発注業務内容、発注予定額、その他応募者が必要と思われる事項を記載した一覧表を添付することし各企業の関心表明書等の添付は不要とする。ただし、様式6-2に記載の地元企業については企業名が分かる記述を避けること。」とありますが、一方④では「構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。」とあります。様式10-9の添付資料には構成員または協力企業ではない地元企業の企業名の記載は可とし、様式10-9の添付資料以外については、構成員または協力企業に限らず、地元企業であっても企業名を記載することは不可との認識でよろしいでしょうか。	様式6-2に記載の地元企業名は2部とも地元企業名を記載してください。様式10-9に記載の地元企業名は、正本1部には地元企業名を記載し、副本9部は地元企業名が分からないようにしてください。また、地元企業一覧表のうち、様式6-2記載の地元企業については、正本1部は地元企業名を記載し、副本9部は地元企業名が分からないように記載してください。
43	入札説明書	27	第7章	4	5)					提案書の電子データ	電子データに「要求水準適合表」の項目が記載されていませんが、電子データには含めないとの理解でよいでしょうか。	電子データに含めてください。
44	入札説明書	27	第7章	4	5)					提案書の電子データ	電子データは、正本・副本ともに格納するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	入札説明書	27	第7章	4	6)	①				入札書	「入札書(様式11)に応札額を記入の上、様式9-1から様式9-3と共に封筒に入れ」とありますが、様式9-3には、様式9-3添付、9-3-1は含まないことでよろしいでしょうか。	No.32の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
46	入札説明書	27	第7章	4.	6)	①					封筒に入れる様式	封筒に入れる様式9-1から様式9-3は様式9-3添付資料も入れるという理解でよろしいでしょうか。	No.32の回答を参照願います。
47	入札説明書	29	第7章	6							地元への配慮	地元雇用の定義は、2市2町の在住者と考え、またその在住を証するのは個人情報保護法等に抵触しないように公共料金支払い証の提出により在住者であることを確認することでよろしいでしょうか。 また住民票の取得時期や期間の制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	確認方法をご理解のとおりです。 住民票についてもご理解のとおりです。
48	入札説明書	30	第8章	3	1						保険	建物総合損害共済以外に、貴組合にて加入予定の保険等がございましたらご教示願います。事業者にて付保する保険との重複契約を防ぐため、その補填内容(付保対象、付保期間等)をご教示願います。	現時点では建物総合損害共済以外の加入は想定していません。 補填内容はNo.579の回答を参照願います。
49	入札説明書	30	第8章	4	1)						想定されるリスクの分担	本事業におけるリスク分担の考え方について、「組合と事業者が適正にリスクを分担する」とある一方で、「建設業務、運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとする」とあります。『入札説明書添付資料-9 リスク分担』で明確にされていないリスクについては、組合と事業者が協議し、適正にリスクを分担するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	入札説明書	30	第8章	4	1)						想定されるリスクの分担 1) 基本的な考え方	本事業におけるリスク分担の考え方について、「組合と事業者が適正にリスクを分担する」としつつ、「建設業務・運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負う」とされておりますが、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」における「リスクの分担等の基本的留意点」で示されているように、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方は、「本事業におけるリスク分担の考え方」にも妥当すると理解してよろしいでしょうか。また、「組合が分担すべき合理的な理由があるリスク」には、組合が管理することができるリスクが含まれる、と理解してよろしいでしょうか。	本事業はPFI法に準じた事業ではありませんが、適正にリスクを分担し事業者、組合がそれぞれのリスクを管理する考えです。
51	入札説明書	31	第8章	6							地元への配慮	地元雇用の定義は、2市2町の在住者と考えて宜しいでしょうか。また、その在住を証するのは個人情報保護法等に抵触しないように水道等の公共料金支払い証の提出により在住者であることを確認することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
52	入札説明書添付資料	37	添付資料4							本事業の主な業務範囲	マテリアルリサイクル推進施設において、貴組合の運転に起因して設備の損傷や修繕費用が増加した場合は、貴組合にてご負担いただくという認識でよろしいでしょうか。また、受注者側に帰責がなく、受注者が維持管理業務を要求水準通り履行していることを証明した場合は、発注者側の帰責としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	組合の運転に起因するものと組合が判断した場合は組合にて負担します。受注者側に帰責がないと組合が判断した場合は、ご理解のとおりです。
53	入札説明書添付資料	38	添付資料5							本事業の業務範囲分担表	本内容は添付資料4の注記と同様、『組合、事業者の業務範囲の詳細は、要求水準書等に示すが契約締結時協議を行う予定』と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、原則は要求水準書、事業契約書等のとおりです。
54	入札説明書	38	添付資料-5							本事業の業務範囲分担表	運転管理計画作成の業務分担において、マテリアルリサイクル推進施設は貴組合が主で作成し、運営事業者は必要に応じて作成に協力する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	入札説明書	38	入札説明書添付資料-5							本事業の業務範囲分担表 受付業務への協力	「副は必要に応じて組合に協力する」とありますが、想定されている頻度、作業内容、作業ボリュームをご教示願います。	No.4の回答を参照願います。
56	入札説明書	38	添付資料-5							本事業の業務範囲分担表	マテリアルリサイクル推進施設の運転管理は貴組合の業務範囲となっておりますが、運転管理計画作成の業務分担は事業者となっております。マテリアルリサイクル推進施設の運転管理計画作成については、貴組合範囲との理解でよろしいでしょうか。	組合が主体となって作成しますが、運営事業者は、必要に応じて作成に協力する業務を含みます。
57	入札説明書	38	入札説明書添付資料-5							本事業の業務範囲分担表 運営管理	マテリアルリサイクル推進施設の運転管理は貴組合の業務範囲となっておりますが、運転管理計画作成の業務分担は事業者となっております。マテリアルリサイクル推進施設の運転管理計画作成については、貴組合範囲との理解でよろしいでしょうか。	組合が主体となって作成しますが、運営事業者は、必要に応じて作成に協力する業務を含みます。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
58	入札説明書	38	添付資料-5							本事業の業務範囲分担表	施設全体管理、受付管理、運営管理、焼却灰等の処理・処分において事業者が▲印のもので「副は必要に応じて組合に協力する」とは、事業者の業務に支障の無い範囲での協力であり、また内容は、貴組合のご指示に基づく作業補助的なものと考えてよろしいでしょうか。尚、協力の内容について具体的に想定されている内容があればお示しください。	▲印については、ご理解のとおりです。なお、協力の内容についてはご理解のとおりです。具体的な協力内容については、提案によります。
59	入札説明書添付資料	39	添付資料5							本事業の業務範囲分担表	災害廃棄物処理対応は事業者が主となっており、さらに備考欄に「主は災害廃棄物の受入及び処理を行う」とありますが、一方で、要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編) p.9 13. 災害発生時の協力 には「運営事業者はその処理処分に協力すること」とあります。災害時においても平常時と同じく受付管理業務は貴組合の所掌であり、事業者は必要に応じて協力するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	入札説明書	39	添付資料-5							施設警備	施設警備業務の分担が、主:事業者、副:無、となっておりますが、受付業務で取扱う料金は貴組合で管理されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	入札説明書	39	入札説明書添付資料-5							本事業の業務範囲分担表 災害対応	「災害対応」の「災害廃棄物処理対応」の欄において、事業者が災害廃棄物の受入及び処理を行うとありますが、受入に関しては貴組合範囲で、事業者は処理を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、運営事業者は必要に応じて災害廃棄物の受入に協力する業務を含みます。
62	入札説明書	39	添付資料-5							災害廃棄物処理対応	災害廃棄物の受入管理、ヤード運用、ごみピットへの運搬は貴組合にて行い、運営事業者は、災害廃棄物がごみピットへ投入された以降の処理を行うという理解でよろしいでしょうか。	No.61の回答を参照願います。
63	入札説明書添付資料	39	添付資料5							本事業の業務範囲分担表	本施設が避難者を受入れた場合、その避難所の運営は貴組合の所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
64	入札説明書添付資料	39	添付資料-5							本事業の業務範囲分担保	情報管理業務のうち施設警備については事業者側の業務範囲となっていますが、マテリアルリサイクル施設に関する箇所も事業者が警備を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	入札説明書	39	添付資料-5							環境管理	作業環境管理に関して、貴組合業務範囲については、貴組合所掌とありますが、作業環境測定(粉じん等)についても貴組合にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	作業環境測定は事業者の所掌となります。
66	入札説明書	39	添付資料-5							災害廃棄物処理対応	災害廃棄物処理対応において「主は災害廃棄物の受入及び処理を行う。」とありますが、運営事業者の業務範囲は災害廃棄物がごみピットへ投入された以降という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、運営事業者は必要に応じて災害廃棄物の受入に協力する業務を含みます。
67	入札説明書	39	添付資料-5							情報管理	報告書の作成・管理に関して、貴組合業務範囲内の運転管理等の報告書の作成・管理については、要求水準書 第II編 運営・維持管理業務編のP46第5節2)に、マテリアルリサイクル推進施設の運転日報等は、貴組合が整理するとありますので、貴組合所掌との理解でよろしいでしょうか。	組合が主体となって作成しますが、運営事業者は、必要に応じて作成に協力する業務を含みます。
68	入札説明書	39	添付資料-5							施設警備	施設警備業務の分担が、主:事業者、副:無、となっておりますが、受付業務にて取扱う金銭は貴組合で管理されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.60の回答を参照願います。
69	入札説明書	40	添付資料-6	表1						運営固定費Ⅲ	マテリアルリサイクル推進施設で使用される低速回転式破砕機の破砕刃や高速回転式破砕機のハンマーなども運営固定費Ⅲに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	入札説明書	40	添付資料-6	2	1)	※1				建設業務に係る対価	組合から建設事業者への支払額は実際に建設事業者から送配電事業者へ負担した金額とありますが、想定している電力引き込み工事負担金616,000,000円を超過した場合でも適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
71	入札説明書	40	入札説明書添付資料-6	1						対価の構成	運営固定費Iには、負担金等(負担金、公租公課等)が含まれておりますが、電力引込み工事負担金は、建設業務に係る対価にて支払われる旨が、「入札説明書42頁3.対価の支払い方法1)建設業務費」にて記されております。具体的にどのような負担金を想定されているのでしょうか。	上水道などを想定しております。
72	入札説明書	41	添付資料-6	2	2)					実績処理対象物量	「各支払期の実績処理対象物量は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし」とございますが、運営変動費Iをエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設で個別に設ける場合、搬入量データのみでは、マテリアルリサイクル推進施設で処理した可燃残さの計上が困難かと思われます。 適宜搬出量の計量値を算定に用いることで各施設の実績処理対象物量を算出するとの理解でよろしいでしょうか。	可燃残さ等の処理量の把握方法は提案によることとしますが、実際に計量する方法や搬入量から有価物等の搬出量を差し引くなどによる方法も認めます。
73	入札説明書添付資料	41	添付資料6	2	2)	表3				運営業務委託費の算定方法	運営変動費Iの算定方法について、 ○運営変動費I=各年度の計画処理量×提案単価とされていますが、入札説明書P.42 3.2)④にある通り、第1四半期から第3四半期の当該委託料については当該年度の計画処理量の4分の1に提案単価を乗じて算定を行うものの、第4四半期の当該委託料については、提案単価に当該実績処理対象物量を乗じた金額から第1四半期から第3四半期の当該委託料を控除した調整額となるため、年間の委託料としては、 ○運営変動費I=各年度の実績処理対象物量×提案単価となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	入札説明書	41	添付資料-6	2	2)	表3				建築設備保守費	運営固定費IIの建築設備保守費と運営固定費IIIの違いについてご教示願います。 2020年7月の第2回質問回答書のNo.48において、「マテリアルリサイクル推進施設分の運営固定費IIIの総額を変更する可能性がある」とは、入札説明書添付資料-6 3.2).③の内容でしょうか。その場合、受入業務や搬入管理業務も含まれる理解ですが、エネルギー回収施設や計量棟を含めた本施設における建築設備の法定点検は運営固定費IIに計上するということでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
75	入札説明書	41	添付資料-6	3	2)	表4					運営固定費Ⅱ	「焼却灰等の資源化費」とありますが、受入先事業者が立地する自治体に負担金制度がある場合、貴組合が支払う委託費を除外し、その負担金額、支払い頻度を分かるように示せばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	入札説明書	41	添付資料-6	3	2)	表4					運営固定費Ⅲ	説明用調度品の維持管理は20年間分を運営固定費Ⅲの様式9-8-1に計上することよろしいでしょうか。	様式9-8-1に計上してください。
77	入札説明書	41	添付資料-6	4	2)	表4					運営固定費Ⅲ	運営固定費Ⅱの建築設備保守費と運営固定費Ⅲの違いについてご教示願います。エレベータや消防用設備などの建築設備の点検費用は運営固定費Ⅱに計上するものとしてよろしいでしょうか。	運営固定費Ⅲは、マテリアルリサイクル推進施設分については総額を変更する可能性がある固定費が含まれているので運営固定費Ⅱと分けています。エレベータや消防設備については運営固定費Ⅱに計上して下さい。
78	入札説明書	42	添付資料-6	3	1)						建設業務費	各会計年度毎に年度出来高相当額と支払限度額相当額が設定された場合、その内訳は『建設工事請負契約書』に通知書が添付されるのか、『ごみ処理施設建設工事請負約款』の第38条の『部分払い』に追加記載になるのか。もしくは約款に追加記載になるものと考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	契約書に通知書を添付します。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
79	入札説明書	42	添付資料-6	3	2)	④					運営業務委託費	計画処理量と実績処理量に関する支払い方法についての記載はございますが、計画ごみ質と実績ごみ質の相違による清算(計画ごみ質を下回るごみ搬入による燃料費の増加など)についても、P53のごみ質変動リスクに基づき、協議頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	入札説明書	42	添付資料-6	3	2)	④					運営業務委託費	計画処理量と実績処理量に関する支払い方法についての記載はございますが、計画ごみ質と実績ごみ質の相違による清算(計画ごみ質を下回るごみ搬入による燃料費の増加など)についても、P51のごみ質変動リスクに基づき、協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	入札説明書添付資料	43	添付資料6	4	2)	①					物価変動に基づく改定方法	当項目では「毎年9月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均)」とある一方で、3)「表5 運営業務委託費の改定の算定式一覧」内の※2では「各年10月に確定する前年度の10月から翌年9月までの物価指数の平均を指す」とあります。9月末時点では9月の物価指数は確定していないため「毎年9月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均)」を正と理解してよろしいでしょうか。	9月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均)としてください。
82	入札説明書添付資料	44	添付資料6	4	2)						表4 物価変動に基づく改定に用いる指標	運営変動費とは運営変動費Ⅰ及び運営変動費Ⅱを指しているかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	入札説明書	44	添付資料-6	表4							人件費指標	人件費に用いる指標として「毎月勤労統計調査/調査産業計(事業所規模30人以上)/現金給与総額指数/愛知県平均(厚生労働省)」と記載されておりますが、e-Sat(厚生労働省)では、事業所規模30人以上の愛知県平均は表示されないため、愛知県統計課の指標を用いることでよろしいでしょうか。	入札説明書に記載の物価変動に示した指標より、妥当であると組合が判断する場合がありますので、様式9-3-1に指標を提案してください。なお、提案する指標の採用・不採用は、組合及び事業者の協議により決定します。
84	入札説明書	44	添付資料-6	表4							運営業務委託費B	運営委託業務委託費Bは、運営変動費Ⅰ(本施設の変動費用)と運営変動費Ⅱ(焼却灰等の資源化変動費)の構成となっております。運営委託費Ⅱについても、物価変動に基づく改定が適用されると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	入札説明書	46	入札説明書添付資料-7								施設計画図書	エネルギー回収型廃棄物処理施設に特有の図書(例:焼却炉の説明書)はマテリアルリサイクル推進施設では提出不要と思料いたしますが、マテリアルリサイクル推進施設で独自に必要な図書がありましたら指示をお願いします。	ご理解のとおりです。マテリアルリサイクル推進施設での独自提出図書はございません。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
86	入札説明書	46	入札説明書添付資料-7	1						施設計画図書	以下、兼用とさせていただきます。 ・1(1)施設全体配置図と3(1)全体配置図 ・1(2)全体動線計画と3(3)車両動線計画 ・3(6)建築一般図中の各階配置図と(7)各階機器配置図 ・3(6)建築一般図中の断面図と(8)機器配置断面図 また、4(6)計装フローシートは(1)～(5)のフローシートに含むものとしてよろしいでしょうか。	図面を兼用することは認めますが、概要説明書と図面には、それぞれを添付してください。
87	入札説明書	46	添付資料-7	1	(8)					受注実績表	受注実績表の納入先については、応募者が特定されてしまうことを避けるため、「A市」「B組合」等の記載でよろしいでしょうか。	正本には納入先名を記載し副本は「A市」、「E組合」としてください。
88	入札説明書 添付資料7	46	添付資料-7	2						設計仕様書	要求水準書に対する設計仕様書は、様式12を使用することによろしいでしょうか。	様式12そのものを設計仕様書とは認めません。様式12を活用し、作成してください。
89	入札説明書 添付資料7	47	添付資料-7	3	(6)					建築一般図	建築一般図の各階平面図、断面図については、(7)各階機器配置平面図、(8)機器配置平面図と兼用してよろしいでしょうか。	No.86の回答を参照願います。
90	入札説明書	49	添付資料-8	3	2)					組合によるモニタリングの方法	3. モニタリングの方法2) 組合によるモニタリングの方法として、運営業務のモニタリングが記載されていますが、マテリアルリサイクル推進施設の運営業務については、維持管理業務のみで、運転業務にかかるモニタリングは除外するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	入札説明書	49	入札説明書添付資料-8	3	2)	②				組合によるモニタリングの方法	3. モニタリングの方法2) 組合によるモニタリングの方法として、運営業務のモニタリングが記載されていますが、マテリアルリサイクル推進施設の運営業務については、維持管理業務のみで、運転業務にかかるモニタリングは除外するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	入札説明書添付資料	51	添付資料9	(4)						リスク分担表 法令変更リスク	税制リスクのうち、消費税改正のリスクは組合様が負担して頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	入札説明書	51	入札説明書添付資料-9	(8)						リスク分担 許認可リスク	事業者が取得すべき許認可の取得にあたっては、貴組合にご対応頂く事項があるものも含まれますので、「事業者の事由により事業者が取得すべき許認可の取得に関するもの」に変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
94	入札説明書添付資料	51	添付資料9	(13)						リスク分担表 周辺住民対応リスク	P.39入札説明書添付資料-5 本事業の業務分担表において住民対応は貴組合が主であり、事業者が副となっておりますが、リスク分担表では「事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの」については事業者のみ負担となっております。提案内容について貴組合とご協議またはご了承の上で実施したものであるものに対する周辺住民等の反対運動等については、必要に応じて貴組合とのリスク分担をご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	原則、リスク分担表のとおりです。事業者の提案に関わるものは事業者分担ですが、必要に応じて協議を行います。
95	入札説明書	51	入札説明書添付資料-9	(14)						リスク分担 周辺住民対応リスク	(14)にいう事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応のうち、(12)にいう貴組合が事業者に対して提示する条件に基づき事業者が実施した業務に起因するものについては、貴組合のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	組合が提示した条件によるものはご理解のとおりです。
96	入札説明書	52	入札説明書添付資料-9	(23) (24)						リスク分担 物価変動リスク	ロシアによるウクライナ侵攻等の世界情勢影響により、国内物価の推移は極めて不透明な状況です。契約締結時までに急激な物価変動が生じ、見積時の物価水準が適切に契約金額に転嫁されない場合、過度な物価変動リスクを事業者が負担することになりかねません。また、過度な物価変動リスクが見積額に織り込まれることで本事業費が実態よりも割高になってしまい、将来にわたる貴組合のご負担が重くなってしまう懸念があります。そのような事態を回避し、適正な物価変動リスクの分担のもとで本事業を建設・運営する為、急激な物価変動に際してのご協議をお願いします。	物価変動への対応は、入札説明書添付資料-6に記載のとおりです。建設業務については、建設工事請負契約書(案)(賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更)第26条をご確認ください。運営業務については、入札説明書添付資料-6「4. 運営業務委託費の改定」をご確認ください。
97	入札説明書	52	添付資料-9							物価変動リスク(24)	物価スライドを意味していると解釈いたしますが、「一定範囲」とは 添付資料-6.4. 3)「改定の条件 運営業務委託費の支払額」における改定割合1.5%以内のことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、改訂割合は、入札説明書P44 3)改定の条件 運営業務委託費の支払額に示すとおりです。
98	入札説明書	52	添付資料-9							不可抗力リスク	疫病のリスク分担は本不可抗力リスクに含まれ、リスク分担は貴組合と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	入札説明書	52	添付資料-9							不可抗力リスク	新型コロナウイルス等感染症による自粛・制限に起因する遅延、増加費用は不可抗力リスクと考えてよろしいでしょうか。	いわゆる新型コロナウイルスについては、受注者の故意又は過失により施工/事業運営できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルスによる感染症の影響により工事が施工/事業運営できなくなる場合は、「不可抗力」に該当するものと考えられます。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
100	入札説明書添付資料	52	添付資料-9	(25)						リスク分担保 不可抗力リスク	感染症や伝染病は不可抗力事由に該当すると理解してよろしいでしょうか。	No.98の回答を参照願います。
101	入札説明書	52	添付資料-9							不可抗力リスク (25)	疫病のリスク分担保は本不可抗力リスクに含まれ、リスク分担保は貴組合と考えるとよろしいでしょうか。	No.98の回答を参照願います。
102	入札説明書	52	添付資料-9							不可抗力リスク (25)	新型コロナウイルス等感染症による自粛・制限に起因する遅延、増加費用は(25)不可抗力リスクと考えるとよろしいでしょうか。	No.99の回答を参照願います。
103	入札説明書	52	添付資料-9							事故発生リスク (28)	設計・建設・管理運營業務における事故の発生に関するものは事業者となっておりますが、(25)では天災・暴動等不可抗力にかかる増加費用は貴組合となっております。事故事由が天災・暴動・疫病等不可抗力等によるもののリスク分担保は貴組合と考えるとよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。 なお、新型コロナウイルス対策は十分行うこととしてください。
104	入札説明書	52	入札説明書添付資料-9	(28)						リスク分担保 事故発生リスク	事故発生リスクについて事業者にて○となっておりますが、設計・建設・管理運營業務における事故のうち、事業者の事由により生じたものに限るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	入札説明書	53	添付資料-9							ごみ量変動リスク (45) (46)	ごみ量変動リスクにて「施設許容量」とありますが、要求水準書第I編、第1章第2節計画主要目に記載の年間計画ごみ処理量と考えるとよろしいでしょうか。	施設許容量は、定格処理量及び特別な維持管理を要しないで稼働可能な日数によって定めます。
106	入札説明書	53	入札説明書添付資料-9	(45) (46)						リスク分担保 ごみ量変動リスク	施設許容量は、要求水準書で示されている年度ごみ量と理解してよろしいでしょうか。 また、施設許容量以上のごみ受入・処理に起因し用役使用量増による変動費単価増、設備維持管理費・補修費増、人員増等による固定費増が生じた場合は、貴組合のご負担と理解してよろしいでしょうか。	施設許容量は、定格処理量及び特別な維持管理を要しないで稼働可能な日数によって定めます。 処理量の変動は変動費で精算する予定としております。固定費の大幅な変動等がある場合には協議することとします。
107	入札説明書	53	添付資料-9							ごみ質変動リスク (47) (48)	ごみ質変動リスクに記載の「想定ごみ質」とは、要求水準書第I編、第1章第2節計画主要目に記載の低質ごみ、高質ごみ間の範囲と考えるとよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、要求水準書等を踏まえた事業者の提案を認める場合があります。その場合、処理可能なごみ質とともに落札者決定基準書の得点化基準に沿って評価することとなります。
108	入札説明書	53	添付資料-9							ごみ質変動リスク	想定ごみ質の定義は、要求水準書で示されている計画ごみ質を踏まえた事業者の提案と理解してよろしいでしょうか。 また、想定ごみ質から乖離したごみ受入・処理に要する費用(変動費・固定費)は貴組合のご負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案を確認の上、認める場合もあります。処理可能な計画ごみ質とともに落札者決定基準書の得点化基準に沿って評価されます。なお、想定した計画ごみ質の乖離については、その原因について調査を行い協議することとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
109	入札説明書	53	入札説明書添付資料-9	(47)	(48)					リスク分担 ごみ質変動リスク	想定ごみ質の定義は、要求水準書で示されている計画ごみ質を踏まえた事業者の提案と理解してよろしいでしょうか。また、想定ごみ質から乖離したごみ受入・処理に要する費用(変動費・固定費)は貴組合のご負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案を確認の上、認める場合もあります。処理可能な計画ごみ質とするとともに落札者決定基準書の得点化基準に沿って評価されます。なお、想定した計画ごみ質の乖離については、その原因について調査を行い協議することとします。
110	入札説明書	53	添付資料-9							ごみ量変動リスク	施設許容量は、要求水準書で示されている年度ごみ量と理解してよろしいでしょうか。また、施設許容量以上のごみ受入・処理に起因し用役使用量増による変動費単価増、人員増等による固定費増が生じた場合は、貴組合のご負担と理解してよろしいでしょうか。	No106の回答を参照願います。
111	入札説明書添付資料	53	添付資料9	(50)						リスク分担表 運営段階 不適物処理リスク	「搬入される不適物の処理に関するもの」のリスクは組合となっています。これには、マテリアルリサイクル推進施設において、処理不適物を投入したことによる機器損傷等の復旧費リスクも含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	組合の帰責によると判断された場合はご理解のとおりです。
112	入札説明書	53	添付資料-9							施設設備損傷リスク	運営段階 施設設備損傷リスク(57) 事故・火災等に関するリスクが事業者となっておりますが、「(25)天災・暴動等不可抗力リスク」と「(54)組合が実施する業務における運営不備に関するもの」は貴組合のリスクとなっております。事故・火災等の要因に応じたリスク分担となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	入札説明書	53	入札説明書添付資料-9	(50)						リスク分担 不適物処理リスク	リチウムイオン電池等の搬入不適物に起因した火災等による損害は、事業者の業務委託範囲の中で重大な過失がない限り、貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。	組合と事業者の協議において、事業者の業務範囲における重大な過失がないと組合が認めた場合は、ご理解のとおりです。
114	入札説明書添付資料	53	添付資料9	(53)						リスク分担表 運営段階 施設設備損傷リスク	「事業者が実施する業務における運営不備に関するもの」のうち、貴組合が実施されるマテリアルリサイクル推進施設における運営不備に起因するリスクは組合にあるものと理解してよろしいでしょうか。	組合と事業者の協議により、組合の運営不備と組合が判断した場合は、ご理解のとおりです。
115	入札説明書添付資料	53	添付資料9	(57)						リスク分担表 運営段階 施設設備損傷リスク	「事故・火災等に関するもの」のうち、貴組合が実施されるマテリアルリサイクル推進施設の運転中に、火災や爆発等が発生し、本施設や設備が損傷した場合のリスクは、貴組合にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	組合と事業者の協議により、組合が実施する運営不備による火災や爆発が発生し、本施設や設備が損傷したと組合が判断した場合は、ご理解のとおりです。
116	入札説明書	53	入札説明書添付資料-9	(57)						リスク分担 施設設備損傷リスク	事故・火災等に関するものは、事業者に○となっておりますが、事業者帰責の事由により発生した事故・火災等が対象であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
117	入札説明書	53	添付資料-9							施設設備損傷リスク(57)	事故・火災等によるリスク所掌が事業者となっておりますが、P29に記載の貴組合が付保される建物総合損害共済の適用についてお考えをご教示願います。 適用不可の場合、民間火災保険金が高額であり保険費用低減のため、貴組合が付保される建物総合損害共済の保険費用を事業者負担とすることで、火災等において建物総合損害共済が適用されるとしてもよろしいでしょうか。事業者負担にて適用が可能な場合、見積に折り込むため、貴組合にて想定されている掛金をご教示願います。	共済の保険費用は組合で負担します。なお、共済の適用についてはNo.579の回答を参照願います。
118	入札説明書	53	添付資料-9							施設設備損傷リスク(57)	事故・火災等に関するものは事業者となっておりますが、(25)では天災・暴動等不可抗力にかかる増加費用は貴組合となっております。事故事由が天災・暴動・疫病等不可抗力等によるもののリスク分担は貴組合と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	入札説明書	53	添付資料-9							施設設備損傷リスク(57)	『事故・火災等に関するもの』のうち、貴組合が実施する業務に起因して火災や爆発等が発生し、本施設や設備が損傷した場合のリスクは、貴組合にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	組合の運転によることが明確な場合は、ご理解のとおりです。
120	入札説明書添付資料	53	添付資料-9	(57)						リスク分担表 運営段階 施設設備損傷リスク	「事故・火災等に関するもの」についてのリスク負担者は事業者となっておりますが、「事故・火災等の原因が事業者の責めによる場合」のリスク負担を指すとの理解でよろしいでしょうか。「それ以外の場合(第三者による場合、不可抗力による場合、原因が特定できない場合等)」は、事業者でコントロールするのは困難ですので、施設の所有者である貴組合のリスク負担としていただきますようお願いいたします。	基本的にはご理解の通りですが、複合的な要因も考えられるため、組合と事業者の協議により決定することとします。
121	入札説明書	53	添付資料-9							施設設備損傷リスク(58)	リチウムイオン電池等の、搬入する処理対象物に起因する事故・火災等については、No.(58)が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	複合的な要因も考えられるため必ずしも全てにNo.(58)が適用されるものではありません。組合と事業者の協議により決定することとします。
122	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	3	第1章	第1節	2	4)				敷地	事業実施区域内にて要求水準書から想定できない汚染土壌が確認された場合、汚染土壌の処理費用に関しては都度精算と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、令和5年度に組合にて土壌汚染対策法に基づく履歴調査を実施予定ですので、調査結果はお示しします。
123	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	2	4)				敷地	敷地面積には利用不可用地も含まれ、利用可用地と利用不可用地の間には、敷地境界は存在しないと考えてよろしいでしょうか。	敷地面積(約30,000㎡)には利用不可用地も含まれます。利用不可用地との境界は存在します。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第1章	第1節	2	5)						
124	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	3	第1章	第1節	2	5)				事業実施区域面積	事業実施区域面積について、前回約27,000m ² から今回28,071.72m ² で増えた範囲を図面上にてご教示ください。	前回は用地買収交渉中の状況を踏まえて大まかな面積を表しており、事業実施区域は要求水準書添付資料1に示すとおりです。
125	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	2	5)				事業用地面積	誤解を避けるため、(1)敷地面積約30,000m ² と(2)事業実施区域面積28,071.72m ² がどのエリアを指しているのか、添付資料1に着色して明確化頂けないでしょうか。	要求水準書添付資料1の利用できない用地を除いた区域となります。改めて質問回答添付資料1を参照願います。
126	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	3	第1章	第1節	2	5)				事業実施区域面積	事業実施区域面積28,071.72m ² に“利用できない用地(3か所)”の面積は含まれていますでしょうか。	含まれていません。
127	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	3	第1章	第1節	2	5)				事業実施区域面積	事業実施区域面積28,071.72m ² に“緑地として現状維持を想定するエリア”の面積は含まれていますでしょうか。	含まれています。
128	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	3	第1章	第1節	2	5)	(1) (2)			事業用地面積 事業実施区域面積	事業用地面積および事業実施区域面積を確認することができるCADデータ、測量データをご教示願います。	質問提出時のご連絡先へ電子メールで送信します。
129	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	2	4)				敷地	区域内には利用不可の用地が含まれているとの記載がありますが、建設期間及び運営期間において利用可能となることもあえるのでしょうか。	利用できない用地については、組合にて継続して用地取得を進めていく予定です。 なお、提案時においては利用できないものとして計画してください。
130	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	2	5)	(1) (2)			事業用地面積 事業実施区域面積	事業用地面積および事業実施区域面積を確認することができるCADデータ、測量データをご教示願います。	No.128の回答を参照願います。
131	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)				全体計画	事業用地の敷地境界は、本要求水準書添付資料-1「事業実施区域平面図」の赤い実線で示した範囲とする。とありますが、3. 全体計画3) 全体計画(9) 利用できない用地については、日影規制(建築基準法)に留意しとあります。建築確認申請の敷地は、事業実施区域平面図の赤い実線範囲と考えてよろしいでしょうか。	建築確認申請上の敷地については、利用できない用地を除いた28,071.72m ² と捉えていますが、建築確認申請の提出先との協議になります。
132	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	3	第1章	第1節	3	1)	(4)			環境影響	環境影響評価の関係書類に示されている内容を遵守することとあります。煙突出口における排ガス温度に制約があればご教示願います。	特にありません。
133	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(4)			環境影響評価書	令和3年5月に公表された「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」に示されている内容を遵守すること、とありますが、環境影響評価書における煙突排出ガス諸元は、メーカヒアリングの基準ごみ時で設定されています。本計画において煙突出口における排ガス量は基準ごみ時で環境影響評価書の排ガス量を超えなければ、遵守していると理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。 評価書と大幅な差異が生じた場合については協議します。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
134	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(4)				環境影響評価書	令和3年5月に公表された「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」に示されている内容を遵守すること、とありますが、煙突出口における排ガス温度に制約があればご教示願います。	No.132の回答を参照願います。
135	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(9)				全体計画 浸水	現地盤から3～5mの浸水が想定されていると記載がありますが、工場棟を建設予定のエリアの現状地盤はTP約29～31mのため、TP34mレベルまで浸水があるという認識で宜しいでしょうか。	現地盤の標高と浸水深は要求水準書添付資料ー2に示した資料しかありませんので図面の標高と色分けから想定してください。
136	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(11) (12)				全体計画	ごみを混載して搬入する車両がありましたら、混載されるごみ種(①可燃ごみ、②不燃ごみ、③粗大ごみ、④汚泥・し渣等)及び車両区分の(①委託②許可業者③自己搬入)組み合わせについてご教示下さい。 例:自己搬入のみ可燃ごみと不燃ごみの混載、可燃ごみと粗大ごみの持ち込みありなど	直接搬入車において、可燃ごみと粗大ごみ等を同時に持ち込む事が想定されます。
137	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(12)				全体計画	直接搬入車両の計量について、場外での計量待ち車両を生じさせない目的のために、計量棟とは別に、直接搬入車両が搬入したごみを直接1回で計量する個別計量機を含む直接搬入ごみの受入システム(方法)を、事業者より提案してもよろしいでしょうか。	提案を認めます。
138	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(14)				全体計画	「本施設は、災害廃棄物を受け入れて処理する計画としているため」と記載がありますが、災害廃棄物は各自自治体が一時的仮置き場を確保し、そこで分別され可燃物のみ搬入されとの理解でよろしいでしょうか。 破碎や切断は仮置き場と本施設のどちらになるのでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。一時仮置き場は各自自治体にて設置します。選別後の可燃ごみのみが搬入されますが、破碎又は切断を必要とするものも入ってくる想定です。
139	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(16)				全体計画 全体配置計画	事業実施区域内の現時点で供用開始までに利用が見込めない用地周辺に設ける緩衝緑地帯について、距離などの数値的な指定はなく、樹木やフェンスなどを用いることで騒音および景観に及ぼす影響に対して十分に配慮するとの理解でよろしいでしょうか。	行政庁の管理に属する緑地、河川、水路、池沼、海及び道路並びに鉄道線路に該当しないため5mの緩衝緑地帯が必要です。
140	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(16)				緩衝緑地帯	利用が見込めない用地周辺に設ける干渉緑地帯の幅は5.0m以上とせず、事業者にて騒音及び景観に及ぼす影響を軽減するために必要な幅を提案してもよろしいでしょうか	5mの緩衝緑地帯が必要です。
141	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	3	1)	(16)				鉄塔周囲	「5.0 m 以上の緩衝緑地帯(出入口部と特別高圧の鉄塔敷地を除く)」と記載ありますが、鉄塔スペースと敷地境界の間には緩衝地帯は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
142	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	3	1)	(16)				使用不可用地周囲	使用不可用地内の樹木について、建設用地内に張り出している枝や根が施工上の障害となる場合には、枝や根を一部撤去してもよろしいでしょうか。	施工上の障害となる場合は、組合から樹木がある土地の地権者(あるいは管理者)にご理解を求めたいきます。
143	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(16)				全体計画 5.0m以上の緩衝緑 地帯	5.0m以上の緩衝緑地帯につきましては、「愛知県建築基準法第51条ただし書許可基準」の規定に準じていると思われませんが、「ただし、敷地面積が1.0ha以上の場合、緩衝帯幅と同規模以上で行政庁の管理に属する緑地、河川、水路、池沼、海及び道路並びに鉄道線路が隣接している部分については、その部分の緩衝帯の幅を1/2とすることができる。」との規定があることから、県道183号線に接する緩衝帯は2.5m以上と理解しますがよろしいでしょうか。	道路に接していないので、5m確保することとしてください。
144	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(16)				全体計画 全体配置計画	事業実施区域内の現時点で供用開始までに利用が見込まない用地周辺に設ける緩衝緑地帯について、距離などの数値的なご指定はなく、樹木やフェンスなどを用いることで配慮するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(17)				全体計画 全体配置計画	事業実施区域北側の利用できない用地への出入口は、「本要求水準書添付資料-4 ユーティリティ取り合い点等」に示される北側用地の西側に沿って整備する有効幅員2.0m以上の取付道路と同義と考えてよろしいでしょうか。また、事業実施区域北側に非常時に車の通行が可能な出入口を設けること(P6)と記載がありますが、取付道路とは別に設置が必要ということでしょうか。	両質問ともご理解のとおりです。
146	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(20)				全体計画 処理能力	処理能力には十分な余裕を持たせることとありますが、原則定格処理量を超えたごみ処理は認められないため、低質～高質のごみ質に対して定格処理が図れる設備という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(22)				残置物	「事業実施区域南西側の地上及び地中に次の残置物が存在するので撤去すること。」と記載がございますが、記載事項以外は別途協議と理解してよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
148	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	1)	(22)				残置物の撤去	撤去を行う残置物について、既存図等の資料がございましたらご貸与ください。また、今回計画に支障の無い地中の残置物については撤去不要と考えてよろしいでしょうか。	残置物の大まかな範囲については、要求水準書添付資料4をご確認ください。また、想定している残置物は質問回答添付資料2を参照してください。なお、地中の残置物は原則全て撤去する計画として下さい。
149	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	1)	(22)				残置物の撤去	ご提示いただいている資料から想定できない地中障害物または移設の必要がある埋設物があり、工事計画等に影響が生じた際は、その対応にかかる費用・工程についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第1章	第1節	3	1)	(22)					
150	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(22)			残置物	「事業実施区域南西側の地上及び地中に次の残置物が存在するので撤去すること。」と記載がございますが、地中埋設部分が不明の為、図面や具体的な数量(重量)のご提示をお願いできませんでしょうか。もし図面のご提示が難しい場合は埋設物の条件のご提示をお願いできませんでしょうか。	質問回答添付資料2をご確認ください。
151	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(22)			残置物	「事業実施区域南西側の地上及び地中に次の残置物が存在するので撤去すること。」と記載がございますが、既存残置物撤去に対して、申請や届け出関係は特になくとも理解してよろしいでしょうか。(建築確認、河川法、土対法、井戸撤去、アスベスト、等々)	ご理解のとおりです。
152	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(22)			残置物	「事業実施区域南西側の地上及び地中に次の残置物が存在するので撤去すること。」と記載がございますが、本計画に支障の無い地中残置物は撤去不要と考えてよろしいでしょうか。	No.148の回答参照願います。
153	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(22)			残置物	「事業実施区域南西側の地上及び地中に次の残置物が存在するので撤去すること。」と記載がございますが、万が一、地中残置物の撤去箇所について土壌汚染が発覚した場合には別途協議させていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、令和5年度に組合にて土壌汚染対策法に基づく履歴調査を実施予定ですので、調査結果はお示しします。
154	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(22)			全体計画 地上及び地中の残 置物	事業実施区域南西側の地上及び地中に次の残置物が存在するので撤去すること。 ①土間コンクリート叩き、鉄板敷、打込井戸 ②地中基礎(門扉、塀、カーポート、テント倉庫、アルミテラス等) ③木の根 とありますが、契約後の事業者が行う調査の結果で地上及び地中の残置物に相違が認められた場合、工程・金額等の変更について、ご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。 万が一、地中残置物の撤去箇所について土壌汚染が発覚した場合には別途協議させていただいてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
155	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(22)			残置物	事業実施区域南西側の地上及び地中の残置物について、具体的な数量をご教示願います。	No.148の回答を参照願います。
156	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	1)	(23)			既存樹木の残置	事業実施区域内に保存や移植等が必要な樹木は無いものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 添付資料1に示した利用できない用地を除き、保存や移植が必要な樹木はありません。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
157	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(23)				全体計画	「事業実施区域緩衝緑地内の樹木等は、可能な限り残置すること」とありますが、事業実施区域内に保存や移植等が必要な樹木は無いものと考えてよろしいでしょうか。また、計画・施工上支障となる樹木等は事業者にて自由処分との考えでよろしいでしょうか。また、上記以外の用地内樹木等の調査・撤去処分については今回の事業者範囲と考え自由処分との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 添付資料1に示した利用できない用地を除き、伐採してはならない樹木・樹種はありません。また、以降の質問については、ご理解のとおりです。
158	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	1)	(25)				北東側の整備できない用地	「北東側の整備できない用地については、まとまった緑地として現況を維持し、原則として立ち入らないこと」とありますが、添付資料1事業実施区域平面図では「施設配置にあたって活用が必要な場合は、組合との協議により、その範囲を決定すること」とされています。本項の記載を正と考えてよろしいでしょうか。	提案によりますが、ご理解のとおりです。
159	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(25)				全体計画	北東側の整備できない用地については、まとまった緑地として現況を維持し、原則として立ち入らないこと、とありますが、 ・添付資料-1に示す緑のエリア「緑地として現況維持を想定するエリア」との認識でよろしいでしょうか。 ・配置計画上、使用せざるを得ない場合は使用する前提で提案してもよろしいでしょうか。 ・上記が不可の場合、少なくとも工事期間だけでも使用してもよろしいでしょうか。	提案によりますが、ご理解のとおりです。
160	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(4)				工事計画	現時点で、河川管理者、道路管理者、電力事業者、航空自衛隊岐阜基地、江南市都市計画他関連部署、消防、ガス等の関係機関と事前協議を行ってもよろしいでしょうか。	事前協議を打診することは制限しませんが、航空自衛隊岐阜基地及び新濃尾農地防災事業所への協議は、施工方法も含めた詳細な内容を提示する必要があるため、本契約後に協議することとしてください。
161	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(4)				事前協議	関係諸官庁への事前協議は提案書提出前までに事業者にて協議してよろしいでしょうか。	No.160の回答を参照願います。
162	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	2)	(5)				工事計画	6頁に「(6)事業実施区域北側に非常時に車の通行が可能な出入口を設けること。」「(8)事業実施区域南側の利用できない用地への出入口を設けること。なお、車両の通行はないものとする。」と記載があるため、事業区域内北側の利用できない用地は車の通行が可能な出入口を確保し、事業実施区域南側においては人の通行のみを対象とした利用できない用地への出入口を確保するという理解でよろしいでしょうか。	北側の非常口については、南側の通常出入口が何らかの理由により、通行できなくなった場合や災害時の緊急使用を想定しているもので、必ずしも北側の利用できない用地への設置を求めているものではありません。既設道路へのアクセスを考慮し検討ください。 南側の利用できない用地への出入口については、ご理解のとおりです。
163	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	2)	(5)				工事計画	浅井犬山線に隣接する使用不可用地の出入口については、県道からの寄り付きは考えず、事業実施区域の外側から出入りが可能な位置に設けるものと理解してよろしいでしょうか。	県道浅井犬山線からのスロープ等による出入りを確保してください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
164	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	2)	(5)				工事計画	事業実施区域北側の利用できない用地への出入口を設けることありますが、添付資料4「ユティリティ取り合い点等」に記載の有効幅員2mの砕石道路整備を指していますでしょうか。その際、事業実施区域北側の東側敷地境界に隣接する利用できない用地には出入口は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	1節	3	2)	(5)				工事計画	「事業実施区域内には墓地があることから、着工及び工事に際し、お彼岸、お盆の時期は可能な範囲で考慮すること」とありますが、具体的にどのような配慮が必要か教示下さい(例えば作業禁止や重機作業禁止など)。	墓参の方も多くなる時期ですので、大きな騒音・振動、砂ぼこりの影響が墓地に及ばないよう配慮してください。特にお盆期間については特段の配慮をお願いします。(お盆期間中に、墓地周辺で工事を計画する場合は事前に組合にその是非を確認してください。)
166	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(5)				使用不可用地への 出入口	浅井犬山線に隣接する使用不可用地へはスロープを確保することとなっていますが、スロープを使用する対象は人のみと考えてよろしいでしょうか。使用対象が人のみの場合、スロープに代わり、階段を設置することとしてもよろしいでしょうか。階段ではなくスロープを計画する場合、勾配についてご教示願います。	車両が使用することは想定していません。スロープを計画してください。最終的には設計段階での河川管理者・、道路管理者、公安委員会との協議によります。
167	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(6)				別途工事 建設工程	別途工事「(仮称)愛知県道浅井犬山線拡幅工事」及び「(仮称)場外雨水排水路 整備工事」の建設スケジュール(現場での建設開始～完成・竣工)については本施設工事工程に合わせて実施いただけるものとし、事業者より希望工事工程を提案させていただいてよろしいでしょうか。	提案によりますが、可能な限り工事工程の調整を行います。
168	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	2)	(6)				別途工事	「(仮称)愛知県道浅井犬山線拡幅工事」について、工事概要、工事工程、本工事との取合詳細、工事期間中の車両通行規制情報(荷重負荷制限の有無)をご教示ください。本工事の工事動線確保の際、工事工程に影響します。	組合にて令和4年度に実施する出入路基本設計業務委託にて、道路管理者及び公安委員会と協議を進め、(仮称)愛知県道浅井犬山線拡幅工事の施工計画を検討します。よって、施工計画の方針が決定次第、お示しします。
169	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	2)	(6)				別途工事	県道拡幅工事期間中、本施設建設工事車両が搬出入口から通行できない状況が長期にわたる場合、事業実施区域北側より工事車両を入退場させていただくことは可能でしょうか。	北側からの出入りは、事業実施区域北側に隣接する宮田導水路の横断及び上部利用について管理者である宮田用土土地改良区及び公安委員会との協議によります。ただし、宮田導水路は、現状で工事車両荷重に対する耐荷力を有していないため、補強等の対策が必要になると想定されます。
170	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	2)	(6)				別途工事	「(仮称)愛知県道浅井犬山線拡幅工事」について、工事範囲は添付資料8に示されている事業実施区域外の紫色で示されている部分(取合点は事業実施区域境界線上)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
171	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節 第4節	3 2	2 7	(6) (14)		⑨	全体計画 工事条件	別途工事として場外雨水排水路整備工事がありますが、工事用排水はそれを利用できるものとして計画してよろしいでしょうか。	現在、事業実施区域からの排水の方針について、排水先の流末となる関係機関との協議中であり、方針決定次第、組合にて(仮称)場外雨水排水路整備工事に係る基本設計及び詳細設計を令和5年度より順次実施する予定です。工事排水の可否については、この場外雨水排水路の工事が完了した段階で可能となりますが、排水先となる施設の管理者との協議が必要となります。
172	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	3)	(3)			全体配置計画	煙突は西側に配置することとありますが、工場棟中心より西側との理解でよろしいでしょうか。	工場棟の中心という考えより、敷地の概ねの中心より西側に配置する計画としてください。
173	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	3)	(3)			全体配置計画	煙突は西側に配置することとありますが、工場棟中心より西側との理解でよろしいでしょうか。	No.172の回答を参照願います。
174	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第1節	3	3)	(5)			全体配置計画	(5)事業実施区域北側の利用できない用地への出入口を設けること。」とありますが、添付資料4「ユーティリティ取り合い点等の有効幅員2mの道路整備のことでしょうか。	ご理解のとおりです。その他、要求水準書添付資料1に示す注記も含まれます。
175	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	2)	(6)			別途工事	県道拡幅工事が完了するまでの間、工事用車両の業実施地へ出入りのため、別途、県道からの仮設乗り入れ部を設けることは可能でしょうか。	想定される乗り入れ位置にもよりますので、実施設計段階での公安委員会、道路管理者、河川管理者との協議によります。
176	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	2)	(6)			別途工事	敷地東側の国土交通省が整備した搬入出路について、利用させていただけないでしょうか。	使用時期、使用方法にもよりますが、実施設計段階での河川管理者との協議によります。
177	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	3)	(6)			全体配置計画	別途工事の「(仮称)愛知県道浅井犬山線拡幅工事」及び「(仮称)場外雨水排水路整備工事」との取り合いや工事工程の調整を図りながら工事計画を立てることとありますが別途工事の工事工程をご教示願います。	(仮称)愛知県道浅井犬山線拡幅工事は令和4年度から基本設計、詳細設計を順次実施し、(仮称)場外雨水排水路整備工事は、令和5年度から基本設計、詳細設計を順次実施する予定です。現在は工事計画等が決定していません。実施設計段階で、組合の実施する設計の進捗状況に応じて適宜調整します。(仮称)場外雨水排水整備工事完了までの期間の工事排水は、事業主で検討してください。
178	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	3	3)	(7)			特別高圧の鉄塔	敷地内に設置される別途工事となる特別高圧鉄塔の工期(設置時期・期間等)送電線ルート、及び工事上の留意点について、再入札公告となった点も踏まえ最新情報をご教示下さい。	現時点ではございません。
179	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	3	3)	(7)			特別高圧の鉄塔	鉄塔は約20m×20mの敷地に高さ30mで設置されるとありますが、基礎工事および困障工事(フェンス設置)含め電力会社殿所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第1章	第1節	3	3)	(7)						
180	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第1節	3	3)	(7)				特別高圧鉄塔の建設レベル	敷地内に設置される特別高圧鉄塔の建設レベル(地盤高さ)について、電力事業者との協議により敷地内の計画に変更が生じた場合、発生する費用は別途協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。具体的には、協議により詳細を決定します。
181	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第1節	3	3)	(7)				全体配置計画	「鉄塔は約20m×20mの敷地に高さ30mで設置」とありますが実際の鉄塔およびフェンス等の寸法をご提示ください。	フェンスについては20m×20mほどの広さとし、高さは2m程度になるものをお考えください。
182	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第1節	3	3)	(7)				特別高圧鉄塔の工程	敷地内に設置される特別高圧鉄塔の工期(設置時期・期間等)および送電線ルートについてご教示下さい。	工事の期間は、調査・設計期間を含めて約3年1ヶ月を要します。設置時期については、契約申し込み後に中部電力パワーグリッド(株)との協議になります。
183	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	3	3)	(7)				全体配置計画 鉄塔建設位置	鉄塔は敷地内東側の愛知県道浅井犬山線側に設けるとありますが、河川保全区域内に鉄塔建設予定という認識で宜しいでしょうか。建設場所を図示した資料を提示頂けないでしょうか。 また鉄塔の建設は本事業の建設工事時期と重複することが想定されますが、鉄塔の建設時期や工事エリア、敷地内の鉄塔への送電線の高さやルートをご教示頂けないでしょうか。併せて接続検討に関する情報をご提示頂けないでしょうか。 特に想定エリアが事業者の設定した位置と異なった場合は、動線計画、工事計画等に見直しが必要になり、計画変更が想定されますが、その場合は工程及び工事費について協議して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	接続検討に関する資料は、電力会社より第三者への提示が禁止されているため提示できません。著しく、異なった場合は協議とします。
184	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第1節	3	3)	(9)				全体配置計画	「利用できない用地については、日影規制(建築基準法)に留意し、施設の配置を計画すること。」とありますが、「利用できない用地」は日影規制(建築基準法)の対象と考えてよろしいでしょうか。その場合、動線計画を含む全体配置の大きな制約になるため、公平性の観点から、応募者は全社、「利用できない用地」に対して日影規制(建築基準法)を準拠するという方針に統一いただけませんか。	現時点では、建築確認申請の提出先と協議ができていませんが、日影規制対象として計画してください。本回答で日影規制対象を準拠する方針で統一と考えています。
185	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第1節	3	3)	(9)				全体配置計画	予定建築物と一体となる煙突については、建築基準法施行令第2条第1項第6号ハに示す「建築物の高さに算入されない屋上突出物」と同様の扱いとしてよろしいでしょうか。煙突が建築物の高さに加算される場合、長期間の申請期間を要する大臣認定を取得する必要があり、工事工程へ大きく影響します。	建築物と一体的な煙突の部分は、建築物の高さに算入されない屋上突出物と考えられると思いますが、確認審査機関において確認が必要です。
186	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	3	3)	(9)				日影規制	利用できない用地については、日影規制(建築基準法)に留意し、とありますが、墓地に落ちる日影に対する緩和規程等あればご教示ください。	No.184の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第1章	第1節	5	1)	(1)						
187	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	6	第1章	第1節	5	1)	(1)				地形・土質等	要求水準書添付資料-3「地質調査結果」を確認しましたが、契約後の事業者が行う調査の結果で相違が認められた場合、工程・金額等の変更について、ご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。 また、ボーリング柱状図に「腐植物」の混入を確認しました。一般的に「腐植土」が混じった地層ではメタンガス等を含む有毒ガス発生のおそれがあります。契約後の事前調査の結果によりメタンガス等が確認された場合は追加対策が発生するため別途協議をさせていただけると考えてよろしいでしょうか。	どちらも程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
188	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)					都市計画事項	日影規制について記載がありませんが、環境影響評価方法書(平成31年2月)において、「3.2.8.7 日照障害:事業実施区域は市街化調整区域であり、建築基準法及び愛知県建築基準条例の適用を受ける。」とありますので、「用途地域の指定のない区域」として日影規制の確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。日影規制時間は4h・2.5hとなります。
189	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)					計画概要 都市計画事項 日影規制	日影規制について記載がありませんが、愛知県建築基準条例に則り、「用途地域の指定のない区域:日影規制時間4h・2.5h」として日影規制の確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)					都市計画事項	本施設は工事立地法適用外と考えてよろしいでしょうか。	ごみ処理施設と発電施設が一体で建築面積が3,000m ² 以上となる場合は、電気供給事業に該当するものと考えられ工場立地法の対象施設となります。実施設計時に、江南市商工観光課に届出が必要となります。なお、内容については、江南市工場緑化ガイドラインを確認してください。
191	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第1節	5	2)	(2)				用途地域における 開発許可申請	「令和2年5月14日都市施設として都市計画決定」と記載があることから、当事業は都市計画事業という扱いであり、敷地内の開発行為(土地の区画形質変更)に対する開発許可申請は不要と考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
192	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(7)			緑化率	<p>20%以上とは、添付資料1において、赤線の事業実施区域から赤斜線の利用できない用地を除いた面積に対して20%の緑地を計算対象エリア内地表面に確保するということでしょうか。</p> 	ご理解のとおりです。なお、緑化率は「緑化区域」に読み替えることとしてください。また、緩衝地帯と緑化区域は異なるので注意願います。
193	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(7)			緑化率	<p>20%以上とのご指示ですが、緑地面積は、P3に記載の28,071.72m²×20%＝5,614.344m²以上と理解すれば良いでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。また、No.192の回答も参照願います。
194	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(7)			緑化率	<p>緑化率に関しては屋上緑化、壁面緑化も含めるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	屋上緑化・壁面緑化面積を算入することは不可です。あくまで地表に植栽されたものみの面積とします。また、No.192の回答も参照願います。
195	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第1節	5	2)	(8)			河川保全区域	<p>南側堤防から40mの河川保全区域については、河川保護法55条に準拠した計画を行うことでよろしいでしょうか。</p>	河川法第55条(河川保全区域における行為の制限)を遵守してください。
196	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	2)	(10)			高さ制限:約51m (GLから)※2	<p>煙突高さを航空法に係る制限高さ以下とした場合、航空障害灯の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	航空自衛隊との協議によります。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
197	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	2)	(11)	①		農地法	農地法は、「該当あり(ただし、許可は不要)」とあります。事業の実施に際し、「農振除外申請」など貴組合にてご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。なお事業者は貴組合を補助致します。	農地転用については、本事業は、土地収用法第3条27号に該当する旨の回答を愛知県用地課から得ていることから、農地法第5条第1項ただし書きにより、許可は不要です。着工への影響はありませんが、農振除外申請をする必要があるため、計画する建物の概要(建ぺい率や配置)に関する資料等の作成に協力してください。
198	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	2)	(11)	⑦		文化財保護法	試掘調査は、江南市教育委員会にて実施されると理解してよろしいでしょうか。	試掘調査は、令和5年度に江南市教育委員会にて実施する予定です。試掘調査結果により、愛知県から発掘調査が必要と判断された場合は、組合にて発掘調査を実施する予定です。(なお、発掘調査には、1年から1年半程度の期間が必要となる見込みです。)
199	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	2)	(11)	⑦		文化財保護法	試掘調査について教育委員会と協議が必要とありますが、協議や試掘調査は貴組合の範囲という理解でよろしいでしょうか。	No.198の回答を参照願います。
200	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	2)	※1			河川保全区域	北側の河川保全区域は上部利用不可とありますが、南側の河川保全区域の上部利用は可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	2)	※2			都市計画事項 (10)高さ制限	高さ制限について51.6m(GLから)となっていますが、クレーンの使用に際し、この高さを超えることが考えられます。この高さ制限に抵触しない時間帯や時期があればご教えてください。また、上記が不明な場合は、工事計画への影響が考えられますので、航空自衛隊岐阜基地及び新濃尾農地防災事業所への問い合わせ、協議等は事業者にて行ってもよろしいでしょうか。	航空自衛隊岐阜基地への事前相談ではクレーン使用時も高さ制限に抵触するものと考えられ、作業可能時間についても事前相談等により制限が生じる可能性があるとのことでしたが、協議には詳細な資料が必要なため現段階では決定事項を示すことはできません。また、航空自衛隊岐阜基地及び新濃尾農地防災事業所との協議は、工程表や施工方法も含めた詳細な内容を提示する必要があるため、契約後の協議となります。
202	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(1)			電力	「特別高圧による接続検討を行い、令和2年3月時点で売電が可能であることを確認したことから特別高圧を場内へ引き込むことを基本とする。ことを基本とする。ただし、建設事業者と電気事業者との協議により高圧引き込みにおいても特別高圧による売電電力相当の売電が可能の場合に限り高圧での引き込みも可とする。なお、引き込みの詳細に」とのことですが、電力引き込み負担金はP25記載の額とし、受注後、電力事業者との協議にて高圧となった場合の負担金を精算する、という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第1章	第1節	5	4)	(1)					
203	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	4)	(1)			電力	電力会社への特別高圧による接続検討申込および回答書の内容のうち、下記についてご教示いただけないでしょうか。 ・逆送最大電力、タービン発電機容量、単線結線図 ・責任分界点の位置 ・系統連系技術要件適合検討書(電力からの回答書) ・需要設備側で考慮しなければならない技術的要件の有無 ・主要工程(工事負担金入金～系統連系迄)	No.182の回答を参照願います。
204	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(2)			用水	「上水の引き込みは建設事業者の工事範囲とする」とありますが、「江南市上水道管理図」からだけでは上水引込ルート、方法が不明確なため、電力同様に建設事業者にて織り込むべき負担金をご指示いただきたく御願います。	使用する水道の口径にもよりますが、水道工事申請に必要な水道施設分担金などの負担金を含めて概算費用(税込)は下記のとおりです。 口径φ50:13,500,000円、口径φ75:31,000,000円
205	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(2)			用水	「上水の引き込みは建設事業者の工事範囲とする。」とあります。江南市様ホームページにて「江南市上水道管理図」で上水の取り合い点位置を確認したところ、県道183号線を横断して引き込まなければなりません。事業実施区域(敷地境界)での取り合いに見直ししてもらえないでしょうか。	要求水準書のとおりです。引き込み工事の負担金は事業者側で計画ください。
206	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(3)			排水	工事期間中(別途工事「(仮称)場外雨水排水路 整備工事」完工・供用開始前)における、工事排水の取合箇所についてご提示ください。	事業実施区域との境界となります(要求水準書添付資料9参照)。(仮称)場外雨水排水整備工事完了までの期間の工事排水は、事業主で検討してください。
207	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	8	第1章	第1節	5	4)	(5)			燃料	「事業実施区域近傍の主要地方道江南幹線には、中圧ガスAがある」とありますが、位置、サイズなどのインフラ情報をご教示願います。	ガス事業者へ直接問合せください。
208	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	8	第1章	第1節	7					監督員の定義	組合の指名する外部委託者とは建築基準法上の工事監理者と考えてよろしいでしょうか。	建築基準法上の工事監理者は、事業者としてください。
209	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)				マテリアルリサイクル 推進施設で処理した可燃残さ	①表1.1①に記載されている可燃残さの発生量は不燃残さの発生量を含まないという理解でよろしいでしょうか。(粗大ごみおよび不燃ごみの年間処理量2,723t/年に対し、可燃残さの発生量が2,195t/年となっており、可燃残さの発生割合が処理量の約8割となっております) ②その場合、事業者にて不燃残さ量とごみ質を設定してごみ処理量に加えるとの理解でよろしいでしょうか。 ③同様に、様式8-3-1等の使用量条件でごみ処理量が記載されていますが、上記②で設定したごみ処理量に修正してよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②不燃残渣を可燃ごみに加えるという計画であれば、ご理解のとおりです。 ③②の考えであればご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第1章	第2節	1	1)							
210	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)				処理能力	P18図1-2においてマテリアルリサイクル推進施設から発生する不燃残渣をごみピットに送るフローとなっていますが、発生する不燃残渣は表1.1①の計画ごみ量には含まれていないとの解釈でよろしいでしょうか。 また、その場合不燃残渣の発生量は事業者にて設定し、表1.1①の計画ごみ量に加えたものを年間ごみ量とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
211	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)	表1.1②				月別搬入量	年度別の搬入量は表1.1②にご提示いただいておりますが、運転計画の精度向上のため、月別搬入量のデータもご教示願います。	質問回答添付資料3をご確認ください。
212	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	2)					計画ごみ質	ごみの搬入形態が犬山市と他1市2町で異なるようですが、今後2市2町で収集形態を合わせる計画はありますでしょうか。 合わせる場合は、どのような収集形態になるかご教授頂けますか。	2市2町との協議の上決定されるため、形態は未定です。
213	要求水準書 第I編設計・建設業務編	9	第1章	第2節	1	2)	(1)				ごみ質	ごみの元素組成については、添付資料-5に記載のごみ質分析結果の物理組成をもとに、ごみ種類毎の一般的な元素組成および要求水準書に記載の低位発熱量から算出した元素組成の値を用いることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	2)	(1)				計画ごみ質	運転計画の精度向上を目的に、過去の月別搬入量のデータをご教示願います。	No.211の回答を参照願います。
215	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	2)	(1)				計画ごみ質	提示されているごみ質について、①汚泥とし渣は含まれていないので事業者にて設定する。②元素組成は添付資料の既設データを基に事業者にて設定するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(1)				計画ごみ質	計画ごみ質は脱水汚泥・し渣、災害廃棄物を除く、可燃ごみ・可燃残渣を含んだごみ質と考えてよろしいでしょうか。 また、その場合脱水汚泥・し渣のごみ質は事業者にて想定し、それらを加味した想定ごみ質にて提案を行わせていただいでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(2)				搬入車両	①通常期のピーク日及び繁忙期において1日あたりどの程度の搬入車両台数が想定されるかを収集車両、一般持ち込み車両のそれぞれについてご教示ください。 ②本要求水準書添付資料-6-2に記載の犬山市都市美化センター様への粗大ごみ・不燃ごみの搬入車両はパッカー車(4t)、平ボディー車(2t、6t)と考えて宜しいでしょうか。 ③江南丹羽環境管理組合様への不燃ごみの搬入がございましたら搬入車両の車種と台数をご教示ください。	①ピーク日及び繁忙期の1日当たりの搬入車両台数は、収集車で150台程度、一般持ち込み車両台数は700台を超えることを想定しています。 ②ご理解の通りです。 ③江南丹羽環境組合への不燃性ごみの搬入は行っておりません。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
218	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(2)			搬入車両	添付資料6-2によれば、最大搬入車両は江南丹羽環境管理組合としてはH30.10月の2,722台/月であり、犬山市がR2.5月の3,251台/月となります。したがって、1日当たりの最大搬入車両台数としては合計約6,000台/25日=240台/日として渋滞検討を行えばよろしいでしょうか。その場合、このうち自己搬入車を何台で検討すればよいか、ご指示をお願いします。	渋滞検討に用いる車両台数は、ご質問の台数を参考台数として検討いただいて結構です。自己搬入車両台数は、H30.10の江南丹羽環境組合への自己搬入は可燃性ごみで9台、粗大ごみ(剪定枝、草)で821台。R2.5の犬山市都市美化センターへの自己搬入は家庭系可燃1519台、事業系可燃589台、家庭系粗大87台、事業系粗大52台で合計約3100台/25日=124台/日としてご検討ください。 質問回答添付資料7に要求水準書添付資料6-2(修正版)を示しますのでご確認ください。
219	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(2)			搬入車両	可燃ごみ、可燃残さ、粗大ごみおよび不燃ごみ、有害ごみ、剪定枝、火災廃棄物、不法投棄ごみそれぞれの品目毎の搬入車両車種をご教示ください。	可燃性ごみの搬入車両はパッカー車(4t)、粗大ごみの搬入車両は平ボディ(2t)と軽トラック(0.35t)、不燃性ごみの搬入車両はパッカー車(2.6t)、有害ごみの搬入車両は平ボディ車(2t)、剪定枝の搬入車両は軽トラック(0.35t)、平ボディ(2t)などが主です。剪定枝は稀にパッカー車もありますので、パッカー車の搬入も出来るような計画にしてください。火災廃棄物の搬入車両は10tダンプ、10tコンテナが搬入できるように計画をしてください。可燃残渣、不法投棄ごみを搬入する想定はしていません。
220	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(2)			搬入車両	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、剪定枝、火災廃棄物それぞれの品目の搬入車両車種寸法・回転半径をご教示ください。	可燃ごみの搬入車両は、パッカー車(4t)です。粗大ごみの搬入車両は、平ボディ(2t)と軽トラック(0.35t)です。不燃ごみの搬入車両は、パッカー車(2.6t)を予定しています。有害ごみの搬入車両は、平ボディ車(2t)です。剪定枝の搬入車両は、軽トラック(0.35t)、平ボディ車(2t)などが主ですが、稀にパッカー車もありますので、パッカー車も搬入できるよう計画してください。火災廃棄物の搬入車両は10tダンプ、10tコンテナが搬入できるよう計画してください。 寸法については規格として表1-3をご覧ください。回転半径については、車両規格から設定して計画してください。
221	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	10	第1章	第2節	1	2)	(2)			搬入車両	本施設の運営開始後の一般持込車両による直接持込ごみの種類をご教示願います。また、運営開始後の搬入形態において繁忙期の一日当たりの搬入車両台数、およびピーク時の一時間当たりの搬入車両台数を収集車両、一般持込車両のそれぞれについてご教示ください。	直接持込ごみの種類については決まっていません。最も多くなる場合ですと、可燃ごみとマテリアルリサイクル推進施設で処理する品目全てになります。 繁忙期の一日当たりの搬入車両台数ですが、収集車両については、150台程度、一般持込車両については、700台を超える見込みです。一時間当たりの搬入車両台数は推計できません。今後、運用面(搬入条件等)での渋滞対策の検討も行っていく予定です。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答																	
			第1章	第2節	1	2)	(2)	(3)	(4)																				
222	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(2)	(3)				搬入車両 搬出車両	搬入、搬出車両の最小回転半径、ホイールベース等車両軌跡を検討するデータをご教示願います。	No.220の回答を参照願います。															
223	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(3)					搬出車両	13tトラック(平ボディ)の用途と車両寸法(WBを含む)及び回転半径をご教示願います。	13tトラック(平ボディ)は水銀含有廃棄物の搬出車両です。資料はありませんので、これまでの経験からご検討ください。															
224	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	14	第1章	第2節	1	4)	(1)					場内余熱利用	「回収した蒸気による発電及び場内給湯を行うこと。」とありますが、場内給湯については運営の効率性を踏まえ、「余熱利用による発電を利用した電気式の給湯」ととらえてもよろしいでしょうか。	提案によることとします。															
225	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	15	第1章	第2節	2	1)						処理能力	「ごみの種類毎に、指定された公称能力の処理能力を有すること」とありますが、粗大ごみは可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの合計と理解しており、以下の能力と理解してよろしいでしょうか。本数値がP38の「ごみ処理能力」の保証値になるものと考えます。	基本的にご理解のとおりですが、可燃性粗大ごみ733t/年は、布団、じゅうたん類の量で木製家具類が含まれていないことに留意して計画してください。また、No.232の回答を参照願います。															
													<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間処理量</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性粗大ごみ</td> <td>733t/年</td> <td>3.8t/5h</td> </tr> <tr> <td>不燃性粗大ごみ</td> <td>914t/年</td> <td>4.7t/5h</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>1076t/年</td> <td>5.5t/5h</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2723t/年</td> <td>14t/5h</td> </tr> </tbody> </table>		年間処理量	処理能力	可燃性粗大ごみ	733t/年	3.8t/5h	不燃性粗大ごみ	914t/年	4.7t/5h	不燃ごみ	1076t/年	5.5t/5h	合計	2723t/年	14t/5h	
	年間処理量	処理能力																											
可燃性粗大ごみ	733t/年	3.8t/5h																											
不燃性粗大ごみ	914t/年	4.7t/5h																											
不燃ごみ	1076t/年	5.5t/5h																											
合計	2723t/年	14t/5h																											
226	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	15	第1章	第2節	2	1)	表1-7 ①					マテリアルリサイクル 推進施設の処理対象品目 スプリング入りマットレス スプリング入りソファ	スプリングマットレスは破砕機の刃物損傷が激しいため実績の多い人力による解体処理を提案してもよろしいでしょうか。または、総合的にコストが有利と思われる外部委託処理を提案してもよろしいでしょうか。	提案を認めます。ただし、外部委託の場合の費用は事業者負担とします。															
227	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	15	第1章	第2節	2	1)	表1-7 ①					マテリアルリサイクル 推進施設の処理対象品目	粗大ごみ、不燃ごみのうち、自転車等の有姿で業者による有価での引取が考えられるものは、破砕せずに業者への引取とした方が破砕機の刃の損耗を抑えることができます。破砕せずに有価で引取可能なものの取り扱い、運営開始時に貴組合と協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	協議することは可能ですが、有価とした場合の収益は組合に帰属します。また、利用先における事故等の一切の責任を組合は負いません。															

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第1章	第2節	2	1)						
228	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	15	第1章	第2節	2	1)				処理能力	ごみの種類毎に、指定された公称能力の処理能力とありますが、粗大ごみ、不燃ごみ、有害ごみの公称能力は、全体の公称能力14t/5hを表1-7②の計画年間ごみ処理量の割合に応じて按分した処理能力との理解でよろしいでしょうか。	処理量及び公称能力については、No.225及びNo.232の回答を参照願います。
229	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	15	第1章	第2節	2	1)	表1-7 ①			マテリアルリサイクル 推進施設の処理対 象品目	スプリングマットレスは破砕機の刃物損傷が激しいため実績の多い人力による解体処理を提案してもよろしいでしょうか。または、事業者負担において外部委託処理を提案してもよろしいでしょうか。	No.226の回答を参照願います。
230	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	1)	表1-7 ②			処理能力	スプリング入りマットレスの年間処理個数は、年間ごみ処理量2805tに含まれていると解釈しておりますが、あらためて年間処理量をご教示願います。	年間ごみ排出量は2,805tです。ここには粗大・不燃・有害ごみが入っています。
231	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	15	第1章	第2節	2	1)				表1-7①	「粗大ごみ・不燃ごみ」と「有害ごみ」の混載搬入はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	16	第1章	第2節	2	1)				表1-7② 処理対象物の種類 及び計画年間ごみ 処理量	粗大ごみの計画年間処理量1,647t/年とありますが、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの比率をご教示願います。	粗大ごみの計画年間処理量である1,647t/年のうち、約92%が可燃性粗大ごみであり、約8%が不燃性粗大ごみになります。
233	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	16	第1章	第2節	2	1)				表1-7② 処理対象物の種類 及び計画年間ごみ 処理量	剪定枝1,286t/年、スプリング入りマットレス1,136個/年、スプリング入りソファー1,893個/年が排出される見込みですが、これらの処理量は、粗大ごみ処理量1,647t/年に含まれると考えてよろしいでしょうか。	含まれていません。
234	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	16	第1章	第2節	2	1)				表1-7② 処理対象物の種類 及び計画年間ごみ 処理量	粗大ごみのうち、可燃性粗大ごみ処理設備で処理する、布団・じゅうたん等の「可燃性粗大ごみ」とその他の「不燃性粗大ごみ」の重量比率をご教示願います。	No.225及びNo.232の回答を参照願います。
235	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	16	第1章	第2節	2	1)				表1-7② 処理対象物の種類 及び計画年間ごみ 処理量	粗大ごみ及び不燃ごみの小計2,723t/年における、「鉄類」「アルミ類」の割合をご提示願います。	実績として犬山市都市美化センターのデータのみとなります。犬山市都市美化センターの令和2年度における粗大ごみ及び不燃ごみの量は約1,560tであり、そのうち22%が鉄くずとなっています。あくまでも参考データとしてください。
236	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	2)				計画ごみ質	マテリアルリサイクル推進施設に搬入される、不燃・粗大ごみの鉄・アルミ・不燃物・可燃物の割合をご教示願います。	実績として犬山市都市美化センターのデータのみとなります。犬山市都市美化センターの令和2年度における実績としては、鉄22%、可燃物69%、不燃物9%となっています。あくまでも参考データとしてください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第1章	第2節	2	2)	(1)						
237	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	2)	(1)				ごみの種類	物質収支算定及び機器仕様決定のためマテリアルリサイクル推進施設のごみ組成計画値(鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物の重量%)をご教示願います。 不明な場合は、事業者により設定してもよろしいでしょうか。	No.236の回答を参照願います。
238	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	16	第1章	第2節	2	2)	(1)				表 1-8 粗大ごみの 受入条件	粗大ごみの受入条件として、『犬山市 一辺が50cm 以上で200cm×150cm×100cm以下』とありますが、設備へ投入しやすいよう、ごみを重機や手作業にて部分的に解体できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	16	第1章	第2節	2	2)	(1)				ごみの種類	粗大ごみ、不燃ごみの鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物他の組成をご教示願います。	No.236の回答を参照願います。
240	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	3)	(1)				搬入車両	「搬入車両は表1-3に示したとおり」とありますが、10t車などが含まれています。粗大ごみ、不燃ごみの搬入車両に10t車が使用されるか、ご教示下さい。	表1-3は脱水汚泥・し渣の搬入車両です。粗大ごみの搬入車両は平ボディ(2t)と軽トラック(0.35t)、不燃ごみの搬入車両はパッカー車(2.6t)を予定しています。
241	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	3)	(1)				搬入車両	「搬入車両は表1-3に示したとおり」とありますが、10t車などが含まれています。粗大ごみ、不燃ごみの搬入車両に10t車が使用されるかご教示願います。	No.240の回答を参照願います。
242	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	4)	(1)				稼働時間	マテリアルリサイクル推進施設の年間稼働日数の計画値をご教示願います。	250日です。
243	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	16	第1章	第2節	2	4)					主要設備方式	マテリアルリサイクル推進施設の年間稼働日数をご教示願います。	No.242の回答を参照願います。
244	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	16	第1章	2節	2	2)	表1-8				処理可能最大寸法	処理対象物の寸法は機械の能力に影響しますので、一定の寸法以上の処理対象物は、投入前に貴組合にて重機による粗破碎などを行いサイズダウンを図るなど対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	17	第1章	第2節	2	4)	表1.9				破碎設備	スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファー破碎機は、必要に応じて設置との記載がございますが、設置しない場合にも、貴組合にて手解体作業を実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、搬入量の変動等によっては、事業者は組合の業務に協力する義務があります。
246	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	17	第1章	第2節	2	4)	(2)				表 1-9設備方式	破碎設備 スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファー破碎機 必要に応じて設置とありますが、運営される貴組合にて手解体を行っていただくものとし、不要としてよろしいでしょうか。	No.245の回答を参照願います。
247	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	18	第1章	第2節	2	4)	(3)				処理フローシート マテリアルリサイクル 推進施設	物質収支算定及び布団・じゅうたん用破碎機の能力算定のため、不燃・粗大ごみの内、布団・じゅうたん等の年間処理量計画値をご教示願います。	年間733tを見込んでいます。布団・じゅうたん等に木製家具は含んでいません。また、No.232の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第1章	第2節	2	(3)						
248	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	18	第1章	第2節	2	(3)				処理フローシート(参考)	既設の収集エリアによってはスプレー缶は缶類として鉄、アルミ缶と合わせて収集されております。本事業において、鉄、アルミ缶と混在された状態での搬入はないと考えてよろしいでしょうか。	本事業においては、スプレー缶のみが搬入されます。
249	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	18	第1章	第2節	2	4)	(3)			処理フローシート スプレー缶廃液	廃液等貯留タンクに貯留された廃液は布などに浸み込ませて、エネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却処理するものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
250	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	19	第1章	第2節	2	5)	(3)			表1-10選別基準	回収物の「アルミ」は、アルミ単体ではなく、銅や真鍮も含む非鉄金属類も考えてよろしいでしょうか。	アルミとします。ただし、銅や真鍮を回収し資源化することの提案は可とします。
251	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	20	第1章	第3節	1					公害防止基準	騒音、振動、悪臭測定を行う敷地境界線は、「本要求水準書添付資料-1「事業実施区域平面図」」に示される事業実施区域(敷地境界)の赤線と理解してよろしいでしょうか。	騒音、振動、悪臭の測定場所は、環境影響評価書の測定地点としてください。環境影響評価の参照ページは、次のとおりです。 騒音振動:P8-2-2~P8-2-3、P8-3-16 悪臭は、測定日当日の風上と風下の敷地境界上と環境影響評価のP8-4-2に示す2箇所(C、D)で計画してください。
252	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	20	第1章	第3節	1	2)				騒音基準	昼間の騒音規制値が夜間と同等の50dBで設定されていますが、リサイクル施設が稼働する昼間に限定し、騒音規制値の見直しをご検討頂けないでしょうか。	見直しの予定はありません。
253	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	20	第1章	第3節	1	2)				騒音防止基準	「騒音基準(敷地境界線上)」とありますが、添付資料1で示されている事業実施区域との理解でよろしいでしょうか。	No.251の回答を参照願います。
254	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	21	第1章	第3節	2	1)				排ガス対策	水銀に関しては、搬入の段階で搬入禁止物として排除することとありますが、搬入は貴組合範囲でするので、貴組合にて排除頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者は組合への協力義務があります。
255	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	25	第1章	第4節	2	2)	(2)	③		現場管理	入口への警備員等の配置について記載は、要求水準書(第I編設計・建設業務編)53頁第11節8.10.(6)での、建設事業者が必要と判断した場合に配置すると解釈してよろしいでしょうか。	警備員の配置は現場稼働時間帯の配置を求めます。
256	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	25	第1章	第4節	2	5)				一般廃棄物処理施設設置届	「生活環境影響調査書の作成を含む」とありますが、江南市が作成している生活環境影響調査書を、一般廃棄物処理施設設置届に添付すると考えてよろしいでしょうか。	環境影響評価書とは別のものです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第3条の2に定められています。分析対象の選定等については、県と協議が必要です。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第1章	第4節	2	5)	(3)						
257	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	25	第1章	第4節	2	5)	(3)				一般廃棄物処理施設設置届	「生活環境影響調査書の作成を含む」とありますが、調査に必要な数値等を事業者が提供するという認識でよろしいでしょうか。 また、分析対象の選定等については、県と協議が必要になるかと思料しますが、貴組合にて協議されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	25	第1章	第4節	2	5)					関係官庁届出書	土壌汚染対策法に規定される土地の形質変更届等に伴う本事業実施区域の土壌汚染調査は不要と考えてよろしいでしょうか。	工事着手30日前までに愛知県知事あてに土壌汚染対策法第4条第1項による「一定の規模以上の土地の形質の変更届」の提出が必要となります。令和5年度に組合にて届け出に必要となる過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査(履歴調査)を実施する予定ですので、実施設計時に施設の計画図など届出に必要な資料作成の協力をお願いします。
259	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	25	第1章	第4節	2	7)	(1)				ユーティリティー	「本施設に関する電力、ガス(引き込む場合)、上水及び電話等の通信の引き込みに要する費用は建設事業者の負担とする。なお、取合点から本施設までの接続等工事に関する工事費についても建設事業者の負担とする。」と記載があります。また、本仕様書の添付資料-4「ユーティリティー取り合い点等」に「上水、通信の取り合い箇所は事業者の提案による。」と記載があります。 電力引込み工事負担金と同様に、貴組合より水道引込み工事負担金の金額を提示して頂けないでしょうか。	No.204の回答を参照願います。
260	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(3)				工事記録写真	「地中障害物の存在が確認された場合は、原則処分することとするが、費用の負担はその内容により組合と協議し決定する。」との記載ですが、要求水準書第1編P5(22)の①～③以外のものが確認された場合はそれらの撤去費用負担について協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。具体的には、協議により詳細を決定します。
261	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	26	第1章	第4節	2	7)	(4)				建設発生土の処分	『ただし、やむを得ず 残土が発生する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用促進に関する法律」等係法令 に基づき、建設事業者の責任において、適切に 有効利用又は処分すること。』とありますが、事業実施区域内には汚染土壌や、埋設廃棄物はないものと考えてよろしいでしょうか。	汚染土壌については、No.258の回答を参照してください。埋設廃棄物が確認された場合は、程度にもよりますが協議となります。
262	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	26	第1章	第4節	2	7)	(6)				工事用車両の搬入出経路	工事用車両の搬入出口を事業実施区域西側に設けてもよろしいでしょうか。	別途工事の愛知県道浅井犬山線 拡幅工事が完了し、搬入路が確保されるまでの期間に限定して認めます。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第1章	第4節	2	7)	(6)						
263	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(6)				工事用車両の搬入出経路	「一般車両の通行に支障がきたさないように通行時間帯をずらすなどの配慮を行うこと」とありますが、時間帯の制限等があればご教示願います。	制限はありませんが、可能な限り分散させる計画とさせていただきます。
264	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(6)				工事用車両の搬入出経路	工事用車両は、着工時を除き愛知県道浅井犬山線から事業実施区域に搬入することを基本とするので、別途工事の愛知県道浅井犬山線拡幅工事との調整を図ること、とありますが、拡幅工事の実施時期と同期間中の仮設物の配置及び車両動線(一般車、工事車両)をご教示ください。	No.168の回答参照願います。
265	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(6)				工事用車両の搬入出経路	「工事用車両は、着工時を除き愛知県道浅井犬山線から事業実施区域に搬入することを基本とするので、別途工事の愛知県道浅井犬山線拡幅工事との調整を図ること。」とありますが、建設工事全体を効率よく実施するため建設工期・費用の観点から、別途工事の愛知県道浅井犬山線拡幅工事側で河川法等の行政対応を含めて敷地内搬入出道路の造成までを施工して頂くことはできないでしょうか。	原則、責任分界点は、事業実施区域との境界となりますが、県道拡幅部と事業区域の取合い部については、道路構造、施工計画の調整が必要となりますので、実施設計段階で協議することとします。
266	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(6)				工事用車両の搬入出経路	工事で利用する際の仮設道路の出入口は複数設置しても宜しいでしょうか。	想定される位置によりますので実施設計時に協議することとします。
267	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(6)				工事用車両の搬入出経路	「事業実施区域北側にある宮田導水路への荷重負荷を踏まえ、北側からの工事車両出入りは認めない」との記載に関して、下記2点をご教示願います。 ①通勤車両や車両総重量5t未満かつ最大積載量3t未満(準中型)の車両を通常通行してよろしいでしょうか。 ②犬山線への動線を確保する前で、宮田導水路の荷重負荷への対策が担保できれば北側からの動線を確保してよろしいでしょうか。	通勤車両等の乗用車は認めます。県道側からのアクセスが諸事情により困難な場合、北側からの出入りを検討することもありますが、関係機関との協議が必要です。
268	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(7)	①			仮設工事	「建設事業者は、仮設工事を行う前に仮設計画書を提出し、組合の承諾を得ること」について、仮設工事とは仮設事務所、工事用仮設搬入路、現場仮囲いなどを示し、現場作業で仮設する足場や型枠支保工などは含まれないと理解してよろしいか。	仮設計画書に含める必要はありませんが、足場工・型枠支保工に関する計画書を別途提出してください。
269	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	26	第1章	第4節	2	7)	(7)	②			仮設工事	「仮囲いは、事業実施区域の周囲に施工」と記載がありますが、設置箇所は事業実施区域の敷地境界を指しますでしょうか。あるいは利用できない用地を含めない事業実施区域が設置箇所となりますでしょうか。	仮囲いは、事業実施区域の周囲となります。ただし、利用できない土地への出入口は確保してください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
270	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(7)			仮設工事	「執務に必要な図書、事務機器(パソコン、コピー機等を含む)、什器類も建設事業者が用意すること」とありますが、具体的な数量をご提示願います。	詳細は設計協議の際に決定しますが、現時点で必要な図書類は、建築工事標準仕様書(最新版)、建築工事標準詳細図(最新版)、建築工事監理指針(上下巻・最新版)、事務機器は、複合型コピー機、冷蔵庫、電子レンジ各1台、ロッカー9名分とし、他に雨カッパ、安全帯、長靴、ヘルメットを9名分を想定しています。
271	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(9)			電波障害	電波障害が発生した場合、対策工事に関する費用は別途協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。ただし、電波障害が生じることのないように調査及び対策を実施し、十分な措置を行っていることが前提です。
272	要求水準書 第I編設計・建設業務編	27	第1章	第4節	2	7)	(12)			工事排水	濁水処理等を行った工事排水の放流先をご教えてください。	No.177の回答を参照願います。
273	要求水準書 第I編設計・建設業務編	27	第1章	第4節	2	7)	(13)			利用できない土地の測量	利用できない土地について、境界は確定されているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	要求水準書 第I編設計・建設業務編	27	第1章	第4節	2	7)	(14)			利用できない土地の仮囲い	利用できない土地の公道に接しない境界面には仮囲いは不要と考えてよろしいでしょうか。	No.269の回答を参照願います。
275	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(14)	⑤		施工方法及び建設公害対策仮囲い	「高さ3m程度の仮囲いを設置し、建設作業騒音の低減を図ること。」について、騒音対策用と侵入防止用等用途によって事業者にて高さを使い分ける提案をしてもよろしいでしょうか。	提案によりますが、実施設計時の協議によるものとします。
276	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	28	第1章	第4節	2	7)	(14)	⑫		施工方法及び建設公害対策	「事業実施区域内は、高さ制限が設けられていることから、建設事業者は、クレーン等の高さや照明の方法等について航空自衛隊岐阜基地等の関係機関と事前協議を実施し、関係機関の許可を得てから実施すること。」との記載がありますが、これまでの間事前協議により、高さ、時間等業務を行う上で制限を受けている内容があればご教示願います。	No.201の回答を参照願います。また、航空自衛隊岐阜基地との協議は、工程表や施工方法も含めた詳細な内容を提示する必要があるため、現段階で決まっていることはありません。
277	要求水準書 第I編設計・建設業務編	28	第1章	第4節	2	7)	(14)	⑫		高さ制限の協議	現段階で工事計画を行うためクレーン等の高さ等について、航空自衛隊岐阜基地からの条件を提示頂けないでしょうか。条件提示が困難な場合、事業実施時の航空自衛隊岐阜基地との協議で、事業者の想定している条件での工事期間中の高さ制限を超えることができず、工事計画の見直しが生じた場合、それによる工期と、係る費用は協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	No.201及び276の回答を参照願います。工事計画の見直しが生じた場合、必要に応じて協議します。
278	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	29	第1章	第5節	1	2)				使用材料規格及び機器	「2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。」とありますが、プラント設備については、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば、成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し、使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	国内の一般廃棄物処理施設に納入実績があり、事前にミルシート等で成分・強度がJIS規格と同等以上であることが確認できる材料については、海外規格材を海外で調達し、使用しても可とします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第1章	第5節	1							
279	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	29	第1章	第5節	1					使用材料規格及び機器	建屋の鉄骨造に使用する鋼材につきまして、以下の2点を確認させて下さい。 a)JIS規格品であれば電炉材の使用も可能でしょうか。 b)構造耐力上主要な部位には、SM材・SS材・STK材・STKR材の使用を考えておりますがよろしいでしょうか。	a)可とします。 b)ご質問にあるSM材・SS材・STK材・STKR材に加え、SN材及びBCR材を追加して計画してください。
280	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	29	第1章	第5節	1	2)				材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。」とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば、成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し、使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	事前にミルシート等で成分・強度がJIS規格と同等以上であることが確認できる材料については、海外規格材を海外で調達し、使用しても可とします。質問内容のものは認めます。
281	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	29	第1章	第5節	1	2)				材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。」とありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し、使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問内容のものは認めます。
282	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	29	第1章	第5節	1	3)				材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「3)国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。」とありますが、建設事業者が製品の品質を保証することで、弊社以外の建設事業者が日本国内の一般廃棄物処理施設へ納入し稼働させた実績を持つ取引先についても採用できるものと理解してよろしいでしょうか。	認めます。
283	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	29	第1章	第5節	1	4)				使用材料規格及び機器 立会検査	「検査立会いを要する機器・材料については、国内において実施すること」とありますが、関連会社である海外工場で作成した場合、関連会社による検査立会いを考えておりますがよろしいでしょうか。	関連会社の実績や検査体制等を確認した上で適当であると確認できた場合は認めます。
284	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	29	第1章	第5節	1	6)				材料及び機器 使用材料規格及び機器	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則とし、事前に組合の承諾を受けること。1)本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。」とありますが、事業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働させた実績を有することを条件に、海外での製造をご承諾いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	認めます。
285	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	30	第1章	第6節	1	4)				試運転	マテリアルリサイクル推進施設の試運転期間が45日以上となっておりますが、長すぎると思料します。事業者提案とさせていただきますがよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第1章	第6節	2	3)						
286	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	30	第1章	第6節	2	3)				運転指導	マテリアルリサイクル推進施設において15日以上の運転指導期間とありますが、当該期間で日常点検及び臨時点検などの指導も行うものと解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	30	第1章	第6節	3					試運転及び運転指導にかかる費用	試運転に必要な費用の内、買電電力(基本料金、電力使用料等)や上水使用料についても薬剤、燃料同様に、事業者負担との理解でよろしいでしょうか。また、電力系統連系にかかるアンシラリーサービス料金は運営時同様、貴組合負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
288	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	30	第1章	第6節	3					試運転及び運転指導にかかる費用	本施設引渡しまでの試運転及び運転指導に必要な費用は、建設事業者の負担とするとの記載がございますが、貴組合職員配置にかかる費用につきましては、貴組合が負担するものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	30	第1章	第6節	3					試運転に係る費用	電力系統連系にかかるアンシラリーサービス料金は運営時同様、貴組合負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	31	第1章	第7節	1	2)				予備性能試験	3日間以上の予備性能試験はエネルギー回収型廃棄物処理施設に適用されるものと考えてよろしいでしょうか。その場合、マテリアルリサイクル施設は何日と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。マテリアルリサイクル推進施設については1日以上で計画してください。ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設の予備性能実施期間内に行うように計画してください。
291	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	31	第1章	第7節	2	1)				引渡性能試験	マテリアルリサイクル推進施設については、「組合職員により実施し」とありますが、性能試験の準備や試験当日の進行については、事業者にて実施するものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	31	第1章	第7節	2	4)				引渡性能試験	引渡性能試験では性能を確認することが困難であるエネルギー回収型廃棄物処理施設の「連続運転性能」、「蒸気復水器」及び「炉体、ボイラケーシング外表面温度」は、運営開始後に建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に実施する。とありますが、P36表1-15エネルギー回収型廃棄物処理施設の引渡性能試験方法(4/5)14.煙突における排ガス流速、温度にも笛吹き現象を除き運営開始後に実施する。と記載がございます。これも含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	詳細は協議して決定することとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第1章	第7節	2	4)						
293	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	31	第1章	第7節	2	4)				引渡性能試験	引渡性能試験で確認が困難とある「連続運転性能」、「上記復水器」及び「炉体、ボイラケーシング外表面温度」については、引渡性能試験項目には含まれず、P56第14節正式引渡における引渡性能試験報告書にも含まれない項目であるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は協議して決定することとします。
294	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	34	第1章	第7節	4	2)				表1-15 4 焼却主灰の熱灼減量	熱灼減量のサンプリングについて、「ごみ焼却施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」p.222に記載のとおり、水和物の影響を大きく受けるため、乾灰でのサンプリング・分析でよろしいでしょうか。	認めますが、サンプリングの場所の詳細については、組合と協議して決定します。
295	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	34	第1章	第7節	4	2)	表1-15(2/5)	4		焼却主灰熱灼減量	熱灼減量のサンプリングについて、平成29年4月30日に発行されました「ごみ焼却施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」により、熱灼減量測定時の注意事項として、『水冷された焼却灰の熱しゃく減量は、水和物の影響を大きく受けるため、燃焼管理で明確に未燃分の把握をするためには「水冷前の灰の採取」or「灰の炭素量の測定」が必要』との主旨の記載が加わりました。 炉性能の指標である熱灼減量においては、湿灰ではなく、乾灰でのサンプリング・分析でよろしいでしょうか。 また、上記が良い場合、サンプリング場所は主灰冷却装置の入口付近でもよろしいでしょうか。	引渡性能試験は乾灰で結構ですが、焼却灰等資源化企業の受入条件を満足していることを確認できる試験方法としてください。サンプリング場所の詳細は、組合と協議して決定します。
296	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	34	第1章	第7節	4	2)	表1-15	5		焼却灰等及び飛灰処理物	第1章 第2節 1. 8) 処理生成物の基準」で示した重金属類8項目とありますが、本施設では焼却灰、焼却飛灰及び溶融飛灰は全て資源化のため、溶出試験は不要と思料します。したがって、本項目については削除頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
297	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	35	第1章	第7節	4	2)	表1-15	7		騒音	事業用地は航空機起因の音が非常に大きいため、日中の正確な騒音測定が難しいと考えますが、補正等の配慮いただけたとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	36 37	第1章	第7節	4	2)	表1-15	21 22 23		室内温度 (炉室・電気関係諸室・機械関係諸室) 局部温度 (炉室・電気関係諸室・機械関係諸室)	各室内温度及び局部温度が両方とも外気温32℃+10℃以内となっていますが、局部温度については特に温度が高い箇所を示すものだと思料します。であれば、室内温度と同様の+10℃ではなく、+15℃として頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
299	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	36,37	第1章	第7節	4	2)	表1-15(4/5,5/5)	21 ～ 23		室内温度	室内温度は室内の平均温度とし、局部温度は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(全都清)」にも「炉室の換気計画については局部的に機器からの輻射熱や部分的な空気の停滞時に高温となることは避けがたく点検動線の停止位置にスポット的に外気を吹くことが望ましい」と記されているように、炉室に限らずその他の機械室も局所や機器の輻射熱を排除した局部温度と理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	38	第1章	第7節	4	2)	表1-16			マテリアルリサイクル推進施設の引渡性能試験方法	試験項目2. 破砕寸法の保証値は、「第1章第2節2.5)処理条件(2)」で示した寸法とありますが、176頁で記載されている、マットレス用破砕機の機器仕様で記述されている破砕寸法(40cm以下)は目標値と考えてよろしいでしょうか。	保証値としてください。
301	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	38	第1章	第7節	4	2)	表1-16			マテリアルリサイクル推進施設の引渡性能試験方法	試験項目3. 選別基準の保証値「第1章第2節2.5)処理条件(3)(4)」とありますが、19頁には(4)は明記されておりません。(3)のみと解釈してよろしいでしょうか。	(3)のみと解釈ください。
302	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	39	第1章	第8節	1	2)				契約不適合責任	別に定める消耗品の種類とその契約不適合責任期間をご教示願います。	別に定める消耗品とその契約不適合責任期間については、事業者からの提案によるものとし、協議の上、決定するものとします。
303	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	41	第1章	第10節	1	2)				本施設の設計業務管理技術者	設計期間と工事期間で管理技術者は変更可能と考えてよろしいでしょうか。	可能とします。
304	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	42	第1章	第10節	2	2)				参考基準図書類	参考基準図書類につきましては、入札時(令和4年8月頃)の最新版によるという理解でよろしいでしょうか。設計・建設期間中に改訂版が発行され、それに基づき設計変更等が必要となった場合は、改訂事項については工程・金額等の変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	改定事項の内容にもよりますが、協議によるものとします。
305	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	48	第1章	第10節	5					要求水準書の記載事項	本事業において民間ノウハウ等を活用した事業者提案につきましては、貴組合が要求水準全般を満足するとお認め頂いたものに限り、採用されるものと考えてよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、要求水準事項を超える提案を妨げるものではありません。
306	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	49	第1章	第11節	2	3)				着工前業務	現場代理人と監理技術者の兼務は可能との解釈でよろしいでしょうか。	可とします。
307	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	49	第1章	第11節	3	2)	(2)	③		本施設の設計業務監理技術者	「主任技術者又は監理技術者を配置」とのことですが、現場代理人との兼務は可能でしょうか。	可とします。
308	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	49	第1章	第11節	3	2)	(2)	⑤		現場管理	現場代理人および監理技術者の配置について構成企業の中から土建工事、プラント工事それぞれの該当工事期間中、別々に配置してもよろしいでしょうか。	可とします。
309	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	49	第1章	第11節	3	2)	(2)	⑤		現場管理	事業実施用地の出入口に警備員を配置し、事業実施用地内へ部外者を立ち入れないようにすることとありますが、警備員の配置は現場稼働時間帯のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
310	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	51	第1章	第11節	5	9)					製作承諾申請図書	SDS(SafetyData Sheet:安全データシート)が内容に含まれておりますが、SDSの適用範囲をお教えてください。 試運転前までに試運転で使用する薬品類についてSDSを提出することよろしいでしょうか。	現時点で想定するものではありません。 2点目の質問はご理解のとおりです。
311	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	51	第1章	第11節	6	2)					建築確認申請	当建築確認申請は計画通知となり、特定行政庁への提出となるのでしょうか。若しくは民間審査機関への建築確認申請が可能なのでしょうか。	確認申請となります。審査機関は特定行政庁でも民間審査機関でも構いません。
312	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	52	第1章	第11 節	9	1)					各工事の責任者	「なお、設備の確実な整備のため、必要に応じ本施設の運営を行うボイラ・タービン主任技術者、電気主任技術者等による管理を行うこと」とありますが、ボイラ・タービン主任技術者と電気主任技術者については建設期間中は建設事業者 に所属するものとしてよろしいでしょうか。 また、ボイラ・タービン主任技術者及び電気主任技術者については、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、四十三条第2項による許可を得た主任技術者については原則認めません。
313	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	52	第1章	第11節	9	4)					公害防止委員会対 応	委員会の現地視察及び開催について予定されている開催頻度と人数についてご教示ください。	現地視察は年1回、20人程度を予定しています。
314	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	52	第1章	第11節	9	4)					公害防止委員会対 応	公害防止委員会の対応について、現地説明回数、委員会の開催回数、時期及び対応期間についてご教示願います。	公害防止委員会は、年4回、四半期ごとの開催を予定しています。(ただし、公害防止委員会での議論によっては、開催頻度が変わることがあります。 うち1回は現地見学会を実施したいと考えています。 現地見学会の開催時期につきましては現時点で具体的な時期を決めているわけではありませんので、工事の進捗状況を考慮しながら決定します。(事業者の方と相談の上、現地見学会の開催時期を決定します。) なお、公害防止委員会は、施設周辺地区の住民の方、学識経験、行政関係者で構成することを予定しています。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第1章	第11節	10							
315	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	52	第1章	第11節	10					工事条件	貴組合から提示された資料から想定できない残存工作物等や事業用地内に地中障害物の存在が確認された場合について、その処置に要する工期及び費用についてもご協議いただけてと考えてよろしいでしょうか。なお、想定できない残存工事物や地中障害物の存在については入札説明書添付資料-9リスク分担に記載のある「用地リスク(18)地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの」に該当し、これに起因する工期については同じくリスク分担に記載の「工事遅延リスク(38)着工後の組合の指示等、組合の事由による工事の遅延に関するもの」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、組合が提示した資料から想定できないと組合が判断した場合は、ご理解のとおりです。
316	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	52	第1章	第11節	10	1)				残存工作物等	「組合が提示した資料からでは想定できない残存工作物等が存在した場合は、その内容により監督員と協議し適切に処分すること。なお、費用負担については組合と協議して決定する。」とありますが、添付資料4 ユーティリティ取合点等に示されている”地上および地中残置物存在範囲”についても費用負担の協議対象と考えて宜しいでしょうか。提示頂いた”地上および地中残置物存在範囲”だけでは施工規模等の想定が困難なためです。	No.315の回答を参照願います。
317	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	52	第1章	第11節	10	1)				残存工作物等	貴組合から提示された資料から想定できない残存工作物等が存在し、貴組合の監督員との協議の結果、処置することとなった場合は、その処置にかかる工期および費用についてもご協議いただけてと考えてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
318	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	53	第1章	第11節	10	2)				地中障害物	事業用地内に地中障害物が存在し、貴組合の監督員との協議の結果、処置することとなった場合は、その処置にかかる工期および費用についてもご協議いただけてと考えてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
319	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	53	第1章	第11節	10	3)				掘削土に関する土壌汚染	事業用地内には汚染土壌が存在しないという認識ですが、万一、事業用地内に汚染土壌が確認された場合には、別途協議させて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	No.258の回答を参照願います。
320	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	53	第1章	第11節	10	(6)				工事用車両の搬入・搬出経路	「県道浅井犬山線からの工事用搬入道路ができるまで」認められる「他の場所からの出入り」とは、具体的にどこを想定されていますでしょうか。ご提示ください。	事業者にて検討してください。なお、No.169の回答も参照ください。
321	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	54	第1章	11節	10	11)				工事経過の記録	「工事の状況を記録した静止画・動画は組合による指導のもと編集を行い…」とありますが、編集はどこまで求められるものか教示下さい(例:専門業者を使用する)。	専門業者への依頼までは想定しておりません。また、動画については、組合と協議し必要に応じて記録することとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
322	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	56	第1章	第13節	3					検査及び試験 検査及び試験の省略	「公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、組合の承諾を得た上で検査及び試験を省略できる。」とありますが、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)」を活用したボイラ製作の際は、認証機関の発行する証明書を提出することで検査及び試験を省略できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	57	第1章	第15節	3					予備品及び消耗品	マテリアルリサイクル推進施設において、当該期間中の消耗品の補充が計画以上に必要となる場合に対し、運転面による原因がある場合については有償にて運営事業者が補充するとの理解でよろしいでしょうか。	原則、変動費で調整することとしますが、消耗品が計画以上となる原因究明後、運転面による原因であることが明らかである場合は、協議することとします。
324	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	59	第2章	第1節	3	5)				防熱・保温	機器冷却水配管について、結露防止目的で保温をすることとなっていますが、保温箇所につきましては事業者判断とさせていただきます。	可とします。
325	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	60	第2章	第1節	4					配管	配管仕様及び管材等の選定は事業者の判断で行うものとし、仕様書、リストの提出はなしとさせていただきませんか。	配管については、流体、温度、圧力等使用目的を考慮する必要がある為、リストを提出し承諾を得てください。
326	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	61	第2章	第1節	7	1)				地震等対策	適用する基準類として「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」「同解説」の記載がありますが、これは、3)での記載の通り、建築物の耐震設計において構造体をⅡ類(重要度係数1.25)としたうえで建築基準法を順守したルート3(保有水平耐力計算)による構造計算を行うこと、建築非構造部材をA類・建築設備を甲類とした、耐震安全性を確保した設計を行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、耐震設計の詳細については、実施設計時に協議して決定します。
327	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	61	第2章	第1節	7	1)	(7)			地震等対策	耐震安全性の建築設備甲類は、耐震性に関わる要件である設計用水平震度を対象とし、商用電力対策、電力設備信頼性ならびに通信途絶対策の規定は該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	本施設は、耐震及び浸水対策が必要な施設であり、想定されている自然災害に対しても処理の継続及び一時的な避難機能を有していますのでその機能を満足するように計画してください。
328	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	61	第2章	第1節	7	3)				地震等対策	「3)耐震安全性の分類は、構造体Ⅱ類(重要度係数1.25)、・・・」とありますが、プラント鉄骨等においては、火力発電所の耐震設計規程の耐震設計手順に基づき、保有耐力設計が必要なものは、重要度係数1.25として設計すると考えてよろしいでしょうか。	基本的に可としますが、実施設計時に耐震設計の考え方や重要機器の選定、耐震設計基準(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準や建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)等)等について協議して決めることとなります。
329	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	63	第2章	第2節	1	5)	(5)			ごみ計量機	「直接持込者の料金の受取を考慮するとともに」とありますが、料金收受の場所や決済手段については、直接持込者の搬入ごみの計量方法と合わせて、事業者より提案してもよろしいでしょうか。	提案を認めますが、詳細については実施設計時に協議して決めます。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第2章	第2節	2	4)	(3)						
330	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	64	第2章	第2節	2	4)	(3)				プラットフォーム	プラットフォーム幅員は一方通行の場合17m以上、対面通行の場合は20m以上とありますが、幅員は投入扉前の車止めから対面の柱の通り芯までの長さという理解でよろしいでしょうか。	通り芯ではなく柱面から(有効寸法)としてください。
331	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	64	第2章	第2節	1	5)	(10)				ごみ計量機	浸水、防塵対策として「IP68相当」が指定されていますが、限られた機器(ロードセル等)しか対応が不可能と考えられます。水害対策では他の方法も織り交ぜて提案するとの理解でよろしいでしょうか。	同等であると認められる場合は可とします。
332	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	65	第2章	第2節	4	3)	(3)				操作方法	自動でのダンピングボックスの操作は危険かと思料しますので、本項目は手動のみでよろしいでしょうか。	手動の範囲が分かりませんが、ボタンをひとつ押して投入扉とダンピングボックスによるごみ投入及びダンピングボックスの位置が元に戻る程度であれば認めます。なお、詳細は実施設計時に協議して決めることとします。
333	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	65	第2章	第2節	4	表2-1					ごみ投入扉及びダンピングボックス	ダンピングボックスの付属機器・消耗品の欄に、電動スライドシャッターの記載がありますが、電動スライドシャッターと同等の機能、安全性を有することを前提に、傾斜投入式のダンピングボックスを採用してもよろしいでしょうか。	電動スライドシャッターと同等以上の機能、安全性が判る資料を提出し同等以上と判断できる場合は提案を認めます。
334	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	66	第2章	第2節	5	3)	(2)				可燃性粗大ごみ処理設備 処理対象物最大寸法	処理対象物最大寸法は『表1-8に示す寸法』とありますが、設備へ投入しやすいよう、ごみを重機や手作業にて部分的に解体できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
335	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	67	第2章	第2節	7	3)	(3)				シュート部ライナー	「材質[SUS]、厚さ[9mm]」とありますが、シュート部は実績のあるコンクリートの表面強化剤を塗布する提案をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書で示した材質、厚さと同等以上の性能があることが判る資料を提出し同等以上と判断できる場合は提案を認めます。
336	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	68	第2章	第2節	7	4)	(10)				ごみピット	「適当な位置に取り外し可能な点検用タラップ及び安全フックを取り付けること」とありますが、点検用タラップの受け座や安全フックにごみクレーンバケットが接触したり、ごみが引っかかることによりごみピット運用に支障をきたす恐れがあることから、ごみクレーン保守用ホイスト等を利用した装置で代用する計画としてよろしいでしょうか。	提案を認めます。
337	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	68	第2章	第2節	7	5)	(6)				ごみピット 特記事項	「(6) 自然光を極力採り入れ、ごみピット底部まで視認可能な照度とすること。また、照明器具の保守点検が可能な構造とすること。」とありますが、ごみピット内に自然光を入れると粉塵等がひかりクレーン操作に支障をきたす場合があります。照明器具による照度確保のみとしていただけないでしょうか。	自然光は極力求めるものであり、クレーン操作の支障をきたすことがないよう照度を確保し計画してください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第2章	第2節	7	5)	(9)						
338	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	68	第2章	第2節	7	5)	(9)				ごみ汚水の返送先	「ごみ汚水は、ごみピットへ返送することを原則とする」とありますが、燃焼室等での噴霧処理を認めていただけないでしょうか。	原則なので、提案を認めます。
339	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	68	第2章	第2節	7	5)	(10)				ごみピット	「適当な位置に取り外し可能な点検用タラップ及び安全フックを取り付けること」とありますが、点検用タラップの受け座や安全フックにごみクレーンバケットが接触したり、ごみが引っかかることによりごみピット運用に支障をきたす恐れがあることから、ごみクレーン保守用ホイスト等を利用した装置で代用する計画としてよろしいでしょうか。	No.336の回答を参照願います。
340	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	68	第2章	第2節	7	5)	(11)				ごみピット 特記事項	ごみピットの奥行について、「原則としてクレーンバケットの開き寸法に対して2.5倍以上の奥行を確保すること」とありますが、2段ピットを採用する場合、ごみの攪拌をおこなう第2ピットのみを満足する考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
341	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	68	第2章	第2節	8	3)	(5)				ごみクレーン	ごみ単位体積重量の数値が空欄となっていますが、稼働率算出用は基準ごみ時のごみ単位体積重量、定格荷重算出用は0.4t/m3を採用するとの解釈でよろしいでしょうか。	稼働率算出用は基準ごみ時としてください。また、定格荷重用の単位体積重量は提案によることとします。
342	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	69	第2章	第2節	8	5)	(4)				ごみクレーン	「容易に掃除できるように自動窓ふき装置を設けること」とありますが、窓ガラスの清掃方法についてはライフサイクルコストを考慮した上で、事業者提案とさせていただきます。	自動窓拭き装置の機能と同等であれば認めることとします。
343	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	69	第2章	第2節	8	5)	(4)				ごみクレーン	「容易に掃除できるように自動窓ふき装置を設けること」とありますが、窓ガラスの清掃方法についてはライフサイクルコストを考慮した上で、事業者提案とさせていただきます。	No.342の回答を参照願います。
344	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	69	第2章	第2節	8	5)	(4)				自動窓拭き装置	自動窓拭き装置に代わり、運営事業者が清掃用の歩廊から治具で清掃することを提案してもよろしいでしょうか。	人力での清掃は認められません。ただし自動窓拭き装置の機能と同等であれば認めます。
345	要求水準書(第I編建設業務編)	70	第2章	第3節	1	5)	(8)				ごみ投入ホッパ・シュート	「シュート部には摩耗防止のためにライナーを設置すること」とありますが、ライナーと同等の機能を有することを前提に摩耗対策については事業者提案とさせていただきます。	ライナーと同等の機能を有することが判る資料を提出し同等以上の機能を有すると判断した場合は提案を認めます。
346	要求水準書(第I編建設業務編)	70	第2章	第2節	9	5)	(3)				薬液噴霧装置	プラットホームの適切な場所で本装置の遠隔操作とありますが、現場操作盤からの操作するとの解釈でよろしいでしょうか。	必ずしも現場操作盤とは指定しません。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第2章	第3節	4							
347	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	72	第2章	第3節	4					燃焼装置駆動用油 圧装置	ライフサイクルコストを考慮し、1ユニットに油圧ポンプを3基、油圧タンクを1基設置し、燃焼装置1基に対し油圧ポンプ1基運転、油圧ポンプ共通予備1基として、油圧装置のユニット数を1ユニットとしてもよろしいでしょうか。	実績や運転上、問題ないことが判る資料を提出し運転上問題ないと判断できる場合は認めます。
348	要求水準書(第I編 建設業務編)	72	第2章	第3節	4					燃焼装置駆動用油 圧装置	ライフサイクルコストを考慮し、1ユニットに油圧ポンプを3基、油圧タンクを1基設置し、燃焼装置1基に対し油圧ポンプ1基運転、油圧ポンプ共通予備1基として、油圧装置のユニット数を1ユニットとしてもよろしいでしょうか。	実績や運転上、問題ないことが判る資料を提出し運転上問題ないと判断できる場合は認めます。
349	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	72	第2章	第3節	5					給油装置	給油装置の設置有無については、メンテナンス性を考慮した上で事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	原則認めることとしますが、詳細は実施設計時に協議して決めることとします。
350	要求水準書(第I編 建設業務編)	72	第2章	第3節	5					給油装置	グリスポンプの設置有無については、メンテナンス性を考慮した上で事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	原則認めることとしますが、詳細は実施設計時に協議して決めることとします。
351	要求水準書(第I編 建設業務編)	73	第2章	第3節	6	3)	(1)	⑤		焼却炉本体	「構造」を記載する表中には、耐火物の構造を記載するとの解釈でよろしいでしょうか。	使用する耐火物の種類を記載してください。
352	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	78	第2章	第3節	3.2	1				ごみ投入ホッパ	ホッパ内にごみを充填させず、給じん装置にて機械的に炉内と区分する方式を採用する場合は、ブリッジ等は発生せず、かつ、炉内と遮断されるため、開閉ゲート、ゲート駆動装置、レベル計、ブリッジ警報装置、ブリッジ解除装置については不要とさせていただけないでしょうか。	原則認めることとしますが、詳細は実施設計時に協議して決めることとなるので、開閉ゲート、ゲート駆動装置、レベル計、ブリッジ警報装置、ブリッジ解除装置等を設置することもあります。
353	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	78	第2章	第3節	3.2	1	5)	(8)		特記事項	シュート部は摩耗防止のためにライナーの設置に代わり、他部分より板厚を厚くする提案も可として頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
354	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	83	第2章	第3節	3.2	6	3)			助燃バーナ	着火方式が[現場手動]となっていますが、助燃装置は「低質ごみ時の炉温維持」の役割もありますので、[自動、遠隔手動、現場手動]としてもよろしいでしょうか。	可とします。
355	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	84	第2章	第3節	8	5)	(5)			副資材搬送装置	「本装置は、1系列1基を原則とすること」とありますが、当社が納入した全施設において本設備は共用しており、問題なく稼働を継続しております。そのため、本施設において副資材搬送装置を共通化する事業者提案をお認め頂けないでしょうか。	提案を認めます。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
356	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	86	第2章	第3節	3.3	2	5)	(1)		破砕機	「後段の給じん装置に安定的に供給」とありますが、破砕機の後段に破砕ピットを設け、破砕ピットから給じん装置へごみクレーンで投入するシステム構成としてよろしいでしょうか。	提案を認めます。
357	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	88	第2章	第3節	3.3	6				加熱空気送風機	ごみピットから常温空気を押込送風機等で吸引し、空気予熱器を介して、ガス化炉や熔融炉へ加熱空気を送風するシステムとして、本送風機は設置しないことよろしいでしょうか。	提案を認めます。
358	要求水準書(第I編 建設業務編)	95	第2章	第4節	1	1)	(2)			数量	ボイラ本体数量は1基/系列×2系列の[2]基との解釈でよろしいでしょうか。	1基/系列と読み替えてください。
359	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	95	第2章	第4節	1	1)	(2)			ボイラ本体 数量	ボイラの数量は1基/系列に読み替えてよろしいでしょうか。	1基/系列と読み替えてください。
360	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	96	第2章	第4節	1	5)	(2)			ボイラ給水ポンプ 数量	ボイラ給水ポンプは4台設置と指定されていますが、事業者実績に基づく、安定稼働とLCC最小化を両立する適正な数量に変更してもよろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとしますが、適正数量とした場合において1台が故障した場合においても、機能上、関係法令上、2炉運転できるようであれば提案を認めます。
361	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	95	第2章	第4節	1	1)	(2)			数量	ボイラ本体の数量は1基/系列と読み替えて宜しいでしょうか。	No.359の回答を参照願います。
362	要求水準書(第I編 建設業務編)	95	第2章	第4節	1	1)	(5)	⑨		特記事項	圧力計はITVにより中央制御室にて常時監視できることとありますが、対象となる圧力計は「汽水胴圧力計」のみとの解釈でよろしいでしょうか。	対象はご理解のとおりですが、ITVの設置は任意とします。
363	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	96	第2章	第4節	1	5)	(2)			ボイラ給水ポンプ 数量	ボイラ給水ポンプは4台設置と指定されていますが、事業者実績に基づく、安定稼働とLCC最小化を両立する適正な数量に変更してもよろしいでしょうか。	No.360の回答を参照願います。
364	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	96	第2章	第4節	1	5)	(2)			ボイラ給水ポンプ	数量は[]付きの数値につき、提案可能と考えてよろしいでしょうか。	No.360の回答を参照願います。
365	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	98	第2章	第4節	1	7)	(5)	③		脱気器給水ポンプ	グランド部分の仕様については、実績を踏まえた上で事業者提案とさせてさせて頂けないでしょうか。	提案を認めます。
366	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	98	第2章	第4節	1	7)	(5)	③		脱気器給水ポンプ	グランド部分の仕様については、実績を踏まえた上で事業者提案とさせてさせて頂けないでしょうか。	No.365の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第2章	第4節	1	9)	(2)	②					
367	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	99	第2章	第4節	1	9)	(2)	②			サンプリングクーラ	給水用の数量が「1炉1基」となっておりますが、ボイラ給水は共通1基の復水タンクからとなりますので、「1基」としてよろしいでしょうか。	可とします。
368	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	99	第2章	第4節	1	9)	(2)	②			サンプリングクーラ	給水用の数量が「1炉1基」となっておりますが、ボイラ給水は共通1基の復水タンクからとなりますので、「1基」としてよろしいでしょうか。	No.367の回答を参照願います。
369	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	100	第2章	第4節	1	9)	(3)				ブロータンク	ブロータンクを排水処理関連の水槽と兼用とすることを認めていただけないでしょうか。	原則要求水準書のとおりとします。
370	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	100	第2章	第4節	1	9)	(3)	③			ブロータンク	ブロータンクの材質については、ライフサイクルコストを考慮した上で事業者決定とさせて頂けないでしょうか。	同等品と認められる場合は提案を可とします。
371	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	100	第2章	第4節	1	9)	(3)	③	イ		ブロータンク	ブロータンクの材質については、ライフサイクルコストを考慮した上で事業者決定とさせて頂けないでしょうか。	No.370の回答を参照願います。
372	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	100	第2章	第4節	1	9)	(3)	④			ブロータンク付属機器	ブロータンクは大気開放型で、大気圧下の飽和温度(約100℃)未満であり、温度、圧力の確認を特段必要としないことから、温度計、圧力計の設置は省略してよろしいでしょうか。	可とします。
373	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	100	第2章	第4節	1	9)	(5)	①			導電率計	白金黒鉛電極式が指定されていますが、耐薬品性や維持管理性を考慮し、同等の機能を持つ別の方式を提案してもよろしいでしょうか。	同等品と認められる場合は提案を可とします。
374	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	101	第2章	第4節	1	10)	(1)	⑤	イ		特記事項	「高圧蒸気だめの圧力をボイラドラムと同一とする場合、安全弁はボイラドラムに設置するものと共用としても良い」とありますが、「高圧蒸気だめの最高使用圧力をボイラドラムと同一とするため、高圧蒸気だめ安全弁はボイラドラムに設置する安全弁と共用として省略して良い」との解釈でよろしいでしょうか。	そのように解釈していただいても結構ですが、安全上問題ないように計画してください。
375	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	102	第2章	第4節	3	3)	(2)				復水タンク	復水タンクの材質については、構造やライフサイクルコストを考慮した上で事業者決定とさせて頂けないでしょうか。	同等品と認められ場合は提案を可とします。
376	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	102	第2章	第4節	2	3)	(6)				蒸気復水器	本温度は復水器の設計に大きく影響しますので、設計入口空気温度につきましてご教示願います。	設計空気温度については、建築設備設計基準(平成30年版 一般社団法人 公共建築協会) P359の地名名古屋に示されている温度を参考に事業者で設定して下さい。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第2章	第4節	5	2)						
377	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	103	第2章	第4節	5	2)				純水タンク	数量が「[2]基」とされていますが、同タンクは内部清掃などの必要性、整備頻度が非常に低く、1基でも施設の運転に支障がありませんので、1基としてもよろしいでしょうか。	機能上、維持管理上、問題がないことを条件に認めます。
378	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	103	第2章	第4節	5	2)				純水タンク	資源化に際し、通常時は使用頻度が少ない場合は、事業者提案として設置基数を1基とさせていただけないでしょうか。	No.377の回答を参照願います。
379	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	104	第2章	第4節	7					廃液処理装置	廃液処理装置は純水装置の方式により、必要に応じて設置することとしてよろしいでしょうか。	認めます。
380	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	104	第2章	第4節	7	2)	(1)			中和廃液移送ポンプ	廃水中和槽がRC水槽の場合、ライフサイクルコストを考慮し水中ポンプの採用も可能とさせていただけないでしょうか。	可とします。
381	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	106	第2章	第5節	1	1)	(3)	⑤		減温塔	[耐硫酸・塩酸露点腐食鋼]と記載がありますが、本機器は実績としても低温腐食の懸念は少なく、多くの施設での実績を有するSS材をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
382	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	106	第2章	第5節	1	1)	(3)	⑤		減温塔材質	長期使用におけるLCCを考慮し、[]の記載にとられない材質を提案してもよろしいでしょうか。	No.381の回答を参照願います。
383	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	107	第2章	第5節	1	5)				減温用空気圧縮機	ライフサイクルコストを考慮し、雑用空気圧縮機との兼用をお認め頂けないでしょうか。	同時使用や両者に求められる性能を満足することを条件とし、可とします。
384	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	107	第2章	第5節	1	5)				減温用空気圧縮機	本設備は、ライフサイクルコストを考慮し雑用空気圧縮機との兼用も可能とさせていただけないでしょうか。	同時使用や両者に求められる性能を満足することを条件とし、可とします。
385	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	108	第2章	第5節	2	3)	(11)	②		本体外壁	耐硫酸露点腐食鋼の要求ですが、実績を有する一般構造用圧延鋼を提案しても良いでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
386	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	110	第2章	第5節	5	2)				定量供給装置 数量	数量は各2台となっておりますが、事業者実績に基づく、安定稼働とLCC最小化を両立する適正な数量に変更してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
387	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	112	第2章	第5節	10					水銀除去装置	水銀除去設備を有害ガス除去設備の活性炭吹込みと兼用とする提案としてもよろしいでしょうか。	提案を認めます。
388	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	113	第2章	第5節	10					水銀除去設備	水銀除去設備を有害ガス除去設備の活性炭吹込みと兼用とする提案としてもよろしいでしょうか。	No.387の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
389	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	119	第2章	第6節	3						場外余熱供給設備	余熱利用施設への熱供給は24時間供給を想定した計画とするのでしょうか。間欠的な供給の場合、想定する時間帯をご教示願います。 具体的な施設用途が決まっていればご教示願います。	現時点で具体的な余熱利用計画はありません。予備座確保を計画ください。なお、入札時は熱供給を想定せず、発電して売電する計画としてください。
390	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	119	第2章	第6節	3						場外余熱利用設備	(蒸気、高温水または温水)を供給とありますが、仕様が未決定であるため、蒸気を供給するものとして配管スペースのみを見込めばよろしいでしょうか。	No.389の回答を参照ください。
391	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	119	第2章	第6節	3	1)					場外余熱供給設備	将来余熱利用施設への熱供給が2,100MJ/h程度との記載がございますが、事業費見積で電力費用を検討する際、この余熱利用分は発電からは控除するものなのでしょうか。控除する場合は、1日の供給時間(24時間連続なのか、間欠なのか)もご教示願います。 また、ボイラ運転を停止する全休炉期間中は場外余熱供給設備への蒸気供給は不要との理解でよろしいでしょうか。	No.389の回答を参照ください。
392	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	119	第2章	第6節	3	4)	(1)				場外余熱供給設備 (特記事項)	(1) 余熱利用施設の設置場所は事業実施区域の西側を想定し、本施設内、敷地内の配管ルートを計画し、将来施工しやすいようにすること。と記載ありますが、余熱利用の計画としてはあくまで蒸気を送るのみと考えてよろしいでしょうか。	No.389の回答を参照ください。
393	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	119	第2章	第6節	3						場外余熱供給設備	必要な予備ノズルを設けるものとし、入札時は熱供給運用を想定せず発電をする計画としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
394	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	122	第2章	第7節	5	5)	(3)				ダンパ	ダンパ付近に点検口を設置するよう記載がありますが、点検口が必要なダンパは、容易に取り外すことのできない大型の自動制御ダンパと考えてよろしいでしょうか。	大型の自動制御ダンパを含め維持管理上必要と思われるダンパ付近に点検口を設けてください。
395	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	122	第2章	第7節	5	5)	(3)				ダンパ	ダンパ付近に点検口を設置するよう記載がありますが、点検口が必要なダンパは、容易に取り外すことのできない大型の自動制御ダンパと考えてよろしいでしょうか。	大型の自動制御ダンパを含め維持管理上必要と思われるダンパ付近に点検口を設けてください。
396	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	122	第2章	第7節	6	3)	(2)				煙道	耐硫酸露点腐食鋼又は同等品以上の適用範囲は、排ガス処理装置(ろ過式集じん器)以降との理解でよろしいでしょうか。	ボイラ以降の排ガス処理設備で計画してください。耐硫酸・塩酸露点腐食鋼又は同等品以上としてください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
397	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	124	第2章	第7節	9	1)				煙突	煙突を建屋一体型とする場合、建築基準法上の建屋高さは、建築基準法施行令2条1項6号ロ「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない」より、煙突外筒高さから12メートル引かれた高さが建築基準法上の建屋高さになると思料しますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	No.185の回答を参照願います。	
398	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	124	第2章	第7節	9	3)	(4)				煙突材質	煙突内筒の材質について、30年以上の長期使用とLCCを考慮し、[]の記載にとられない他の材質を提案しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
399	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	124	第2章	第7節	9	5)	(4)				煙突	外筒頂部まで手摺付階段を設置するとありますが、防水の観点から、頂部の数メートルはラダーを提案してもよろしいでしょうか。	ラダーが3m以内であれば可とします。ハッチの開閉が容易に出来るよう留意ください。
400	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	124	第2章	第7節	9	5)	(4)				煙突 特記事項	「外筒頂部まで手摺り付階段を設置する。」とありますが、頂上部に出る部分は、階段ではなくラダーで、ハッチを開けてあがる仕様を事業者提案としてお認め頂けないでしょうか。当社の実績のある仕様です。	No.399の回答を参照願います。
401	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	124	第2章	第7節	9	5)	(4)				煙突	外筒頂部まで手摺付階段を設置するとありますが、防水の観点から、頂部の数メートルは背かご付きタラップを提案してもよろしいでしょうか。	No.399の回答を参照願います。
402	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	124	第2章	第8節	1						主灰冷却装置(ストーカー式)	3項にて主灰押出装置がありますので、主灰押出装置を水封式として冷却機能を持たせることで、本主灰冷却装置は不要と考えてよろしいでしょうか。	提案を認めます。
403	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	124	第2章	第8節	1						主灰冷却装置(ストーカー式)	灰押出装置に灰を冷却する機能を有している場合、主灰冷却装置は主灰押出装置と兼用としてよろしいでしょうか。	提案を認めます。
404	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	125	第2章	第8節	3						主灰押出装置	「主灰押出装置」とは主灰ピットの特記事項に記載のある「主灰移送コンベヤ」と読み替えてよろしいでしょうか。	主灰押出装置から主灰ピットへ送ることを想定していますが、主灰押出装置からコンベヤを乗り継ぐ場合は、コンベヤも含めて主灰移送コンベヤとご理解ください。
405	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	130	第2章	第8節	13	4)	(2)				混練機 数量	当社が納入した多くの施設における安定稼働実績に基づき、混練機の台数を1台とする事業提案をお認め頂けないでしょうか。	焼却灰等資源化企業の受入条件において本設備を常時使用する場合は、要求水準書のとおりとします。使用頻度が少ない場合は提案を認めます。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第2章	第8節	13	4)	(2)						
406	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	130	第2章	第8節	13	4)	(2)				混練機	台数2基(交互運転)とありますが、弊社実績に基づき、適切な予備品を納入することで予備機無しの1基として提案してもよろしいでしょうか。	可とします。また、No.405の回答も参照願います。
407	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	132	第2章	第9節	1	2)					熔融スラグ・熔融メタル冷却装置の数量	当社が納入した大多数の施設において本設備は共用しており、問題なく稼働を継続しております。事業者の実績に基づき、1基2炉の事業者提案をお認め頂けないでしょうか。	提案を認めます。
408	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	133	第2章	第9節	6	1)					スラグヤード	スラグヤードの貯留日数についてご指定ありませんので、本施設内においては、スラグを有効利用するにあたり必要な分析結果が到来するまでの期間のスラグを貯留する必要はなく、引取先で確保するなど、本施設内のヤード容量は、運営に支障のないよう、引取先の需給バランスも考慮し事業者にて設定して良いものと理解致しますが、よろしいでしょうか。	分析結果が出るまでの間は、本施設内で貯留することとし、受給バランスを考慮して計画してください。
409	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	135	第2章	第10節	1	2)					給水設備 共通事項	生活用水には長期貯留水は利用出来ません。飲料水はペットボトルにて貯留するとしていいでしょうか。	発災直後の短期的な断水も想定されるため、生活用水としての利用も考慮してください。災害対策として長期的な対応については、提案を認めます。
410	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	135	第2章	第10節	1						給水設備	生活用水受水槽を上層階に設置する場合、本地区の上水本管の給水圧の把握が必要になりますので、ご教示頂けますでしょうか。また、給水圧が低くブースタポンプの設置が必要な場合は、水道局への確認を行いたいのですが、よろしいでしょうか。	事業者にて確認してください。
411	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	137	第2章	第10節	4	2)	(2)	(3)			生活用水受水槽 特記事項	「圧力タンクによる圧送方式の提案を可とする」とありますが、生活用水の圧送ポンプに30分以上の非常電源を設ける提案としてもよろしいでしょうか。	提案を認めます。ただし、受水槽は設けてください。
412	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	138	第2章	第10節	4	3)					消火栓ポンプ	消火栓ポンプは、常時運転していないため予備無しの1台としてもよろしいでしょうか。	提案を認めます。
413	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	138	第2章	第10節	4	3)					ポンプ類	消火栓ポンプは、常時運転していないため、予備を不要とし1台での提案をお認め頂けますでしょうか。	No.412の回答を参照ください。
414	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	138	第2章	第10節	5	5)	(3)				機器冷却水冷却塔	機器冷却水冷却塔の出口配管にフローチェッカの設置とありますが、各機器毎にフローチェッカを設置する場合、設置不要としてもよろしいでしょうか。	提案を認めます。
415	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	139	第2章	第11節	1						処理プロセス	有機系プラント排水は、炉内噴霧による高温酸化処理とすることでよろしいでしょうか。	可とします。ただし、炉の停止時(定期点検等)の対応も可能なシステムとして下さい。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
416	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	142	第2章	第12節	1	16)				共通事項	屋外設置の鋼板製はSUS製と指示ありますが、SPC製(SS400相当)に耐塩塗装で多数実績があります。SPC製ですと、将来に改造がある場合の改造が容易でありコストについてもメリットがあります。SPC+耐塩塗装でも可としていただけないでしょうか？	原則要求水準書のとおりとしますが、設置場所、盤の種類に応じて実施設計時の協議にて提案を認める場合があります。
417	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	143	第2章	12節	1	16)				盤の塗装色	「塗装は盤内外面とも指定色」とのことですが、同等施設にて事業者実績のある塗装色を提案してもよろしいでしょうか。	購入品を除き、原則として指定色とします。
418	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	144	第2章	第12節	1	20)				電気設備共通事項	炉室等粉じんの多い場所に設置する制御盤、電動機の構造をIP5X相当とするとありますが、実績、汎用性、設置場所を考慮した上で事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	可としますが、設置場所、設置機器・盤の種類等を実施設計の段階で協議して決定しますのでIP5X相当とする場合もあります。
419	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	144	第2章	第12節	3	3)	(6)			配電方式 照明・コンセント	「AC200V級/100V級 1φ2W 60Hz」とありますが、照明・コンセントについては AC200V/100V 1φ3W(単相3線式)としてもよろしいでしょうか。	可とします。
420	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	144	第2章	第12節	5					特別高圧受変電設備	受変電設備(鉄鋼架構、屋外開閉所を除く)は屋内に設置とありますが、屋外開閉所の設置機器は、特高受電ユニットから特高変圧器、二次遮断器盤までとし、以降高圧ケーブルで、工場棟屋内電気室の高圧受変電設備に引きこむ構成と考えるてよろしいでしょうか。	一部、中部電力パワーグリッド(株)との協議になりますが基本のご理解のとおりです。
421	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	144	第2章	第12節	5					特別高圧受変電設備	受変電設備(鉄構架構、屋外開閉所を除く)は屋内に設置し、とありますが、浸水対策をした上で受電盤、特別高圧変圧器を屋外に設置することを提案することも可と考えてもよろしいでしょうか。	有効な浸水対策を講じた上で提案を認めます。
422	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	144	第2章	第12節	5					特別高圧受変電設備	特別高圧鉄塔から屋外開閉所の門型鉄構を結ぶ架空線が利用できない用地の上空を通過することは可能でしょうか？	認めません。
423	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	144	第2章	第12節	5					特別高圧受変電設備	特別高圧鉄塔から屋外開閉所への引込ルートは架空引込にするのか地中引込にするのかは事業者の判断と考えてよろしいでしょうか？	有効な浸水対策を講じた上で提案を認めます。
424	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	144	第2章	第12節	3	3)	(6)			配電方式 照明・コンセント	「AC200V級/100V級 1φ2W 60Hz」とありますが、照明・コンセントについては AC200V/100V 1φ3W(単相3線式)としてもよろしいでしょうか。	No.419の回答を参照ください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第2章	12節	5	2)						
425	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	145	第2章	12節	5	2)				特別高圧変圧器盤	「特別高圧変圧器盤」との記載がありますが、盤収納の必要のない形式の場合は「特別高圧変圧器」と読み替えてよろしいでしょうか。	認めます。
426	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	145	第2章	第12節	5	2)				特別高圧変圧器盤	「特別高圧変圧器盤」との記載がありますが、盤収納の必要のない形式の場合は「特別高圧変圧器」と読み替えてよろしいでしょうか。	No.425の回答を参照ください。
427	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	145	第2章	第12節	5	2)				特別高圧変圧器盤	70kV系の特別高圧変圧器は盤が必要なモールド変圧器ではなく、盤が不要な型式となります。放熱の観点からも盤がないほうがメリットになりますので、盤無しタイプを提案させていただいてもよろしいでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
428	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	145	第2章	第12節	5	2)	(3)	⑥		負荷時タップ切替装置	特高変圧器が負荷時タップ切替付となっていますが、電力会社側の系統の電圧変動レベルであれば無負荷タップ切替で十分であり、機器更新時の施設稼働への影響や維持管理費を考慮しても無負荷タップ切替のほうが合理的と考えますので、無負荷タップ切替前提の提案を実施してもよろしいでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
429	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	145	第2章	第12節	5	2)	(3)	⑥		負荷時タップ切替装置	特高変圧器が負荷時タップ切替付となっていますが、電力会社側の系統の電圧変動レベルであれば無負荷タップ切替で十分であり、機器更新時の施設稼働への影響や維持管理費を考慮しても無負荷タップ切替のほうが合理的と考えますので、無負荷タップ切替前提の提案を実施してもよろしいでしょうか。	No.428の回答を参照ください。
430	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	146	第2章	12節	5	2)				特別高圧変圧器盤	負荷時タップ切替装置のご指定ですが、電圧変動について支障のない範囲であれば設置の有無については、を事業者提案としてもよろしいでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
431	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	147	第2章	第12節	6	2)	(4)	⑧		高圧進相コンデンサ盤特記事項	大容量機器には個別に進相コンデンサを設けることとありますが、蒸気タービン発電機や高圧母線に設置された進相コンデンサによる無効電力制御にて受電点力率は制御可能と考えますので、そのような提案を実施してもよろしいでしょうか。	提案を認めます。
432	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	147	第2章	第12節	6	2)	(4)	⑧		高圧進相コンデンサ盤 特記事項	大容量機器には個別に進相コンデンサを設けることとありますが、蒸気タービン発電機や高圧母線に設置された進相コンデンサによる無効電力制御にて受電点力率は制御可能と考えますので、そのような提案を実施してもよろしいでしょうか。	No.431の回答を参照ください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
433	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	148	第2章	第12節	6	4)					高圧変圧器	ご提示の高圧変圧器の構成は一例であり、用途・レイアウト・省エネルギーの観点配慮した提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
434	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	148	第2章	第12節	6	4)					高圧変圧器	ご提示の高圧変圧器の構成は一例であり、用途・レイアウト・省エネルギーの観点配慮した提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	No.433の回答を参照ください。
435	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	148	第2章	第12節	6	4)	(2)				プラント共通動力変圧器	プラント動力用変圧器とプラント共通動力用変圧器は個別に設けるよう記載されておりますが、適切な容量を確保した上で、共用とする提案をお認めいただけないでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
436	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	149	第2章	第12節	7						電力監視設備	153ページの6)中央監視操作盤と同様のものを指していると考えて、どちらか一方を採用すると考えてよろしいでしょうか。	高圧の電力系の監視を目的として想定しておりますが、ご質問のように解釈することも認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
437	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	150	第1章	第12節	7						電力監視設備	本設備は、ごみ処理プロセスとは独立した専用回線を設け、監視操作・帳票作成などが可能な事とする。電力監視盤は、中央制御室に設置し、受変電設備の集中監視操作を行うものとありますが、運転維持管理性や最近の採用事例を考慮し、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
438	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	150	第2章	第12節	7						電力監視設備	153ページの6)中央監視操作盤と同様のものを指していると考えて、どちらか一方を採用すると考えてよろしいでしょうか。	No.436の回答を参照ください。
439	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	150	第2章	第12節	7	1)					電力監視盤	各種保護継電器類は使い勝手を考慮し、電気室の盤面に設置することをお認めいただけないでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
440	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	150	第2章	第12節	7	1)	(4)	⑫			転送遮断装置又は単独運転検出装置	特別高圧受電の場合、電気設備の技術基準の解釈 第231条では、転送遮断装置又は単独運転検出装置は必ずしも必要ではありませんので、電力会社との協議結果によると解釈してよろしいでしょうか。	電力会社の協議により、必要に応じて設けることと解釈ください。
441	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	151	第2章	第12節	8	3)	(5)				低圧配電設備	(5)非常用切替器(常用一発電)の記載がありますが、非常用発電機は6kV級の採用を予定しているため、本項は非該当と解釈してよろしいでしょうか。	非該当と解釈してください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第2章	第12節	9								
442	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	151	第2章	第12節	9						動力設備	瞬時電圧低下が発生した場合、電圧復旧後に運転を自動立上げ等して運転継続できるように、とありますがマテリアルリサイクル施設は安全を考え、停電保持しないとの理解でよろしいでしょうか。	本項は、エネルギー回収型廃棄物処理施設に対する規定ですが、マテリアルリサイクル推進施設での適用を否定するものではありません(安全確保を原則とする)。
443	要求水準書 第I編設計・建設業務編	152	第2章	第12節	9	3)	(3)	④			低圧動力制御盤	P.151動力設備において「本設備は、遠隔操作方式を原則とするが、現場にて単独操作もできる方式とする。」と記載があることより、ON・OFF押ボタンスイッチは機側びオペレータコンソールでの操作が可能であれば、本低圧動力制御盤においてON・OFF押ボタンスイッチは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
444	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	153	第2章	第12節	9	3)	(4)	⑩			低圧動力制御盤	鋼板製屋内閉鎖垂直自立型を採用する場合、⑩項に記載の機能は、構造上採用が困難なため、適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
445	要求水準書 第I編設計・建設業務編	153	第2章	第12節	9	3)	(4)	⑩			低圧動力制御盤	鋼板製屋内閉鎖垂直自立型を採用する場合、⑩項に記載の機能は、構造上採用が困難なため、適用されないという理解でよろしいでしょうか。	No.444の回答を参照ください。
446	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	153	第2章	第12節	9	6)					中央監視操作盤	主要項目に記載されている設備の監視、操作、インタロックは、電気諸室側の電気盤でバックアップが行えますので、本設備は、計装設備の受変電発電監視用オペレータコンソール及び液晶ディスプレイ(各機器ごとに冗長機能があります)に相当すると解釈させていただいてもよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです、必要な操作も行えるものとして下さい。なお、詳細は実施設計時に協議して決めることとします。
447	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	155	第2章	第12節	11	1) 2)					直流電源装置 交流無停電電源装置	直流電源装置及び交流無停電電源装置は蓄電池を兼用する複合型をご提案してもよろしいでしょうか。	可とします。ただし、蓄電池容量の算出においては、交直両方の負荷を満足するようにして下さい。
448	要求水準書 第I編設計・建設業務編	155	第2章	第12節	11	1) 2)					直流電源装置 交流無停電電源装置	直流電源装置及び交流無停電電源装置は蓄電池を兼用する複合型をご提案してもよろしいでしょうか。	No.447の回答を参照ください。
449	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	156	第2章	第12節	11	3)					非常用発電設備	常用防災兼用のディーゼル発電機を採用する場合、NOxの規制値等については愛知県大気汚染防止法の規制値という認識で宜しいでしょうか。	常用とした場合は、排ガスに係る自主規制値を満足するように計画してください。なお、要求水準書に示すとおり環境影響評価を遵守することが前提となります。
450	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	157	第2章	第12節	12						盤の構造	現場操作盤については、メーカー標準ボックス、或いはアルミダイキャスト製ボックスを使用することも可能とさせていただけないでしょうか。	可としますが、設置場所、操作頻度等を勘案して設計時に協議して決定することとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第2章	第12節	12	1)						
451	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	157	第2章	第12節	12	1)				盤の構造	現場操作盤については、メーカ標準ボックス、或いはアルミダイキャスト製ボックスを使用することも可能とさせて頂けないでしょうか。	No.450の回答を参照ください。
452	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	157	第2章	第13節	1	1)				計装設備 共通事項	「装置、機器の計装制御は、各系統の分散形デジタル制御システム(DCS)を採用し」とありますが、信頼性もあり、メンテナンス性に優れたPLC方式としてよろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとしますが、同等以上のものであると組合が判断できる場合は、提案を認めることがあります。
453	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	157	第2章	第13節	1	1)				計装設備	「各系統の分散型デジタル制御システム(DCS)を主体とし、」とありますが、各装置、機器、設備の特性から、耐久性、信頼性がありメンテナンス性に優れたSCADA方式やPLC方式を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとしますが、同等以上のものであると組合が判断できる場合は、提案を認めることがあります。
454	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	157	第2章	第13節	1	1)				計装設備	分散形デジタル制御システム(DCS)とありますが、マテリアルリサイクル推進施設については、PLC方式としてよろしいでしょうか。 PLC方式はこれまでのリサイクル施設において非常に多く採用されている制御で、運転操作・監視性はシンプルで良いものであります。	原則、要求水準書のとおりとしますが、同等以上のものであると組合が判断できる場合は、提案を認めることがあります。
455	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	158	第2章	第13節	1	1)				共通事項	『装置・機器の計装制御は、各系統の分散形デジタル制御システム(DCS)を主体とし〜』とありますが、マテリアルリサイクル推進施設は、運転・停止操作が主体の制御となるため、分散形デジタル制御システム(DCS)ではなく、PLC+SCADA方式としてもよろしいでしょうか。	No.454の回答を参照願います。
456	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	160	第2章	第13節	2	4)	(1)			計装設備 データ処理・作成機能	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの搬入量を記録する必要があると思いますが、直接搬入車の混載時はもっとも多量のごみ種として記録してよろしいでしょうか。	個別のごみ量を計測・記録願います。
457	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	162	第2章	第13節	3	4)	表			カメラ設置場所	カメラ設置場所として、N見学通路がありますが(P185マテリアルリサイクル推進施設でも同様)、これはP218の建築電気設備工事の10監視カメラと同じものと考えて良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
458	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	163	第2章	第13節	3	4)	(3)			ITV装置	組合事務室に設置するモニタはP.186マテリアルリサイクル施設に記載のモニタと兼用するご提案としてもよろしいでしょうか。	不可とします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第2章	第13節	4	3)						
459	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	164	第2章	第13節	4	3)				オペレータコンソール	3)オペレータコンソールの項目の中に①中央監視盤、②プロセス制御ステーション、③データウェイ、④ごみクレーン制御装置を並記されていますが、構成については、運転維持管理性や最近の実施例を考慮し、事業者提案としてもよろしいでしょうか。	可とします。
460	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	164	第2章	第13節	4	3)				オペレータコンソール	3)オペレータコンソールの項目の中に①中央監視盤、②プロセス制御ステーション、③データウェイ、④ごみクレーン制御装置を並記されていますが、大小分類の区分けと要素が混在しているため、次のような考えでまとめてもよろしいでしょうか。 2)オペレータコンソール(中央監視盤を含む) 3)プロセス制御ステーション。 データウェイは、各要素間を接続する通信経路ですので一式とする。 ごみクレーン制御装置は、DCSとデータ通信するが、DCSの一部ではないので、4)ごみクレーン監視用PCと別項目にする。	可とします。
461	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	165	第2章	第13節	5	2)				出力機器	帳票作成用、警報記録用及び画面ハードコピー用プリンタについて、相互バックアップを可能にした上で、警報記録用プリンタと画面ハードコピー用プリンタを兼用するなど、台数を事業者提案としてもよろしいでしょうか。	可とします。
462	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	165	第2章	第13節	5	2)	(1) (2) (3)			出力機器	帳票作成用、警報記録用及び画面ハードコピー用プリンタについて、相互バックアップを可能にした上で、警報記録用プリンタと画面ハードコピー用プリンタを兼用するなど、台数を事業者提案としてもよろしいでしょうか。	No.461の回答を参照願います。
463	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	166	第2章	第13節	5	2)	(1) (2) (3)			出力機器	出力機器の数量は、帳票作成用・警報記録用・ハードコピー用と3種要求されていますが、用途別ではなく共用・共通仕様にして、2台(1台は予備)の提案は可能でしょうか。	可とします。
464	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	165	第2章	第13節	5	3)				組合事務室用 データ処理端末	破碎設備におけるごみの処理量を表示する必要がありますが、ごみクレーンが無い不燃ごみ、粗大ごみについては実処理量の計量が困難なため搬入量で代替してもよろしいでしょうか。	可とします。
465	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	167	第2章	第13節	7	2)				計装用空気圧縮機	有効なスペースの活用、費用削減の観点から、必要容量を見込んだ能力・台数として、計装用圧縮機で雑用空気圧縮機を兼用させて頂けないでしょうか。	両者に求められる容量(同時使用等)、仕様、故障時のバックアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第2章	第14節	1							
466	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	168	第2章	第14節	1					雑用空気圧縮機	ライフサイクルコストを考慮し、計装用空気圧縮機と兼用としてもよろしいでしょうか。また、予備能力も含めた台数構成については、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	兼用については、両者に求められる容量(同時使用等)、仕様、故障時のバックアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。台数構成は、予備能力の確保を前提に、提案を可とします。
467	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	168	第2章	第13節	8					保全情報管理システム	保全情報管理システムについては、事業者が運用し、集約したデータをエクセル形式にして貴組合に適宜開示する方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。出力内容については、協議によって決定します。
468	要求水準書 第I編設計・建設業務編	170	第2章	第14節	7					洗車設備	1日の洗車台数をご教示願います。また、洗車の対象にパッカー車が含まれるか、含まれる場合、車両内部まで洗浄するか合わせてご教示ください。	1日の洗車台数は18台/日としてください。洗車の対象はパッカー車(4t)としてください。すべての車が車両内部まで洗浄するものとして計画してください。
469	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	170	第2章	第14節	7					洗車設備	1日の洗車台数をご教示願います。また、洗車の対象にパッカー車が含まれるか、含まれる場合、車両内部まで洗浄するか合わせてご教示ください。	No.468の回答を参照願います。
470	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	170	第2章	第14節	7					洗車設備	1日の洗車台数を教示下さい。また、洗車の対象車両及びパッカー車の内部洗車の有無について合わせてご教示願います。	No.468の回答を参照願います。
471	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	170	第2章	第14節	8	5)	(2)			環境集じん装置特記事項	環境集じん装置より回収したダストは焼却飛灰と同様に処理とされていますが、ボイラや減温塔で発生する灰と同様に資源化に適した方法で搬出または施設内資源化してもよろしいでしょうか。	可とします。
472	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	172	第3章	第2節	4	4)	(3)			不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード	可燃性粗大ごみ破砕機と粗大ごみ処理ラインへの投入が安全かつ円滑に行える配置とありますが、可燃性粗大ごみは不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤードではなく、可燃性粗大ごみ破砕機近傍のヤードに貯留すると考えてよいでしょうか。	可燃性粗大ごみの受入貯留ヤードは不燃・粗大ごみ受入貯留ヤードと同じですが、可燃性粗大ごみの受入貯留ヤードを設けることも可とします。
473	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	172	第3章	第2節	4	4)	(4)			不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード	小型家電および不適物の量についてご教示ください。	小型家電は年間4t程度を見込んでいます。不適物は少量です。
474	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	172	第3章	第2節	4	4)	(4)			不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード特記事項	小型家電および不適物の量についてご教示ください。	No.473の回答を参照願います。
475	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	173	第3章	第2節	5	3)	(4)			スプリング入りマットレス、スプリング入りソファール貯留ヤード	スプリング入りマットレス、スプリング入りソファールのごみの単位体積重量をご教示願います。	事業者の知見に基づき、余裕をもった値を設定願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第3章	第2節	5	3)	(4)					
476	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	173	第3章	第2節	5	3)	(4)			ごみの単位体積重量	スプリング入りマットレス、スプリング入りソファのごみの単位体積重量をご教示願います。	No.475の回答を参照願います。
477	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	173	第3章	第2節	6	3)	(4)			蛍光管・体温計・乾電池・その他水銀混入物及びスプレー缶受入貯留ヤード	蛍光管・体温計・乾電池・その他水銀混入物及びスプレー缶のごみの単位体積重量をご教示願います。	事業者の知見に基づき、余裕をもった値を設定願います。
478	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	173	第3章	第2節	6	3)	(4)			ごみの単位体積重量	蛍光管・体温計・乾電池・その他水銀混入物及びスプレー缶のごみの単位体積重量をご教示願います。	事業者の知見に基づき、余裕をもった値を設定願います。
479	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	173	第3章	第2節	6	4)	(3)			空コンテナ設置スペース	各ごみステーションから回収してきたコンテナを空コンテナ設置スペースにて、空のコンテナと入替えるための場所と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
480	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	173	第3章	第3節	7					剪定枝の搬出頻度	1ヶ月の搬入量は約100tとありますが、搬出頻度及び1回あたりの搬出量をご教示願います。	令和3年度の枝と草の搬出について江南丹羽環境組合は、年間210回(17.5回/月)、年間733t(約4t/回)。犬山都市美化センターは年間52回(4.3回/月)、年間500t(約10t/回)ですが、あくまでも参考値としてください。
481	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	173	第3章	第2節	7					剪定枝貯留ヤード	剪定枝を搬出入する車両は他の廃棄物との混載はなく、剪定枝のみを搬送するものと考えてよろしいでしょうか。	混載して搬入する場合があります。
482	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	173	第3章	第2節	7	3)	(4)			剪定枝貯留ヤード	ヤード貯留容量算定のため剪定枝の単位体積重量の計画値をご教示願います。	事業者の知見において、適切と思われる値を設定願います。
483	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	173	第3章	第2節	7	3)	(4)			ごみの単位体積重量	剪定枝のごみの単位体積重量をご教示願います。	事業者の知見において、適切と思われる値を設定願います。
484	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	175	第3章	第3節	3	1)				低速回転式破砕機	低速回転式破砕機は17頁 表1-9 設備方式と同様に、(必要に応じて設置)との理解でよろしいでしょうか。	設置する計画としてください。
485	要求水準書 (第I編 設計・建設 業務編)	175	第3章	第3節	3	1)	(4)	⑦		低速回転式破砕機 特記事項	保全用のホイストを装備すること、とありますが、P177の4 1) 低速回転式破砕機保全ホイスト(必要に応じて設置)、ともあります。この2つは同じものとの理解でよろしいでしょうか。同じもの場合、本項目は必要に応じて設置、との理解でよろしいでしょうか。	同じものですが、設置する計画としてください。
486	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	175	第3章	第3節	3	1)	(3)	⑩		低速回転式破砕機	付属機器 排出コンベヤとありますが、機能的に排出コンベヤが不要な場合は設置しなくても良いものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第3章	第3節	3	2)	(3)					
487	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	175	第3章	第3節	3	2)	(3)			高速回転式破砕機	高速回転破砕機は機器重量が大きく不規則に振動するため、共通床盤の場合、床盤から振動が伝搬することがあります。独立基礎等の振動対策を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
488	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	175	第3章	第3節	3	2)	(3)			高速回転式破砕機	付属機器 排出コンベヤ(速度可変)とありますが、機能的に排出コンベヤが不要な場合は設置しなくても良いとの解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
489	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	176	第3章	第3節	3	2)	(3)	⑬		高速回転式破砕機	排出コンベヤ(速度可変)とありますが、排出コンベヤ以外で、後段の処理設備の負荷調整機能があれば、排出コンベヤを速度可変としなくてよろしいでしょうか。通常は供給コンベヤの速度を調整して破砕機や選別設備の負荷調整を実施しております。	可とします。
490	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	176	第3章	第3節	3	2)	(3)	⑬		高速回転式破砕機	「共通防振床盤、防振装置」とありますが、高速回転破砕機は機器重量が大きく不規則に振動するため、共通床盤の場合、床盤から振動が伝搬することがあります。独立基礎等の振動対策を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
491	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	176	第3章	第3節	3	3)				スプリングマットレス破砕機	必要に応じて設置とありますが、設置しない場合は、人手による解体との解釈でよろしいでしょうか。	処理方法は提案によりますが、機械を設置しない場合は人手による処理となります。
492	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	176	第3章	第3節	3	3)				スプリングマットレス破砕機	スプリング入りマットレスの見掛け比重について、ご教示願います。	事業者の知見に基づき、余裕をもった値を設定願います。
493	要求水準書 第I編設計・建設業務編	176	第3章	第3節	3	3)				スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファ破砕機	本機器は必要に応じて設置とありますが、設置しない場合、運営される貴組合にて解体作業をおこなっていただくものと理解してよろしいでしょうか。設置が必要な場合、破砕物の処理についてご教示願います。	機械設置の有無に関係なく組合が処理します。処理方法は提案によりますが、機械を設置しない場合は人手による処理となります。
494	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	177	第3章	第3節	4	3)				スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファ破砕機 保全ホイスト	本項目は、P176の3)スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファ破砕機(必要に応じて設置)を設置する場合に設置するものであり、破砕機を設置しない場合は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
495	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	180	第3章	第5節	1)	(5)	⑦			搬送設備仕様	「機能上必要なコンベヤ類において、速度はインバータによる無段階変速とすること」とありますが、速度調整が必要なコンベヤについては無段階変速とすると解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
496	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	181	第3章	第6節	1) 2)	(3)	①			鉄類貯留設備 アルミ類貯留設備	「組合が委託する資源化業者が引き取るまでの間貯留…」とありますが、日数は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	2日分以上としてください。
497	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	181	第3章	第6節		1) 2)	(5)	①		鉄類貯留設備 アルミ類貯留設備	「組合が委託する資源化業者が引き取るまでの間貯留…」とありますが、日数は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	2日分以上としてください。
498	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	182	第3章	第7節	3)	(1)				スプレー缶処理設備	能力として370Kg/日以上となっていますが、1本あたりの重量の考え方によって設備が大きく異なるため、処理本数についてご指示願います。	80g/本として設定願います。
499	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	182	第3章	第8節	3)	(1)				蛍光管破砕設備	能力として120Kg/日以上となっていますが、1本あたりの重量の考え方によって設備が大きく異なるため、処理本数についてご指示願います。	事業者の知見に基づき、余裕をもった値を設定願います。
500	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	182	第3章	第8節	3)	(5)				蛍光管破砕設備	水銀、粉じんの飛散防止対策を講じることと記載がございますが、破砕の際の水銀付着物(蛍光管破砕物そのものや吸着除去に使用した活性炭等)の処理は貴組合様にて実施頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
501	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	182	第3章	第7節	3)	(5)	①			スプレー缶処理設備	「防爆・火災対策を講じること」とありますが、防爆・防火対策方式については強制換気方式を採用してもよろしいでしょうか。	現時点では可としますが、設計段階で詳細内容を確認の上、変更を求める場合もあります。
502	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	182	第3章	第7節		3)	(5)	①		スプレー缶処理機	「防爆・火災対策を講じること」とありますが、防爆・防火対策方式については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	現時点では可としますが、設計段階で詳細内容を確認の上、変更を求める場合もあります。
503	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	183	第3章	第9節	2	3)	(3)			ろ過集じん装置	出口粉じん量が0.01g/m3以下となっていますが、P38の表1-16によれば粉塵の保証値は100mg/m3Nとなっているので、0.1g/m3Nと読み替えてよろしいでしょうか？	保証値は100mg/m3Nとします。
504	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	186	第3章	第12節	1					マテリアルリサイクル 推進施設雑用空気 圧縮機	ライフサイクルコストを考慮し、エネルギー回収型廃棄物処理施設の雑用空気圧縮機(付属機器も含む)と兼用としてもよろしいでしょうか。 また、予備能力も含めた台数構成については、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	兼用については、両者に求められる容量(同時使用等)、仕様、故障時のバックアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。 台数構成は、予備能力の確保を前提に、提案を可とします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第3章	第12節	1	2)						
505	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	186	第3章	第12節	1	2)				空気圧縮機	施設の運転に支障が無いように計画する場合、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用する計画としてもよろしいでしょうか。	No.383の回答を参照願います。
506	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	186	第3章	第12節	1	4)				空気圧縮機	空気タンクについて必要容量を確保することを前提とし1基とてよろしいでしょうか。	No.383の回答を参照願います。
507	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	186	第3章	第12節	1	4)				マテリアルリサイクル推進施設 雑用空気圧縮機	空気タンクについて必要容量を確保することを前提に1基とさせて頂けないでしょうか。	必要容量が十分に確保できることを前提に提案を可とします。
508	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	188	第3章	第12節	4	4)				模型・体験型設備	施設模型は、3Dで画面に映写し操作可能なメディアウォール等の事業者提案をお認め頂けないでしょうか。	模型、体験型の説明用設備(例)は、より良い提案を妨げるものではありません。なお、詳細の仕様等については実施設計の段階で協議して決定します。
509	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	189	第3章	第12節	7					作業用重機及び運搬車両	「マテリアルリサイクル推進施設の運営に必要な重機は、組合が準備する」とありますが、試運転期間中に貴組合より借用することは可能でしょうか。	試運転期間中に重機を所有しているかは決まっていますので、試運転期間中については事業者で準備する計画としてください。
510	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	190	第4章	第1節	1	1)	(3)			その他関連施設建設	付属棟は計量棟、洗車場、倉庫とありますが、付属棟としての倉庫は設置の指定がありませんので、事業者の提案で設置する場合、との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
511	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	190	第4章	第1節	2	1)	(3)			災害対策	「災害時に本施設内に滞在する見学者が本施設外に避難できなくなった場合も本施設内に100名が3日程度滞在できるよう防災備蓄倉庫等を設けること。」との記載ですが、施設内にいる人が対象で、災害時、周辺住民の受入を行うものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、避難機能については地元自治体とも協議しており、災害時に周辺住民の受け入れを拒絶するものではありません。 No.534の回答も参照願います。
512	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	190	第4章	第1節	2	1)	(3)			特記事項	災害時に本施設内に滞在する見学者が本施設外に避難できなくなった場合も本施設内に100名が3日程度滞在できるよう防災備蓄倉庫等を設けることですが、施設内にいる人が対象で、災害時、周辺住民の受入を積極的に行うものではないとの理解でよろしいでしょうか。	No.511の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
513	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	190	第4章	第1節	2	1)	(4)				計画基本事項 特記事項	「07_要求水準書 添付資料3 地質調査結果」の「23頁(3)地盤の液状化について」より「今回対象地については、表層付近よりN値>50の硬質な玉石混じり砂礫層が分布し、地下水位も深いため、大規模な液状化が発生する可能性は低いと推察される。」とあります。また、江南市様作成の「液状化危険度分布図においても「液状化可能性が極めて低い」地域に該当しています。【参考リンク先】 https://www.city.konan.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/410/konan_ekijyou.pdf よって、これらの調査結果と異なり、契約後の事前調査の結果により液状化対策が必要となった場合は工程・金額等の変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。
514	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	190	第4章	第1節	2	1)	(4)				液状化	添付資料3において、「大規模な液状化が発生する可能性は低いと推察される」とありますが、液状化の可能性の確認につきまして、150galに対する指標値・FI値が1を超える場合は液状化の可能性はないと致しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
515	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	191	第4章	第1節	2	1)	(6)				災害廃棄物の受入 ヤード	「場内の駐車場や緑地の一部は、災害時に発生する災害廃棄物の受入ヤードとして利用できるようにすること」とありますが、一次仮置き場は別途確保されており、本施設では選別・破砕等の一次処理は行わないという理解でよろしいでしょうか。	一時仮置き場は各自治体にて設置します。選別後の可燃ごみのみが搬入されますが、破砕又は切断を必要とするものも入ってくる想定です。
516	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	191	第4章	第1節	2	2)	(3)				周辺地域への配慮	「周辺農地等への建物や植栽の影、植栽による落葉や病害虫被害等の影響が出ないよう配慮すること。」とありますが、周辺農地とされる場所をご教示願います。	雨水排水取り合い箇所から西に50mの畑等です。
517	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	191	第4章	第1節	2	(5)	⑥				水害対策	1階レベルが外構(構内道路等)より200mm程度高いレベルに設定されていれば宜しいと解釈してよろしいでしょうか。	想定浸水深を考慮した対策としてください。なお、対策については運営維持管理における対策も含まれます。
518	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	192	第4章	第1節	3	1)	(2)				雨水流出抑制設備	「事業実施区域内には、江南市雨水流出抑制基準に準じた雨水流出抑制設備を設置する計画とすること。」とありますが、雨水流出抑制設備の形状・構造や貯留量等の計算については、江南市殿と協議し、最終決定内容が提案・計画と変わった場合、発生する費用は別途協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	原則として認めませんが、実施設計時の江南市との協議段階で、江南市雨水流出抑制基準等、基準の改定等が行われ、設備規模が提案時より著しく大きくする必要が生じた場合においては、協議するものとします。
519	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	192	第4章	第1節	3	1)	(4)				土地利用計画	建ぺい率、容積率、緑化率の基準となる面積は、事業実施区域面積28,071.72m ² ということでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第4章	第1節	3	1)	(4)					
520	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	192	第4章	第1節	3	1)	(4)			表4-1	不法投棄ごみ仮置き場について、「雨や雨水が入らないようにすること」とあります。これは、屋内保管が必要と言うことでしょうか。	No.524の回答を参照願います。
521	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	192	第4章	第1節	3	1)	(4)	表4-1	5	共通	床面にI型鋼を埋め込みとの記載がございますが、I型鋼とI形鋼の間の床面が摩耗し、躯体床面部分が凹む恐れがあります。そこで重機が躯体に影響を与える場合には、壁面同様床面も鋼板敷の採用することは可能でしょうか。	可としますが、補修、交換が容易であることや躯体への影響が軽減できることを条件に可とします。
522	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	193	第4章	第1節	3	1)	(3)	表4-1	5	火災廃棄物仮置場	火災廃棄物仮置場について、「受入・貯留のためのヤードを整備する」とありますが、屋根・壁設置の必要はなく床面の仕様も特にご指定はないと理解してよろしいでしょうか。	屋根、壁は設置してください。
523	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	192	第4章	第1節	3	1)	表4-1			施設配置における設備方針 5 火災廃棄物仮置場	火災廃棄物仮置場について、「受入・貯留のためのヤードを整備する」とありますが、屋根・壁設置の必要はなく床面の仕様も特にご指定はないと理解してよろしいでしょうか。	屋根・壁は設置してください。
524	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	192	第4章	第1節	3	1)	(4)	表4-1	5	不法投棄ごみ仮置き場	「雨や雨水が入らない」とは屋根を設置すると理解しますが、壁、シャッター等は提案でよいでしょうか。	雨が入らないためには外壁は必要と考えます。シャッター等については提案によるものとします。
525	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	193	第4章	第2節	1	(5)				AED(自動体外除細動装置)	「適切な場所にAED(自動体外除細動装置)を設置すること」とありますが、AEDは高度管理医療機器に該当するため、販売に当たっては高度管理医療機器等販売業の許可が必要となります。AEDの設置可能スペースを確保するものとし、AEDの購入、レンタル、リース等は組合殿にてご対応をいただくことでよろしいでしょうか。	AEDの確保については、購入、レンタル、リース等の方法の提案を認めますので、事業者側で準備してください。
526	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	193	第4章	第1節	3	1)	(3)	表4-1	5	不法投棄ごみ仮置場	不法投棄ごみ仮置場の整備方針につきまして、以下の2点を確認させて下さい。 a)「貯留容量は、約100m ³ とする。」とありますが、高さの制限はございますか。 b)「①家電4品目、②廃タイヤ、③消火器、④その他に分けて仮置きできるようにすること。」とありますが、上記a)の貯留容量は①～④の不法投棄ごみ全体を示されているのでしょうか、それとも①～④の不法投棄ごみそれぞれに対して示されているのでしょうか。	高さ制限については、約2mで計画してください。貯留量については①～④は含まれます。
527	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	193	第4章	第1節	3	1)	表4-1			施設配置における設備方針 5 不法投棄ごみ仮置場	「雨や雨水が入らない」について、屋根及び壁の設置を前提とし、シャッターなどについては必要に応じて設置することと理解してよろしいでしょうか。	No.523及びNo.524の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第4章	第2節	1	(5)						
528	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	193	第4章	第2節	1	(5)				設計方針	AEDについては、運営事業者にてレンタルする提案を許可して頂けないでしょうか。レンタルとすることで使用期限切れの防止等にも役立ちます。	可とします。
529	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	195	第4章	第2節	2	1)	(2)	③	イ	炉室	炉室へ進入するメンテナンス車両のサイズは、提案としてよいでしょうか。	可とします。
530	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	195	第4章	第2節	2	1)	(2)	③	ウ	炉室	「炉室には換気モニタを効率的に設け、自然換気又は第2種機械換気が適切に行われるように計画する」とありますが、省エネ推進のため、換気性能にかかわる要求水準を満足することを条件に、3種もしくは1種で提案することもお認めいただけないでしょうか。	要求する換気性能を満足することを前提に、提案を可とします。
531	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	195	第4章	第2節	2	1)	(2)	③	ウ	炉室	「炉室には換気モニタを効率的に設け、自然換気又は第2種機械換気が適切に行われるように計画する」とありますが、省エネ推進のため、換気性能にかかわる要求水準を満足することを条件に、3種もしくは1種で提案することもお認めいただけないでしょうか。	No.530の回答を参照願います。
532	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	196	第4章	第1節	2	1)	(2)	⑩	ア	蒸気タービン発電機室	床・天井は吸音材仕上げとありますが、騒音状況を考慮して、必要な箇所に吸音材を設置することでよろしいでしょうか。	室内環境を考慮し床・天井は吸音材仕上げで計画してください。なお、騒音対策については、No.251の回答に示す位置にて騒音基準を満足するように計画してください。
533	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	199	第4章	第2節	2	2)	(2)			大会議室	「議会用に電池式マイク20本、室内カメラ2台、両肘掛け椅子20脚を設けること」とありますが、机は見学者用の長机を兼用するとの理解でよろしいでしょうか。	兼用は不可とします
534	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	200	第4章	第2節	2	2)	(2)			大会議室	「地元との協議により外部から避難者を受け入れる場合がある」と記載がありますが、避難人数、避難期間、本施設の位置づけ(指定緊急避難場所、一時避難場所等)を想定されていましてご教示ください。	今後、地元自治体と協議予定です。
535	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	200	第4章	第2節	2	2)	(2)			大会議室	「地元との協議により外部から避難者を受け入れる場合がある」と記載がありますが、避難人数、避難期間、本施設の位置づけ(指定緊急避難場所、一時避難場所等)についてご教示願います。	No.534の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答		
			第4章	第2節	2	2)	(2)							
536	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	200	第4章	第2節	2	2)	(2)				大会議室	見学前後に見学者が昼食等をとることに配慮した仕様とは具体的にはどのようなことでしょうか。	弁当などの臭気対策として換気設備のほかに防汚性、耐水性の優れた仕上を選定してください。なお、そのほかに配慮する設備等がありましたらご提案ください。また、手洗い場として大会議室付近にトイレなどが設置されていることが望ましいと考えています。	
537	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	205	第4章	第2節	2	2)	(16)				浴室	男女共通として、休憩スペースを設けるとありますが、男女共利用でなく、男女各々の休憩スペースを設けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
538	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	206	第4章	第2節	2	3)	(2)				洗車場	洗車を行う搬入車両は4tパッカー車で、車両の外部のみ洗車を行うと考えてよろしいでしょうか。	No.468の回答を参照ください。	
539	要求水準書 第I編設計・建設業務編	207	第4章	第2節	3	3)					見学・学習機能計画	「展示スペースには現江南丹羽環境管理組合の施設で展示しているものを移設して展示を行う」とありますが、展示物の移設は受注者の工事範囲外であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
540	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	207	第4章	第2節	3	3)					見学・学習機能計画	大会議室での説明の他、ゆとりをもった展示スペースを確保し、と記載ありますが、展示スペースは、展示・学習コーナーと一体で構成してもよろしいでしょうか。	展示学習コーナーの外、展示物が設置される廊下やホール等も一体でお考えください。	
541	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	207	第4章	第2節	3	3)					見学・学習機能計画	展示スペースには現江南丹羽環境管理組合の施設で展示しているものを移設して展示を行うとありますが、移設するものを大きさ含めて具体的にご教示願います。	新処理施設見学スペースにおいて施設周辺又は構成市町及び近隣地域に生息する生物の生態及び標本等を展示する予定であることから、物量としては江南丹羽環境管理組合より、生体展示用の水槽として120cm×45cm水槽一槽、90cm×45cm水槽三槽及び地域の博物資料(施設見学時に利用する標本や剥製等)70cm×40cm衣装ケース25個分程度(すべて展示物ではなく保存資料も含む)が予想されます。なお、事業者の展示をメインとしてください。	
542	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	207	第4章	第2節	3	5)	(8)	④				展示・学習内容	学習内容の提供できるソフトコンテンツ と記載ありますが、モニターで表示する動画もソフトコンテンツと考えてよろしいでしょうか。	具体的には提案によりますが、モニタ表示も該当します。
543	要求水準書(第I編設計・建設業務編)	207	第4章	第2節	3	5)	(8)	⑤				展示・学習内容	見学者が大会議室のスクリーンや見学・学習コーナー、見学者ルート上において と記載ありますが、見学者ルート上での情報端末台数を教えてください。	提案を求めますが、具体的な台数については協議によるものとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第4章	第2節	4	1)	(6)					
544	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	208	第4章	第2節	4	1)	(6)			構造設計	「建築物の構造設計は、建築基準法第20条第2号建築物として設計し」とありますが、小規模になる附属棟については第20条第3号、第4号となる予定です。本記載については工場棟に基本適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
545	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	208	第4章	第2節	4	2)	(3)			基礎構造	「杭の工法については、荷重条件、地質条件、施工条件等を考慮し、地震時、風圧時の水平力をも十分検討して決定すること。」とありますが、「07 要求水準書 添付資料3 地質調査結果」の「23頁(2) 構造物の支持地盤について」より「直接基礎形式が優位と考えられる。」とあります。弊社のごみ処理施設設計の実績より最適な杭・基礎設計を提案してもよろしいでしょうか。	(1)・(2)にある通り、良質で十分な支持力を有する地盤に支持をさせること、建築物は地盤条件に応じた基礎構造とすることを順守してもらえれば、提案で可とします。
546	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	209	第4章	第2節	4	3)	(4)			構造計画 躯体構造	「炉本体、ボイラ、集じん器など重量の大きな機器やクレーンの支持架構は、十分な強度及び剛性を有し、地震時にも十分安全な構造とすること。」とありますが、火力発電所の耐震設計規程の耐震設計手順が適用されると理解してよろしいでしょうか。	No.328の回答を参照願います。
547	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	210	第4章	第2節	4	4)	(5)			天井	「①吊り天井は、最新の耐震設計基準で計画すること。」とありますが、特定天井以外の在来天井に対しても適用されるのでしょうか。適用される場合は、具体的な準拠基準・図書をご教示お願いします。 また、「②吊り天井下地は、軽量鉄骨下地を用い…」とありますが、軽量鉄骨下地とはJIS A 6517(建築用鋼製下地材(壁・天井))と考えてよろしいでしょうか。	特定天井に対して耐震天井の設置を求めています。在来天井に関しては、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の建築非構造部材の各部設計に準拠してください。 ②吊り天井に関してはお見込みのとおりです。
548	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	210	第4章	第2節	4	4)	(5)	①		天井	「吊り天井は、最新の耐震設計基準で計画すること。」とありますが、地震における天井被害や落下防止については、平成26年4月1日、天井脱落対策に係る一連の技術基準告示(国土交通省平成25年告示第771号他)を遵守することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
549	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	211	第4章	第2節	4	4)	(6)	⑪		建具	シャッター及びオーバースライダの耐食性のある材料については、外部に面する部分について考慮と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、内部に面する部分については、内部の利用用途等を踏まえて計画してください。
550	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	211	第4章	第2節	4	4)	(6)	⑫		建具	「開口部にブラインド」とは、居室に限定するものでなく、廊下や、プラットホームも含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第4章	第2節	5							
551	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	211	第4章	第2節	5					表4-2 外部仕上げ 表(例)	表4-2の外部仕上げは参考とし要求機能を満足することを条件に、外壁には(例)断熱サンドイッチパネル、屋根には(例)外断熱シート防水など、事業者にて提案可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
552	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	211	第4章	第2節	5	1)	(3)	表4-2		外部仕上げ	表4-2に(例)と記載されていますが、その解釈として自由提案との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
553	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	211	第4章	第2節	5	1)	(3)	表4-2		外部仕上げ 外壁	工場棟、管理棟の外壁は金属断熱サンドイッチパネルで提案してもよろしいでしょうか。	居室のみではなく、建築一般に適用するものですが、プラント関係についても本要求の趣旨を尊重願います。
554	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	211	第4章	第2節	5	1)	(3)	表4-2		外部仕上げ 構造	工場棟ごみピット上屋の構造、「ホッパー階」とは「ホッパー設置床レベル」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
555	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	214	第4章	第3節	8	1)				工場棟設置のエレベータ	「工場棟には、見学者用と従業員用(中略)を別々に必要数設けること」とありますが、従業員だけが行先階を選択するなどして、行先階を見学者と従業員が明確に区別して管理することで、見学者と従業員がエレベータを共用することを提案しても良いでしょうか。	エレベータの共用は原則認めませんが、運営維持管理時において見学者と従業員が区別されるなどの有効な対策が講じられていれば認める場合があります。
556	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	216	第4章	第4節	1	4)	(9)			監視カメラ設備工事	第2章 第13節 計装設備に示された「ITV装置」と物理的、機能的に一部重複が発生すると推測いたします。これら2つの設備についてITV装置に一本化を図ってもよろしいでしょうか。	本項並びに第2章のそれぞれで要求する内容を満足することを条件に可とします。
557	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	217	第4章	第4節	3	5)				高天井の照明	機器の更新等が容易にできるとは、高所作業車またはごみクレーン等を利用して更新すると考えてよろしいでしょうか。	設置場所に応じてキャットウォーク、昇降装置、高所交換器具・高所作業車での対応等交換が可能なものとしてください。
558	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	216	第4章	第4節	3	8)				照度設計基準(平均照度)	ごみピット(床面)の照度についての記載がありませんが、一般的な照度(300Lx)と考えてよろしいでしょうか。又、炉室の照度はプラントホームと同じ、150Lxと考えてよろしいでしょうか。	ごみピットは、第2章、第2節、7. ごみピットで「ごみピット底部まで視認可能な照度とすること」としています。炉室を含め、本項の規定の他、ごみ処理施設整備の計画・設計要領等を参考に、適切なものを提案願います。
559	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	217	第4章	第4節	5	(5)	④ ⑥			通信設備 設置位置	④電話器の型式は[プッシュホン]とあり、⑥では、無線機、スマートフォン、タブレット端末などの併用を認めるとあります。納入する機器の仕様と数量は提案によると考えてよろしいでしょうか。	5.(4)の電話回線については、プッシュホンとしてください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
			第4章	第4節	5	(5)	⑤						
560	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	217	第4章	第4節	5	(5)	⑤				ファクシミリ	ファクシミリ(普通紙、感熱紙)単体の設置ではなく、複合機(リース品)を設置すると考えてよろしいでしょうか。	提案とします。5.(4)のFAX回線については、組合が複合機(リース)を設置します。
561	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	218	第4章	第4節	8	(2)					雷保護設備工事	仕様について、JIS A 4201 においていわゆる旧JISと新JISのどちらでも宜しいと考えますがご確認お願いいたします。	現時点で新しいJISがある場合は、新JISを採用してください。
562	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	219	第4章	第4節	11						警備設備工事	防犯上の警備設備とは、警備保障会社が設置する機械警備設備に対する空配管工事と考えてよろしいでしょうか。又、防犯センサーの設置場所は、外壁に開口部(窓、扉等)のある居室のみと考えてよろしいでしょうか。	機械警備に限定するものではありませんが、本施設の適切な警備設備をご提案願います。なお、機械警備を採用する場合は契約対象者は事業者となります。
563	要求水準書 (第I編 設計・建設業務編)	220	第4章	第5節	1	1)					造成工事	計画地は都市計画決定された敷地であり、開発許可は不要との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
564	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	221	第4章	第5節	2	1)	(13)				構内道路及び駐車場	南側の利用できない用地への出入り口用のスロープを整備すること、とありますが、スロープは人を対象としたものでよいでしょうか。また、スロープの始点は、本場内からでしょうか、または浅井犬山線からでしょうか。	スロープは人の通行を対象とし、車両が使用することは想定していません。県道浅井犬山線から出入りできる形状としますが、最終的には設計段階で、道路管理者、河川管理者との協議により決定します。
565	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	222	第4章	第5節	2	4)	(3)	①			利用できない土地 周辺のフェンス	「事業実施区域境界部及び雨水流出抑制設備周辺にフェンスを配置すること。また、事業実施区域内の使用できない用地周辺にもフェンスを設置すること。」とありますが、フェンスの設置部は事業実施区域から利用できない用地を除いた外周部と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。敷地外周、雨水流出抑制設備外周及び敷地と利用できない土地の境界部に設置して下さい。
566	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	222	第4章	第5節	2	4)	(3)	①			利用できない土地 周辺のフェンス	利用できない土地へのアクセスは公道側からのみ行うものと考えてよろしいでしょうか。	公道側及び要求水準書添付資料1に示す道路からのアクセスも含まれます。なお、本敷地側からのアクセスについては、常時の通行を認めないため施錠ができる構造としてください。
567	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	3	第1章	第1節	2	4)					敷地	添付資料-1「事業実施区域平面図」のうち、「利用できない用地」は業務対象外でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
568	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	4	第1章	第1節	5					運営期間	本事業における運営事業期間は、令和10年4月1日から令和30年3月31日までの20年間とする、との記載がございますが、入札説明書P7に記載されている運営期間、①エネルギー回収施設:令和10年4月から令和30年3月(20年間)、②マテリアルリサイクル推進施設:令和10年4月から令和20年3月まで(10年間)を運営事業期間の正として、運営事業期間は施設により異なるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 マテリアルリサイクル推進施設の運転は組合職員が行うことから、マテリアルリサイクル推進施設の運営の内、メンテナンス業務のみを10年間委託します。
569	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	5	第1章	第2節	7					居室における空気環境の基準	「居室における空気環境の基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第1条の特定建築物に該当する延べ面積(事務所)に該当する場合は、表1-1に示す基準を遵守することとする。」との記載があります。この延べ面積は事務所、会議室およびそれらに付随する廊下・便所等の共用部や倉庫を対象とし、見学者通路や研修室、プラントホーム、蒸気タービン発電機室などごみ焼却施設特有の機能の諸室は除くものと考えて宜しいでしょうか。	特定用途建築物の用途が(事務所)に該当する場合の延べ面積対象は、事務所、会議室およびそれらに付随する廊下・便所等の共用部や倉庫、見学者通路や研修室が該当し、プラントホーム、蒸気タービン発電機室などごみ焼却施設特有の機能の諸室は除くものと考えてください。
570	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	6	第1章	第3節	3					環境影響評価の遵守	「運営業務期間中に運営事業者が自ら行う調査により」とありますが、この調査とは第9章で示されている測定と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
571	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	7	第1章	第3節	10	7)				労働安全衛生・作業環境管理	貴組合業務範囲の安全作業マニュアルの改善は、貴組合及び運営事業者との協議により行うとありますが、対象となる業務は運営事業者が実施する計量設備、マテリアルリサイクル推進施設に関する維持管理業務と理解すれば宜しいですか。	受入に関する業務として、計量設備、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設のプラントホームでの作業及びマテリアルリサイクル推進施設に関する業務です。
572	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	7	第1章	第3節	10	7)				労働安全衛生・作業環境管理	貴組合業務範囲における安全作業マニュアルの改善は、貴組合及び運営事業者との協議により行うとありますが、その対象は計量、マテリアルリサイクル推進施設における運営事業者が行う業務と考えてよろしいでしょうか。	ご質問業務以外にごみの受入業務全般があります。
573	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	8	第1章	第3節	11	2) 4)				緊急時対応	組合業務におけるBCP及び緊急時対応マニュアルについては、業務内容や関係先等を詳細に理解していないと策定出来ないものであるため、事業者での策定は困難なため、貴組合にて策定頂きたく存じます。	要求水準書のとおりとします。
574	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	8	第1章	第3節	11	2)4)				労働安全衛生・作業環境管理	貴組合業務範囲のBCPや緊急対応マニュアルの改善は、貴組合と協議をして策定とありますが、貴組合業務に関するBCP及び緊急対応マニュアルが貴組合にて作成されるものであり、運営事業者は接点がある業務に関して貴組合と協議を行うものと理解してよろしいでしょうか。	接点がある部分以外に事業者の経験を踏まえた策定支援も含まれます。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
575	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	9	第1章	第3節	12	3)					AED	AEDは、定期的な維持管理を前提に、レンタル品を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
576	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	9	第1章	第3節	13	1)					災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること」とありますが、計画搬入量を超える廃棄物を処理する場合の費用については、貴組合と別途協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
577	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	9	第1章	第3節	13	1)					災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。」とありますが、計画搬入量を超える廃棄物を処理する場合の費用については、貴組合と別途協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	No.576の回答を参照願います。
578	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	9	第1章	第3節	13	1)					災害発生時の協力	計画搬入量を超える多量の廃棄物を受け入れする場合は、委託料の見直しをご検討頂けると考えてよろしいでしょうか。	No.576の回答を参照願います。
579	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	9	第1章	第3節	14						保険	事業者が付保する保険内容を検討するため、貴組合にて付保予定の「公益社団法人全国組合有物件災害共済会」の補償内容(災害の種類、対象等)をご教示ください。また、補償内容が未定の場合、事業者で付保する保険の内容は入札説明書等に基づき提案するという考え方でよろしいでしょうか。	公益社団法人全国市有物件災害共済会のページ https://www.city-net.or.jp/regulation/archives/category/part-09 建物総合損害共済業務規程(令和4年4月1日以降の契約に適用)をご覧ください。
580	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	9	第1章	第3節	14						保険	保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に組合の承諾を得ることと記載されていますが、事業者は追加費用を生じさせないよう、事業提案書に基づき承諾用の手続きを行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
581	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	9	第1章	第3節	14						保険	貴組合が加入する建物総合損害共済の補償内容が分かる資料を開示いただけないでしょうか。仮に当該資料が存在しない場合については、どのような補償内容を想定されていますかご教示願います。	No.579の回答を参照願います。
582	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	9	第1章	第3節	14						保険	組合は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件災害共済会)等、必要な保険に加入する予定とありますが、補償内容が分かる資料を開示願います。	No.579の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
583	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	9	第1章	第3節	14					保険	火災保険含め貴組合で加入予定の保険を全てご教示願います。	現時点では建物総合損害共済以外の加入は想定していません。
584	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	10	第1章	第4節	2					提案書の変更	本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合、その原因が法令変更他運営事業者の責めによらない事由による場合には、本要求水準書へ適合させるために必要な改善に係る費用は、貴組合のご負担としていただけないでしょうか。	運営事業者の責めによらない事由を証明できる場合は、組合の負担とします。
585	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	11	第1章	第4節	5	7)				本業務期間終了時の引渡し条件	運営事業者から提出している図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等の中には、事業遂行上の競争力に直結する営業上、技術上の機密事項も含んでおり、第三者に開示されることにより事業遂行への大きな支障を生じることになります。従って、開示内容について事前に運営事業者と協議して頂くようお願いいたします。	組合と協議して決定することとします。
586	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	11	第1章	第4節	5	7)				本業務期間終了時の引渡し条件	本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対して原則としてすべてを開示すると記載がありますが、著作権等の兼ね合いで全てを開示することはできませんので、貴組合との協議で開示範囲を決めることでよろしいでしょうか。	組合と協議して決定することとします。
587	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	11	第1章	第4節	5	7)				運転教育	次期運営事業者に対する最低3か月間の運転教育は、本事業期間内に実施するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
588	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	12	第2章	第1節	5)					有価物の引取	焼却灰等、副生成物及び有価物の引取、運搬、資源化企業を安定的に確保する旨記載がございますが、P4 4.組合の事業範囲 4)項やP20に記載ございますとおり、有価物の資源化に関する引取先確保は、貴組合の所掌との理解でよろしいでしょうか。また、運搬についても引取先企業が実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設で回収した有価物の引取先企業及び運搬企業については組合が確保します。
589	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	12	第2章	第2節	1)					有資格者の配置	運営業務を複数の企業で担う場合は、現場統括責任者はエネルギー回収施設の運営を担う企業にのみ配置し、マテリアルリサイクル推進施設の現場統括責任者の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
590	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	12	第2章	第2節	3)					有資格者の配置	ボイラ・タービン主任技術者及び電気主任技術者については、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。	原則認めません。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
591	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	12	第2章	第2節	5)					有資格者の配置	試運転時の電気主任技術者やボイラ・タービン主任技術者など選任及び届出が必要な有資格者について、要求水準書 第I編 設計・建設業務編のP49 3.施工 (2)現場管理 ⑦に記載のとおり、工事期間中は、建設事業者により有資格者配置することで良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
592	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	14	第3章	第1節	1					受付管理	受付日・時間等に「ただし、12月29日から1月3日は直接持込ができない・(予定)」とありますが、その前提で本事業を計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
593	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	14	第3章	第1節	表3-1					受付時間	直接持込み者受付時間は、昼休みはなく表3-1に記載されている時間帯全てで、搬入も昼休みはなく連続で実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	直接持込み者受付時間は、決まっていますが、表3-1の受付日・時間等にある「直接持込受付時間(予定)」としてください。
594	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	14	第3章	第1節	1	2)				受付管理	ITV等により搬入車両の状況を必要に応じて組合へ伝えることとの記載がございますが、必要に応じて受付にITVを設置するとの理解でよろしいでしょうか。	受付業務への協力方法ですので提案によることとします。
595	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	15	第3章	第1節	1	3)				受付管理	貴組合と連携した安全な受付管理が行えるように協力することとされていますが、指揮命令系統の異なる貴組合職員と運営事業者が、非定期的な混在作業に従事すると労働災害が生じやすくなると懸念します。ついては、運営事業者の協力は混在作業にならない搬入車両の交通誘導とさせて頂けないでしょうか。	受付業務への協力方法ですので提案によることとしますが、協力内容については、指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業者と協議して決定することとします。
596	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	15	第3章	第1節	1	3)				受付管理	「年末年始等の搬入車両が多くなる時期には、貴組合と連携し安全な受付管理が行えるように協力すること。」ありますが、想定されている内容があればご教示ください。	受付業務への協力方法ですので提案によることとしますが、協力内容については運営事業者と協議して決定することとします。
597	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	15	第3章	第1節	1	4)				受付管理	「組合職員に欠員が出た場合は、可能な範囲で本業務の補助を行うこと。」とありますが、貴組合が想定されている補助作業内容と指揮命令系統についてご教示ください。	現在想定している補助作業内容はありません。補助いただく場合の指揮命令系統は、組合と運営事業者の協議で決めることとします。
598	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	15	第3章	第1節	1	4)				受付管理	「組合職員に欠員が出た場合は、可能な範囲で本業務の補助を行うこと」とありますが、想定される業務範囲について教示下さい。 また、やむなく運営事業者に費用の発生が見込まれる場合においては、貴組合と運営事業者との別途協議のうえ費用清算できるとの理解でよろしいでしょうか。	現在想定している補助作業内容はありません。なお、やむなく組合の補助作業による想定外の費用が生じた場合と組合が判断した場合は、組合と運営事業者で協議して決めることとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
599	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	15	第3章	第1節	1	4)					業務の補助	貴組合職員に欠員が出た場合の可能な範囲の業務補助については、指揮命令系統、事故発生時の責任所掌などを明確にさせていただいた上で、可能な範囲で対応させて頂くものとの理解でよろしいでしょうか。	補助作業内容は提案によることとしますが、補助作業内容については、指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業者と協議して決定します。また、専任要員についても提案によることとします。なお、費用精算については、応募者の提案内容と組合からの協力内容により協議することとします。
600	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	15	第3章	第1節	1	4)					受付管理 組合欠員の補助	「組合職員に欠員が出た場合は、可能な範囲で本業務の補助を行うこと」とありますが、指揮命令や責任区分の観点から混在作業にならない前提での補助との理解でよろしいでしょうか。	No.597,598、599の回答を参照願います。
601	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	15	第3章	第1節	1	4)					受付管理 受付業務の補助	可能な範囲で協力はしますが、欠員等の状況が恒常的に続く場合は、別途精算対象とさせていただきます。	組合職員の欠員が恒常的に続くと判断した場合は、組合と運営事業者の協議により決定します。
602	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	15	第3章	第3節							消耗品の調達	計量設備における消耗品の調達については、予備品・消耗品リストに記載している計量設備本体及びその附属品にかかる消耗品に限定し、計量業務運営にあたって必要となる文房具などの消耗品は含まないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
603	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	16	第4章	第2節							組合の運転管理業務	貯留用のパレットやドラム缶は引取り業者もしくは、貴組合で用意していただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
604	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	16	第4章	第2節							組合の運転管理業務	マテリアルリサイクル推進施設の運転管理において、不適合等に起因する機器の停止、復旧作業、火災時の対応及び消火後の対応などは、運転管理の範疇と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、運営事業者は停止、復旧作業、火災時の対応に協力する義務はあります。
605	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	16	第4章	第2節	表 4-1						保護具等の調達と管理	運営費必要な保護具は運営開始前に運営事業者が整備すること…とありますが、ご指定の有無、品目、数量等をご指示願います。	指定はございません。
606	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	17	第4章	第2節	表 4-1						保護具等の調達と管理	貸与が必要な貴組合職員の人数をご提示願います。	人数は21人分で、2年間は補充しなくても十分に足りる数量を用意してください。
607	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	17	第4章	第2節	表 4-1						組合が実施する予定の主な業務	初期納入以降、貴組合が管理、補充を行う保護具の範囲は、貴組合の運転員に関する範囲に限定するものとの理解でよろしいでしょうか。その場合、運営事業者が初期納入する貴組合運転員13名分の保護具について、見積精度向上のため、指定メーカー、型番などがございましたらご教示願います。	保護具の範囲はご理解のとおりです。指定メーカー等は特にございません。
608	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	17	第4章	第2節							組合の運転管理業務	初期納入する保護具等の数量や型式に指定があればご教示願います。	No.607の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
609	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	18	第4章	第3節	1	1)				搬入管理	「運営事業者はプラットフォームにおいて、・・・、プラットフォームの安全確認について ITV 等により安全確保のために協力すること。」とありますが、要請に応じてITV確認を協力する程度でよろしいでしょうか。 想定されている業務について教示下さい。	協力内容は提案によります。
610	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	18	第4章	第3節	1	2)				エネルギー回収型 廃棄物処理施設に 係る運転管理業務 プラットフォーム 組合欠員の協力	「組合職員に欠員が出た場合で組合からの協力要請があった場合は、可能な範囲で協力すること」とありますが、指揮命令や責任区分の観点から混在作業にならない前提での協力との理解でよろしいでしょうか。	No.597、598、599の回答を参照願います。
611	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	18	第4章	第3節	1	2)				エネルギー回収型 廃棄物処理施設に 係る運転管理業務 プラットフォーム 組合欠員の協力	可能な範囲で協力はしますが、欠員等の状況が恒常的に続く場合は、別途精算対象とさせていただきます。	No.601の回答を参照願います。
612	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	19	第4章	第4節	1	2)				マテリアルリサイクル 推進施設に係る運 転管理業務 プラットフォーム 搬入管理への協力	「直接持込車両が著しく多い場合などは、可能な範囲で作業補助などの協力をする」とありますが、指揮命令や責任区分の観点から混在作業にならない前提での協力との理解でよろしいでしょうか。	No.597、598、599の回答を参照願います。
613	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	18	第4章	第3節	1	2)				協力要請	貴組合から協力要請を受けた場合の協力については、指揮命令系統、事故発生時の責任所掌などを明確にさせていただいた上で、可能な範囲で対応させて頂くものとの理解でよろしいでしょうか。	No.597、598、599の回答を参照願います。
614	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	18	第4章	第3節	1	3)				展開検査	必要に応じて事業者がご協力させて頂く貴組合にて実施予定の展開検査の実施場所は、エネルギー回収型廃棄物処理施設に関してのみで、マテリアルリサイクル施設での作業は含まれないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
615	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	18	第4章	第3節	1	3)				搬入管理	展開検査に関し、想定している実施回数がありましたらご教示願います。	頻度は未定です。
616	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	18	第4章	第3節	1	3)				搬入管理	「運営事業者は、組合が実施する展開検査に必要なに応じて協力すること。」とありますが、運営事業者がご協力させていただく内容について、具体的に想定されている内容があれば、ご教示ください。 また、展開検査の実施頻度については月1回程度と考えてよろしいでしょうか。	具体的な内容は想定しておりません。また、頻度は未定です。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
617	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	2	4)					適正処理・適正運転	「本施設から処理不適合等が排出された場合は、組合が保管する場所まで運搬すること」とありますが、保管場所は本施設内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
618	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	2	4)					適正処理・適正運転	本施設から処理不適合等が排出された場合は、貴組合の保管場所まで運営事業者が運搬するよう記載がございますが、貴組合業務範囲(プラットフォームなど)で排出された処理不適合等については、貴組合にて運搬されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、状況に応じて協力をお願いする場合があります。
619	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	18	第4章	第3節	2	4)					適正処理・適正運転	「本施設から処理不適合等が排出された場合は、組合が保管する場所まで運搬すること。」とありますが、貴組合が保管する場所は、本施設内との理解でよろしいでしょうか。	No.617の回答を参照願います。
620	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	4	1)					用役の管理	運営事業者が、貴組合業務範囲内の用役費(重機に関する用役を除く)を負担することになっております。 ① 運営開始後薬品の追加に関しては貴組合から指示を受けて運営事業者が手配・支払うものでしょうか。もしくは支払い(費用負担)のみとなりますでしょうか。 ② 使用量については、通常と考えられる範囲内の使用量であり、オペレーションミス等による使用量増加については精算対象と考えてよろしいでしょうか。	①については、組合からの指示を受けて運営事業者が手配及び支払うこととしてください。 ②については、組合の運転ミスによることが明確な場合は精算対象とします。
621	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	4	1)					用役の管理	運営事業者が、貴組合業務範囲内の用役費を負担することになっておりますが、貴組合の用役使用は、通常と考えられる範囲内の使用量で、かつ節電、節水などにご協力いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
622	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	19	第4章	第3節	7						性能試験の実施	運営事業者は、「第Ⅰ編 第7節 性能保証」に示された引渡性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を建設事業者立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に実施するとの記載がございますが、引渡性能試験の項目の内、当該項目については、運営費の分析費用に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	運営事業者の費用に含めてください。
623	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	19	第4章	第4節							マテリアルリサイクル推進施設に係る運転管理業務における用役の管理	用役の管理に関して、本節のマテリアルリサイクル推進施設にかかる運転管理業務についても、第3節 エネルギー回収型廃棄物処理施設にかかる運転管理業務の4.用役の管理と同様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
624	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	19	第4章	第4節	1	2)					作業補助	マテリアルリサイクル推進施設における作業補助などの協力については、指揮命令系統、事故発生時の責任所掌などを明確にさせて頂いた上で、可能な範囲で対応させて頂くものとの理解でよろしいでしょうか。	作業補助内容は提案によることとしますが、協力内容については指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業者と協議して決定します。
625	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	19	第4章	第4節	1	2)					マテリアルリサイクル推進施設に係る運転管理業務 プラットホーム 搬入管理への協力	「直接持込車両が著しく多い場合などは、可能な範囲で作業補助などの協力をすること」とありますが、恒常的に事業者の補助が必要になった場合は、別途精算対象とさせていただきます。	程度にもよりますが、組合との協議により決定します。
626	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	19	第4章	第4節	1	2)					搬入管理への協力	「直接持込車両が著しく多い場合」とありますが、この場合の「著しく多い」状態はどの程度のものか具体的にご教示ください。	具体的には想定できませんが、組合と運営事業者で協議して決めます。
627	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	2						運転計画の作成	マテリアルリサイクル推進施設の運転管理は貴組合の業務範囲となっておりますが、運転計画を事業者が作成すると記載されております。運転計画の作成者と実際の運転管理業務実施者が異なる場合、リスク分担が不明確になることから、運転管理を実際に行う貴組合にて作成していただけないでしょうか。	組合が主体となって作成しますが、運営事業者は、必要に応じて作成に協力する業務を含みます。
628	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	4	2)					作業の協力	有価物の引き渡し時の積み込み等の作業への協力について、指揮命令系統、事故発生時の責任所掌などを明確にさせて頂いた上で、可能な範囲で対応させて頂くものとの理解でよろしいでしょうか。	作業協力内容は提案によることとしますが、協力内容については指揮命令系統や責任所掌等を考慮し運営事業者と協議により決定します。
629	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	4	2)					資源化物等の取り扱い	有価物を資源化企業へ引き渡す際は、必要に応じて貴組合が行う積み込み等の作業に協力することとありますが、指揮命令系統の異なる貴組合職員と運営事業者とが非日常的な混在作業に従事すると労働災害が生じやすくなるかと存じますので、混在作業とならない範囲での協力とさせていただきます。	作業協力内容は提案によることとしますが、協力内容については指揮命令系統や責任所掌等を考慮し運営事業者と協議により決定します。
630	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	5						性能試験の実施	運営事業者は、「第1編 第7節 性能保証」に示された引渡性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を建設事業者立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に実施するとの記載がございますが、引渡性能試験の項目の内、当該項目については、運営費の分析費用に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	No.622の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
631	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	20	第4章	第4節	5						性能試験の実施	第Ⅰ編第1章第7節性能保証に示されたマテリアルリサイクル推進施設の引渡性能試験項目の中に運営開始後に実施する項目が入っていませんので、本項目は該当なしと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
632	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	20	第4章	第4節	6						その他	「2市2町が実施する清掃活動などにより回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行うこと。」とありますが、受付、計量管理業務及びマテリアルリサイクル推進施設の処理業務は貴組合にて行って頂けるとのご認識で宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりですが、運営事業者は組合作業への協力義務はあります。
633	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	20	第4章	第4節	6	2)					その他 清掃活動などにより 回収した廃棄物	2市2町が実施する清掃活動などにより回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行うこととの記載がございますが、通常廃棄物の受付及び計量管理は、貴組合ですが、清掃活動により回収した廃棄物は、計量棟による計量をせずに、運営事業者にて特別に受付、計量管理する必要があるものなのか、ご教示願います。	受付、計量管理する必要はありません。
634	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	20	第4章	第4節	6	2)					その他	「2市2町が実施する清掃活動などにより回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行うこと。」とあります。通常時におけるマテリアルリサイクル推進施設に係る受付、計量管理、処理業務は貴組合の業務範囲ですので、上記清掃活動に伴い発生する業務についても、通常時と同様に貴組合にて実施していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、協力を求めることもあります。
635	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	20	第4章	第4節	6	2)					その他	「2市2町が実施する清掃活動などにより回収した廃棄物の受付、計量及び処理を行うこと。」とありますが、受付、計量は通常の入受時間外となるのでしょうか。	受付、計量管理する必要はありません。第3章第1節表3-1の受付日・受付時間以外に搬入することはありません。
636	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	22	第5章	第2節	2	7)					焼却灰等の安全かつ 適切な運搬	「エネルギー回収型廃棄物処理施設の試運転で生じる焼却灰等も運搬すること。」とありますが、試運転で発生した焼却灰等の運搬は建設事業者によるものと考えてよろしいでしょうか。同様に資源化についても建設事業者の範囲と考えてよろしいでしょうか。	建設事業者の業務と考えております。なお、焼却灰等の運搬企業及び資源化企業は、事業者が提案する企業と別途契約し、運搬及び資源化に要する費用は建設事業者の負担することを想定しております。なお、業務範囲も含めての詳細については、本契約締結時までには協議して決めることとします。
637	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	22	第5章	第2節	1						運搬日及び業務時 間	「貴組合職員従事時間外」の定義は、①12月31日から1月3日の全日、②平日8:30から17:00と土曜日8:30から12:00を除く時間帯、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
638	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	25	第6章	第2節	1	8)					焼却灰等の安定かつ適正な資源化	処理前に選別した処理不適合物及び～運営事業者の責任において資源化を行うこと、とありますが、P18第3節2.4)において処理不適合物は組合の責任で処理するとあります。P18の処理不適合物は「収集対象外のごみ」であり、本項の処理不適合物は「収集対象ではあるが運営事業者が処理不適と判断したもの」との理解でよろしいでしょうか。	P25の処理不適合物は、処理後に組合または運営事業者が処理不適合物と判断したものであり、P18の処理不適合物は、処理前に確認された処理不適合物です。
639	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	26	第7章	第1節							本業務の概要	”副生成物等引取企業は副生成物等の全量資源化の責任を負う。”とありますが、構成2市2町様における積極的な公共利用に向けた取組において、貴組合のご協力をお願いします。	可能な範囲で協力します。
640	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	27	第7章	第2節	1	4)					副生成物等の安定かつ適正な資源化	”運営事業者は～分析・管理を行うこと。”とありますが、副生成物等の品質責任者は発注者で、分析・管理について運営事業者が受託し分析等を実施して発注者へ報告し、品質成績書の発行等を行うのは発注者との認識でよろしいでしょうか。	品質管理の責任者は運営事業者になります。
641	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	28	第8章	第1節	表 8-1						管理棟(管理機能)	組合が移設した展示品の維持管理と記載ありますが、展示品の物量をご教示下さい。	展示スペースにおいて施設周辺又は構成市町及び近隣地域に生息する生物の生体及び標本等を展示する予定であることから、物量としては江南丹羽環境管理組合より、生体展示用の水槽として120cm×45cm水槽一槽、90cm×45cm水槽三槽及び地域の博物資料(施設見学時に利用する標本や剥製等)70cm×40cm衣装ケース25個分程度(すべて展示物ではなく保存資料も含む)が予想されます。
642	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	28	第8章	第1節	表 8-1						貴組合の主な業務	計量棟内機器の清掃は貴組合業務として記載がございますが、計量棟室内、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟(貴組合事務所内)の日常清掃については、P33 第4節に記載のとおり、貴組合所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
643	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	28	第8章	第1節	表8-1						管理(管理機能)	管理棟内(管理機能)の展示品のうち組合が移設した展示品の維持管理とありますが、水槽内の魚の捕獲や調達は貴組合範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
644	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	30	第8章	第2節	1						保守管理計画書の作成	表8-2に記載のある消防用設備につきましては外観点検3月に1回以上は規定にありませんので除外してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
645	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	33	第8章	第4節						清掃	運営事業者は定期的に清掃事業者による清掃、窓拭き等を行うこと。との記載がございますが、清掃頻度は1年に1回程度の考えてよろしいでしょうか。もし、指定の頻度ございましたらご教示お願い致します。	頻度については、床清掃6回/年、窓清掃2回/年、カーペット清掃1回/年を考えていますが、設備や日常清掃の状況にもよります。
646	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	33	第8章	第4節						清掃	マテリアルリサイクル推進施設、計量棟(計量室)及び管理棟の日常の清掃は貴組合が行うが、運営事業者は定期的に清掃事業者による清掃、窓拭き等を行うこと。」とありますが、頻度等指定があればご教示願います。	具体的な頻度は想定しておりません。組合と運営事業者の協議にて決定します。
647	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	33	第8章	第6節	1)					精密機能検査	「3年に1回以上の頻度で精密機能検査を実施すること」とありますが、事業者による検査実施との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
648	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	36	第9章	第2節	表9-1					業務期間中の測定 項目	ごみ質の分析は6回/年となっていますが、毎月1回以上のバイオマス比率算定用のごみ質分析は、貴組合にて実施いただくという理解でよろしいでしょうか。	事業者が毎月実施することとします。
649	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	36	第9章	第2節	表 9-1					業務期間中の測定 項目	焼却主灰の重金属溶出量1回/年とありますが、焼却主灰の重金属溶出量の基準は、要求水準書第Ⅰ編第1章第2節1にて処理生成物を対象としているため、焼却主灰の重金属溶出量の測定は実施しないとの理解でよろしいでしょうか。	焼却灰等資源化企業の受入基準にない場合や万が一、最終処分する場合を除き測定は実施する必要はございません。
650	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・ 維持管理業務編)	42	第11章	第2節	1)					植栽管理	”運営事業者は、事業実施区域内の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること”と記載がありますが、本要求水準書添付資料-1の利用できない土地及び緑地として現況維持を想定するエリアに関しては原則現状維持になると考えますが、境界から樹木の枝や草などが境界外へ出てくることも想定されます。それらについては道路を塞ぐなど運営にも影響がでることも想定されます。境界外に出たものに対しては、状況により枝うちや草刈りなどを実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。利用できない土地からのみ出し枝の管理は、組合との協議によるものとします。
651	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持 間業務編)	42	第11 章	第3節						清掃業務(本施設以 外)	第3節 清掃業務(本施設以外)とありますが、用語の定義における「本施設」にてほぼ全ての範囲を網羅しているように思料致します。具体的にどの範囲の清掃を意図されているのかご教示ください。	敷地外雨水排水も考慮した内容ですが、具体的には提案によることとします。
652	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	42	第11章	第3節						清掃業務(本施設以 外)	清掃業務(本施設以外)の「本施設以外」とは具体的に何が含まれるのでしょうか。	敷地外雨水排水も考慮した内容ですが、具体的には提案によることとします。


ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
653	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	43	第12章	第1節	1)					見学者対応	見学者の受付及び説明は、組合が行うとありますが、行政、議会、小学生の社会科見学、一般含め、全て貴組合対応と考えてよろしいでしょうか。 また予約なしの自由見学は基本的に受け付けないものと考えてよろしいでしょうか。	見学者の受付及び説明は、ご理解のとおりです。 団体については、予約制としますが、個人の自由見学は受け付けます。
654	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	43	第12章	第1節	2)					見学者対応	貴組合が行う見学者説明に運営事業者が協力する内容は、行政視察等の際の技術的な説明補助に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
655	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	43	第12章	第1節	3)					展示・学習コーナーの運営	展示・学習コーナーの運営は貴組合が行うとの記載がございますが、展示・学習コーナーに関して運営事業者は、運営期間中1回以上の説明用調度品の更新を実施するのみで、説明用調度品の維持管理や、展示学習コーナー、説明用調度品の清掃などの運営業務は全て貴組合にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
656	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	43	第12章	第1節	表12-1①					見学者受入人数実績	備考欄に「クリーンキーパー研修」との記載がありますが、どのような団体で、見学以外にどのような研修を実施されるのかご教示ください。	クリーンキーパーは、ごみステーションの日常管理を主な役割として、町内から選出された清掃委員です。施設見学以外の主な研修はありません。
657	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	44	第12章	第2節	3)					周辺住民対応	第12章第2節3)「組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること」とありますが、要求水準書等に遵守すべき条件は反映されているとの理解でよろしいでしょうか。	運営費用の中に地元との協定書の内容を遵守するための費用を盛り込んでください。 地元との協定書の内容は、質問回答添付資料4のとおりです。(地元6地区と同じ内容の協定を締結しています。)
658	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	44	第12章	第2節	4)					周辺住民対応	運営事業者が配慮すべき周辺農地等への影響とは、どのような内容を想定されているのか、特に留意すべきことがあれば、ご教示願います。	要求水準書(設計・建設業務編)では、想定される影響を次のように示しています。 ・192頁、2) 周辺地域への配慮 (3) 周辺農地等への建物や植栽の影、植栽による落葉や病虫害被害等の影響が出ないよう配慮すること。 (4) 周辺農地等への影響に配慮し、LED照明計画を行うこと。 ・223頁、6) 構内照明工事 (3) 照明の設置に際しては、周辺農地等への光害や夜間活動する鳥類の保全に配慮し、過剰な構内照明の設置を避け、照射しないよう遮光対策等に配慮した計画とすること これらのことは、設計・建設時で終わる配慮でなく、運営期間を通し求められる配慮でもあります。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
659	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	44	第12章	第3節	1)2)					公害防止委員会対応	本施設の公害防止に関する監視方法及び委員会のメンバー、開催時期・頻度をご教示ください。	No.314の回答を参照願います。
660	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	48	第13章	第14節	1)					業務報告書	運営事業者が作成・提出する業務報告書は、貴組合業務所掌範囲を除いた範囲を取りまとめたものとの理解でよろしいでしょうか。	組合所掌範囲の業務報告書は組合が主体となり作成しますが、必要に応じて運営事業者が協力することとします。
661	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	51	第14章	第3節	(1)					減額対象のレベルとその基準(案)	レベル2には数日間の停止を必要とする場合、レベル3には7日以上での停止を必要とする場合(いずれも計画的なものを除く)と記載がございますが、天災・暴動・疫病等によるものは本対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
662	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	51	第14章	第3節	(1)					減額対象のレベルとその基準(案)	「停止」の定義は、運営・維持管理業務委託契約書(案)P12第5条の21の4項に記載の、運転停止(年間運転計画書に予定されていない本施設の一連の稼働停止)との理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、共通系設備の計画外停止によるエネルギー回収型廃棄物処理施設の2系列停止やマテリアルリサイクル推進施設の停止も含まれます。
663	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	51	第14章	第3節	(1)					(1)減額対象及び是正レベルの認定	レベル2の例に『数日間の停止を必要とする場合』とございますが、数日間とございますので少なくとも2日以上と理解してよろしいでしょうか。	減額対象のレベルとその基準(案)であり、詳細については、事業者と協議して決定します。
664	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	51	第14章	第3節	(1)					減額対象及び是正レベルの認定	減額対象のレベルとその基準(案)にある、特定事業契約書は、事業契約書等と読み替えてよろしいでしょうか。	事業契約書等と読み替えてください。
665	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)	53	第14章	第4節	1	(1)				事業期間終了後の取扱	事業期間終了5年前に、事業期間終了後の本施設等の取扱について協議を開始するとの記載がございますが、入札説明書P7第3章8項に記載されているとおり、エネルギー回収型廃棄物処理施設については、運営開始後16年目(令和25年4月以降)、マテリアルリサイクル推進施設については、運営開始後8年目(令和17年4月以降)より協議を開始するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目						タイトル	質問・意見事項	回答																																																																			
666	要求水準書 添付資料1 事業実施区域平面図								緑化率	<p>要求水準書(第I編 設計・建設業務編)P6で緑化率の指定がありますが、本添付資料1に記載されている北側の「緑地として現状維持を想定するエリア」は緑地としてカウントしてよいでしょうか。</p> 	ご理解のとおりです。																																																																			
667	要求水準書 添付資料6-2 搬入・搬出台数②								搬入車両	<p>添付資料6-2にて搬入車両台数実績が提示されていますが、本資料は既設の江南丹羽環境管理組合施設と犬山市都市美化センターの実績台数と思われます。新施設での渋滞検討を実施するにあたり、本施設の運営開始後の総車両台数見込みについて以下項目毎に可能な範囲でご教示御願います。</p> <table border="1" data-bbox="1137 900 1664 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ごみ種別</th> <th rowspan="2">車種別</th> <th rowspan="2">行き先</th> <th colspan="2">通常時</th> <th colspan="2">繁忙期</th> </tr> <tr> <th>1日 最大台数</th> <th>時間 最大台数</th> <th>1日 最大台数</th> <th>時間 最大台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>収集・委託・許可</td> <td>ごみ投入庫(ごみピット)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>自己搬入</td> <td>ダンピングボックス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃性粗大ごみ</td> <td>全車両</td> <td>可燃性粗大ごみ処理設備貯留ヤード</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>収集・委託・許可</td> <td>不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>自己搬入</td> <td>不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不燃性粗大ごみ</td> <td>全車両</td> <td>不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有害ごみ</td> <td>全車両</td> <td>有害ごみヤード</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>別定枝</td> <td>全車両</td> <td>別定枝ヤード</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ごみ種別	車種別	行き先	通常時		繁忙期		1日 最大台数	時間 最大台数	1日 最大台数	時間 最大台数	可燃ごみ	収集・委託・許可	ごみ投入庫(ごみピット)					可燃ごみ	自己搬入	ダンピングボックス					可燃性粗大ごみ	全車両	可燃性粗大ごみ処理設備貯留ヤード					不燃ごみ	収集・委託・許可	不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード					不燃ごみ	自己搬入	不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード					不燃性粗大ごみ	全車両	不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード					有害ごみ	全車両	有害ごみヤード					別定枝	全車両	別定枝ヤード					搬入されるごみ(家庭系・事業系)の総車両台数については、収集車で通常時に約120台/日、繁忙期に約150台/日。自己搬入車両で通常時に約170台/日、繁忙期に約700台/日を想定しています。ごみの種別ごとの車両の見込み台数及び1時間当たりの車両の見込み台数についてはお示しできません。
ごみ種別	車種別	行き先	通常時		繁忙期																																																																									
			1日 最大台数	時間 最大台数	1日 最大台数	時間 最大台数																																																																								
可燃ごみ	収集・委託・許可	ごみ投入庫(ごみピット)																																																																												
可燃ごみ	自己搬入	ダンピングボックス																																																																												
可燃性粗大ごみ	全車両	可燃性粗大ごみ処理設備貯留ヤード																																																																												
不燃ごみ	収集・委託・許可	不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード																																																																												
不燃ごみ	自己搬入	不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード																																																																												
不燃性粗大ごみ	全車両	不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード																																																																												
有害ごみ	全車両	有害ごみヤード																																																																												
別定枝	全車両	別定枝ヤード																																																																												

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
668	要求水準書添付資料6-2 搬入・搬出台数等									自己搬入	可燃ごみ・粗大ごみの各自己搬入車両について、各車両台数に相当する廃棄物量(搬入量)をご提示願います。	令和2年度における自己搬入について、江南丹羽環境組合での可燃性ごみは年間で8.3t、粗大ごみ(剪定枝、草)については年間で合わせて743tです。犬山都市美化センターでの可燃性ごみは年間で232t、粗大・不燃ごみについては年間で合わせて736tです。あくまでも参考値として計画してください。
669	要求水準書添付資料6-2 搬入・搬出台数②										本資料には混載についての情報はございませんが、自己搬入の方の内、混載で来られる割合について概略情報でも構いませんのでお教えいただけないでしょうか。(例:100台中5台程度など)	混載の割合はお示しできません。
670	要求水準書添付資料8 愛知県道浅井犬山線拡幅工事参考図									搬入出口幅	木曾川上流河川事務所木曾川第一出張所に確認したところ、本事業区域への搬入出口幅については必要最低限とするように指導がございました。必要最低限の搬入出口とは、添付資料-8に記載の通り、敷地南東側の1ヶ所、出入りそれぞれ1車線と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
671	要求水準書添付資料8 愛知県道浅井犬山線拡幅工事参考図										当該図書のCADデータの提供をお願いいたします。	組合よりご担当者へ電子メールで送信します。
672	様式9									事業計画	シート下段にある※1円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする(したがって、小数点第3位まで入力し、表示は小数点第1位を四捨五入すること)とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと(丸め誤差)は認められるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
673	要求水準書添付資料9 雨水流出抑制施設参考図									場外雨水排水路への接続	場内の雨水流出抑制設備から場外雨水排水路に接続することになりますが、接続先の条件(接続高さ、接続樹の設置位置)や接続先の許容流入量等の条件がございましたら、ご提示願います。	No.177参照の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
674	要求水準書 添付資料9 雨水流出抑制施設参考図										「(仮称)場外雨水排水路整備工事」と本事業の雨水流出抑制設備の責任分界点をご教示願います。	原則、責任分解点は事業実施区域との境界となりますが、雨水流出抑制施設からの排水管が、場外水路接続箇所までの区間において公道への埋設が必要となる場合は、道路管理者との協議によります。
675	落札者決定基準書	9	第3章	4	表1	⑨				表1得点化基準 地元貢献	⑨地元貢献について、用地造成工事担当企業について、2市2町に本店のある企業の採用について評価するとありますが、本事業における地元企業の定義は入札説明書p27より本店、支店、営業所が含まれるものと考えます。よって、2市2町に支店や営業所がある場合は、段階的に評価いただくと理解してよろしいでしょうか。例えば、本店の場合➡1点、支店、営業所の場合➡0.5点のような採点となるのでしょうか。	用地造成工事担当企業については、主たる営業所(本店)のみを評価し、1点となります。それ以外は加点評価されません。
676	落札者決定基準書	9	第3章	4	表1	⑩				表1得点化基準 資源化に要する温室効果ガス	資源化に要する温室効果ガス排出量とは、資源化企業への運搬時の排出量と資源化処理にともなう排出量の合計を表しているとの理解でよろしいでしょうか。	資源化に要する全ての温室効果ガス排出量を評価します。
677	落札者決定基準	9	第3章			5	表1			地元企業の活用	2市2町に本店がある企業を重視するとありますが、入札説明書p10、1.応募者の条件に構成2市2町に本社または主たる支店、営業所がある事業者を積極的に活用することあることから、支店や営業所も地元企業扱いで認められると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、用地造成工事担当企業については、No.675の回答を参照願います。
678	落札者決定基準	9	第3章			5	表1			温暖化対策	資源化に要する温室効果ガス排出量とは、資源化企業への運搬時の排出量と資源化処理にともなう排出量の合計を表しているとの理解でよろしいでしょうか。	資源化に要する全ての温室効果ガス排出量を評価します。
679	基本協定書(案)	1	第1条の3							解釈等	質問回答書は基本協定書の解釈を示す部分もございますので、質問回答書を最優先としていただけますでしょうか。また、基本契約書、建設工事請負契約書、運営・維持管理業務委託契約書、焼却灰等運搬業務委託契約書、焼却灰等資源化業務委託契約書においても同様の規定がありますところ、優先順位を付けるうえでは質問回答書を最優先としていただけますでしょうか。	質問回答書及び対面的対話に対する回答書に該当する部分については、最優先されるものとご理解ください。
680	基本協定書(案)	1	第1条の3	2						(解釈等)	「本協定、要求水準書等と事業提案書との間に齟齬がある場合、本協定、入札説明書等に関する質問回答書、対面的対話に対する回答書、入札説明書、要求水準書(第I編設計・建設業務編)、要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)、事業提案書の順にその解釈が優先する。」と規定されております。質問回答書及び対面的対話に対する回答書に該当する部分については、最優先されるものと理解してよろしいでしょうか。	No.679の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
681	基本契約書(案)	1	第1条 の3	2						(解釈等)	「入札説明書等に関する質問回答書」及び「対面的対話に対する回答書」で明らかとなった契約条件については、本件事業に係る各契約書に適切に反映いただけたと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
682	基本協定書(案)	2	第1条 の4							連帯債務	発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるとあるため、地元企業含む協力企業の参画意欲を減退させる懸念があります。したがって本条項自体を削除していただけないでしょうか。	本協定に基づく各構成員及び各協力企業の責任及び債務を連帯して負担するものは構成員とし、各協力企業は業務委託契約の範疇で責任及び債務を負うこととします
683	基本協定書(案)	2	第1条 の4							連帯債務	「構成員は、本協定に基づく各構成員及び各協力企業の責任及び債務(債務不履行に基づく損害賠償債務を含む。)を連帯して負担するものとし、」とありますが、焼却灰等資源化企業および焼却灰等運搬企業の責任及び債務は構成員が連帯して負担する対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。基本契約書第13条の2では代表企業の保証対象が運営事業者、建設事業者と規定されておりますし、自らが契約当事者とはならない焼却灰資源化企業および焼却灰等運搬企業の債務の保証を構成員に求める事については再考をいただきたく存じます。	焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約における事業者の責任については、連帯保証責任を求めないこととします。
684	基本協定書(案)	2	第1条 の4							(連帯債務)	「発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるとありますが、協力企業への場合は、業務委託契約及び建設工事請負契約の範疇において責任及び債務を負うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
685	基本協定書(案)	3	第1条 の5	5	(6)					(本件SPCの設立の特則)	「構成員は、本件SPCによる良好な経営及び財政状態を維持するものとし、本件SPCが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して本件SPCへの追加出資又は融資を行うなど…」とありますが、同基本協定書第1条の4の通り、SPCへ出資を行う構成員以外の協力企業等は本項目の責は負わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
686	基本協定書(案)	3	第2条	2						基本契約の締結等	「構成員は、受注者の本件事業についての入札価格の10分の1に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとし、」とありますが、焼却灰等資源化企業および焼却灰等運搬企業の帰責事由により発生した違約金支払い債務や損害賠償義務については構成員が連帯して負担する対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。基本契約書第13条の2では代表企業の保証対象が運営事業者、建設事業者と規定されておりますし、自らが契約当事者とはならない焼却灰資源化企業および焼却灰等運搬企業の債務の保証を構成員に求める事については再考をいただきたく存じます。	No.683の回答を参照願います。
687	基本契約書(案)	3	第7条							連帯債務及び債務不履行等	「構成員【及び本件SPC】は、本基本契約に基づく各構成員、各協力企業【及び本件SPC】の責任及び債務(債務不履行に基づく損害賠償債務を含む。)を、連帯して負担するものとする。」とありますが、焼却灰等資源化企業および焼却灰等運搬企業の責任及び債務は構成員が連帯して負担する対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。基本契約書第13条の2では代表企業の保証対象が運営事業者、建設事業者と規定されておりますし、自らが契約当事者とはならない焼却灰資源化企業および焼却灰等運搬企業の債務の保証を構成員に求める事については再考をいただきたく存じます。	No.683の回答を参照願います。
688	基本契約書(案)	3	第7条							連帯債務及び債務不履行等	各協力企業は業務委託契約の範疇外については、連帯責任は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
689	基本契約書(案)	3	第7条							連帯債務及び債務不履行等	発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるとあるため、地元企業含む協力企業の参画意欲を減退させる懸念があります。したがって本条項自体を削除していただけないでしょうか。	No.682の回答を参照願います。
690	基本契約書(案)	4	第8条	5						(建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結)	各号は本事業に関して該当した場合を指すとの理解でよろしいでしょうか。	(2)(4)(5)各号の規定の対象はご理解のとおりです。それ以外の事項(例えば暴力団排除関連)については必ずしも本件の入札手続に関する事項に限定されません。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
691	基本契約書(案)	4	第8条	5						(建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結)	受注者が第5項各号に該当する場合には、入札価格の総額の10分の1に相当する金額を違約金として負担することですが、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約等でも同趣旨の規定があるところ、同一の事実関係に基づき重複して違約金が課せられるわけではなく、入札価格の総額の10分の1に相当する範囲内で、各契約に基づく違約金条項が適用されると理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約等で重複して違約金を課すのではなく、入札価格の総額の10分の1に相当する金額を違約金として負担するものです。
692	基本契約書(案)	4	第8条	5						(建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結)	『建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約における違約金に関する定め適用があるときは、発注者は、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約の定めるところに従うものとする』とありますが、いずれかの契約に基づき違約金が課せられた場合は、その他契約により二重に違約金が課せられることはないかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
693	基本契約書(案)	5	第8条	7、8						(建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結)	本条文に基づく違約金の連帯責任者は、代表企業を含む構成員とし、各協力企業は業務委託契約及び建設工事請負契約の範疇で責任及び債務を負うことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
694	基本契約書(案)	5	第8条	78						建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結)	違約金の負担は連帯責任でなく帰責事由のある当該企業のみ負担する条文に変更していただけないでしょうか。	No.693の回答を参照願います。
695	基本契約書(案)	5	第8条	第7項						建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結)	「受注者【又は本件SPCのいずれか】が第5項各号に該当する場合には、本基本契約が解除されるか否かを問わず、受注者【及び本件SPC】は、発注者の請求があり次第、本件事業の委託にかかる入札価格(事業提案書の入札書に記載される価格とする)の総額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に支払う義務を【連帯して】負担するものとする。」とあります。基本協定書第1条の4に従い、本条文に基づく違約金の連帯責任者は、代表企業を含む構成員とし、各協力企業は業務委託契約の範疇で責任及び債務を負うこととしていただけないでしょうか。	各協力企業の責任及び債務の考え方はご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
696	基本契約書(案)	5	第8条	第7項						建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結	上記の質問に加えて、焼却灰等資源化企業および焼却灰等運搬企業の責任及び債務は構成員が連帯して負担する対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。基本契約書第13条の2では代表企業の保証対象が運営事業者、建設事業者と規定されておりますし、自らが契約当事者とはならない焼却灰資源化企業および焼却灰等運搬企業の債務の保証を構成員に求める事については再考をいただきたく存じます。	No.683の回答を参照願います。
697	基本契約書(案)	5	第8条	第7項						建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結	「受注者が第5項各号に該当する場合には、入札価格の総額の10分の1に相当する金額を違約金として負担する」とのことですが、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約等でも同趣旨の規定があるところ、同一の事実関係に基づき重複して違約金が課せられるわけではなく、入札価格の総額の10分の1に相当する範囲内で、各契約に基づく違約金条項が適用されると理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約等で重複して違約金を課すものではなく、入札価格の総額の10分の1に相当する金額を違約金として負担するものです。
698	基本契約書(案)	6	第8条	第8項						建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結	「前項の場合において、受注者が既に解散しているときは、発注者は、代表企業その他の構成員に違約金の支払を請求することができる。」とありますが、焼却灰等資源化企業および焼却灰等運搬企業の帰責事由により発生した違約金支払い債務や損害賠償義務については代表企業および構成員が連帯して負担する対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。基本契約書第13条の2では代表企業の保証対象が運営事業者、建設事業者と規定されておりますし、自らが契約当事者とはならない焼却灰資源化企業および焼却灰等運搬企業の債務の保証を構成員に求める事については再考をいただきたく存じます。	No.683の回答を参照願います。
699	基本契約書(案)	6	第8条	第9項						建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結	「建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約における違約金に関する定めが適用があるときは、発注者は、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約の定めるところに従うものとする」とありますが、いずれかの契約に基づき違約金が課せられた場合は、その他契約により二重に違約金が課せられることはないかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
700	基本契約書(案)	7	第13条の2							(運営事業者の支援等)	代表企業は・・・この場合、発注者が代表企業に対して履行の請求をしたときは、運営事業者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとすると思いますが、焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約における事業者の責任については、連帯保証責任を求めないと理解してよろしいでしょうか。	No.683の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
701	基本契約書(案)	7	第14条							(性能保証に関する責任)	本項における「運営事業者」とはごみ処理施設の運転・維持管理を行う者であり、焼却灰等運搬企業及び焼却灰等資源化企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。焼却灰等運搬企業や焼却灰等資源化企業が当該債務を保証することは困難と考えます。	同条は、焼却灰等運搬企業や焼却灰等資源化企業について連帯責任を規定するものではなく、建設事業者と運営事業者の連帯責任を規定するものです。
702	基本契約書(案)	7	第14条	第1項 第2項						性能保証に関する責任	建設事業者が、運営事業者の義務の不履行に基づく責任を連帯保証するのは、過大な負担になりかねないことから、建設事業者が運営事業者と連帯責任を負うのは、建設工事請負契約に基づき引き渡した工事目的物が契約不適合である場合において、当該契約不適合から生じる異常事態又は業務水準未達成に関する債務に限定することをご検討いただけますでしょうか。第3項において、「建設事業者及び運営事業者の以外の者」の責めに帰すべき事由によることを明らかにする必要があるとされておりますが、これを「建設事業者」に変更することもあわせてご検討願います。	原案のとおりです。
703	基本契約書(案)	7	第15条							(秘密保持義務)	尾張北部環境組合情報公開条例に従い情報を開示する場合、同条例に従い当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
704	基本契約書(案)	14	別紙3	第1条						保証	第13条の2において、代表企業の保証対象が運営事業者、建設事業者と規定されているにも関わらず、当該条文に基づき提出を求められている、別紙3保証書第1条では、保証対象に運営事業者、建設事業者に加え、運搬事業者、資源化業者が含まれております。別紙3保証書第1条より、運搬事業者、資源化事業者に関する文言の削除をお願いできますでしょうか。	焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約における事業者の責任については、連帯保証責任を求めないこととしますので、契約時に文言を修正します。
705	基本契約書(案)	14	別紙3	第2条						変更通知	第13条の2において、代表企業の保証対象が運営事業者、建設事業者と規定されているにも関わらず、当該条文に基づき提出を求められている、別紙3保証書第2条では、保証内容に運営事業者、建設事業者に加え、運搬事業者、資源化業者が含まれております。別紙3保証書第2条より、運搬事業者、資源化事業者に関する文言の削除をお願いできますでしょうか。	No.704の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
706	基本契約書(案)	24	第5条 第8条 第8条	34						役割分担	運搬業務、資源化業務はそれぞれ協力企業である焼却灰等運搬企業、焼却灰等資源化企業が貴組合と直接締結するものであり、運営事業者は契約関係には入らないと理解してよろしいでしょうか。 もし、入る場合には廃掃法上の問題はないと解釈でよろしいでしょうか。(SPCを当事者に含んで貴組合・焼却灰等運搬企業又焼却灰等資源化企業による三者契約の締結により廃掃法上の問題はないという環境省の見解と同様であると理解してよろしいでしょうか)。 代理受領に関する契約は運営事業者・焼却灰等運搬企業、焼却灰等資源化企業間で締結するものであり、廃掃法上問題はないとお考えになっているということよろしいでしょうか。	焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環廃対発第16033010号平成28年3月30日)に基づき、三者契約を予定しています。
707	建設工事請負仮契約書(案)	2	第1条 の3	2						(書面及び図面の優先順位)	「入札説明書等に関する質問回答書」及び「対面的対話に対する回答書」で明らかとなった契約条件については、本件事業に係る各契約書に適切に反映いただけたと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
708	建設工事請負契約書(案)	2	第1条	3							江南市様ホームページ内にある入札・契約の案内において、「建築物の設計・工事監理の業務を落札された方は、契約締結前に建築士法第24条の7の規定による重要事項説明書を1部、契約締結時に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を2部、提出をお願いします。」とありますので、本建設工事請負契約書に「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」が綴じ込まれるものと理解しますがよろしいでしょうか。 【参照リンク先】 https://www.city.konan.lg.jp/jigyou/nyusatsu/1005750/1004523.html	ご理解のとおりです。
709	建設工事請負仮契約書(案)	2	第2条							(関連工事の調整)	「発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事」について、想定されている他の工事が御座いましたら、ご教示願います。	「(仮称)愛知県道浅井犬山線拡幅工事」及び「(仮称)場外雨水排水路整備工事」を想定してください。
710	建設工事請負契約書(案)	5	第9条	1						特許権等の使用	第9条1項但書の要件に該当する場合は、受注者が特許権等の権利者に支払う必要のある費用についてはご負担いただけたと理解してよろしいでしょうか。	ただし書きの要件に該当する場合は、ご理解のとおりです。
711	建設工事請負契約書(案)	7	第11条の2	第3項						管理技術者及び照査技術者	本項の「前条に規定する管理技術者」は「前項に規定する管理技術者」と読み替えてよろしいでしょうか。	前条を第11条の2第1項と読み替えてください。
712	建設工事請負仮契約書(案)	7	第11条の3	6						(地元住民対応)	「発注者が住民等と結ぶ協定等」について、想定されている協定等が御座いましたら、相手先及び内容を含めご教示願います。	質問回答添付資料4をご確認ください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
713	建設工事請負契約書(案)	7	第11条の3	6						地元住民対応	発注者が住民等と結ぶ協定等について、具体的な内容をご教示願います。	質問回答添付資料4をご確認ください。
714	建設工事請負仮契約書(案)	7	第11条の3	7						(地元住民対応)	「受注者の事業提案内容の実施」に対する住民運動、訴訟、要望による計画遅延、条件変更、操業停止等により発生する費用とは、本施設設置自体の是非・本施設運営自体の是非に関わるものは除かれることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
715	建設工事請負契約書(案)	7	第11条の3	第6項						地元住民対応	発注者が住民等と締結した協定等の内容を遵守するために、当該協定の内容のうち受注者の事業実施に影響を与えるような部分に関しては、締結時に事前に協議させていただくことは可能でしょうか。仮に事前協議が難しい場合でも、事後に内容を開示いただくことは可能でしょうか。	組合が住民等と締結した協定等の内容が受注者の事業実施に影響を与えるものと組合が判断した場合は、契約締結前に協議します。なお、質問回答添付資料4を参照願います。
716	建設工事請負契約書(案)	7	第11条の3	第6項						地元住民対応	最新版の公害防止協定書のご提示をお願いいたします。	質問回答添付資料4をご確認ください。
717	建設工事請負仮契約書(案)	10	第17条	3						(工事用地の確保等)	発注者都合又は発注者帰責任事由による設計図書の変更等の場合には、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)の撤去その他土地の現状回復に係る費用は、発注者の負担との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
718	建設工事請負契約書(案)	11	第19条	第3項						条件変更等	「通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。」とは、第30条における天災等の「不可抗力」にあたるものと考えてよろしいでしょうか。	天災等の「不可抗力」が該当する場合はありますが、その他も含め、最終的には発注者が受注者の意見を聴いた上で判断することになります。
719	建設工事請負仮契約書(案)	12	第21条							(工事の中止)	運営・維持管理業務委託契約書第5条の23第4項に定める不可抗力の定義同様に、本項の天災等の定義にも「伝染病の流行」を追加していただけないでしょうか。	発注者及び受注者のいずれも責めに帰すことができない状況での伝染病の流行による工事中止は、不可抗力とします。
720	建設工事請負契約書(案)	12	第21条	第1項						工事の中止	基本契約書案の第14条3項においては、不可抗力の定義を(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、伝染病の流行その他の自然的又は人為的な事象)としていますが、本条においては「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、」となっており、伝染病の流行がふくまれておりません。基本契約と同様に伝染病の流行が含まれると理解してよろしいでしょうか。	発注者及び受注者のいずれも責めに帰すことができない状況での伝染病の流行による工事中止は、不可抗力とします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
721	建設工事請負契約書(案)	12	第21条	1						工事の中止	運営・維持管理業務委託契約書第5条の23第4項に定める不可抗力の定義同様に、本項の天災等の定義にも「伝染病の流行」を追加していただけないでしょうか。	発注者及び受注者のいずれも責めに帰すことができない状況での伝染病の流行による工事中止は、不可抗力とします。契約時に追加することとします。
722	建設工事請負契約書(案)	12	第21条	1						工事の中止	第21条1項の「天災等」には新型コロナウイルスのような感染症の流行も含まれると理解してよろしいでしょうか。	No.99の回答を確認願います。
723	建設工事請負契約書(案)	12	第22条	1						受注者の請求による工期の延長	「その他受注者の責めに帰すことができない事由」には新型コロナウイルスのような感染症の流行も含まれ得ると理解してよろしいでしょうか。	No.99の回答を確認願います。
724	建設工事請負仮契約書(案)	12	第22条							(受注者の請求による工期の延長)	「その他受注者の責めに帰すことができない事由」とありますが、第30条にて定義される不可抗力が発生した場合もこれに含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
725	建設工事請負仮契約書(案)	12	第22条	2						(受注者の請求による工期の延長)	第30条に定義される不可抗力により工期の延長が必要となった場合に受注者に発生した費用については、第30条第4項を準用し、当該費用のうち請負代金額の100分の1を超える額までは受注者負担とし、これを超える額は発注者の負担とさせていただきますでしょうか。	ご理解のとおりです。
726	建設工事請負契約書(案)	13	第26条	2						物価指数	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の見直しは、工事の各費目(例:建築工事・機械設備工事、土木工事・機械設備工事等)・金額に対して、指標を設定し、請負代金額の見直しを協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
727	建設工事請負契約書(案)	13	第26条	3						物価指数	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の見直しは、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(国土交通省)」についても適用可能という理解でよろしいでしょうか。また、物価指数等は、政府の各種統計、日本銀行等の公表する価格指数、その他社会的に相当程度信頼されている資料等から、貴組合と協議して決定するものと考えてよろしいでしょうか。なお、上記で挙げた物価指数等の例は「公共工事標準請負約款の解説(建設業法研究会編書、大成出版社出版)」より引用しており、公共工事標準請負約款ベースの本契約においても妥当なものと考えています。	ご理解のとおりです。指標については、様式9-3-1における提案を踏まえ協議します。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
728	建設工事請負契約書(案)	14	第29条	第1項						第三者に及ぼした損害	発注者帰責により第三者に損害が生じた場合に、発注者が負担する賠償額には逸失利益を含まないとなっています。第三者への賠償ですので、発注者帰責であり、第三者が逸失利益の賠償を請求して法的に認められるものであれば、賠償していただくこととしていただきたいと思います。発注者が免れた逸失利益分の賠償責任を帰責事由がないにもかかわらず受注者が負担することは、合理性に掛けるものと考えます。あるいは、発注者と第三者との関係において逸失利益賠償の可否を処理していただきたいと思います。	本条文については(ただし、逸失利益を含まない。)を削除します。契約時に修正することとします。
729	建設工事請負仮契約書(案)	14	第30条							(不可抗力による損害)	「工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)とありますが、疫病の流行も不可抗力に含まれるとしていただけますでしょうか。	発注者及び受注者のいずれも責めに帰すことができない状況での疫病の流行により生じた損害は、不可抗力とします。
730	建設工事請負契約書(案)	14	第30条	1						不可抗力による損害	「天災等」には新型コロナウイルスのような感染症の流行も含まれ得ると理解してよろしいでしょうか。	工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときの内容であるため、含まれません。
731	建設工事請負契約書(案)	15	第30条	4						不可抗力による損害	「発注者は、…(中略)…請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。」とありますが、令和4年3月14日に開催された中央建設業審議会にて、現在の公共工事標準請負約款における不可抗力時に発生した損害の負担については発注者が負担する(請負者は請負代金額の100分の1までを負担する)とした第30条について、改定することが議論されております。本事業における不可抗力に関する規定についても、当該改定を踏まえた変更をご協議いただけないでしょうか。	原案のとおりです。
732	建設工事請負仮契約書(案)	15	第30条の2	4						(法令変更によって発生した費用等の負担)	「本件工事等に直接関係する法令変更」「以外の法令変更により生じる追加費用」とは、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。	現時点で具体的な法令に基づく具体的な費用を想定しているものではございません。一般的には例えば、法人税及び消費税等については発注者負担としますが、それ以外のものについては現在想定していません。
733	建設工事請負契約書(案)	17	第36条	第2項						部分払い	本項の請求は、毎年3月20日以降12月31日まで可能、と理解してよろしいでしょうか。	検査合格後速やかに請求書を提出していただくため、4月上旬までとしてください。
734	建設工事請負契約書(案)	19	第40条	第2項						発注者の任意解除権	公共工事標準請負約款では逸失利益も含めた損害賠償をすることとされています。しかし本契約はこれと異なる規定となっております。受注者に帰責事由がないにもかかわらず発注者が任意に契約を解除した場合には、逸失利益も含めて受注者に生じた一切の損害を賠償いただけないでしょうか。	原案のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
735	建設工事請負契約書(案)	22	第43条	4						(暴力団等排除に係る解除)	「また、・・・は有しないものとする」については、同仮契約書(案)第1条の4と同じく「また、共同企業体の構成員の1人が発注者に対して債権を有する場合においても、他の構成員は民法第439条第2項に基づく履行拒絶権を行使しないものとする」に変更頂けないでしょうか。	契約時に「また、共同企業体の構成員の1人が発注者に対して債権を有する場合においても、他の構成員は民法第439条第2項に基づく履行拒絶権を行使しないものとする」に修正します。
736	建設工事請負契約書(案)	23	第45条	4						(解除に伴う措置)	発注者都合又は発注者帰責任事由による解除の場合における当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)の撤去その他土地の現状回復に係る費用は、発注者の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
737	建設工事請負契約書(案)	23	第45条	第6項						解除に伴う措置	本項における「第5項前段」は「第3項前段」、「第5項後段及び第6項」は「第3項後段及び第4項」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
738	建設工事請負契約書(案)	24	第46条の2	第2項						受注者の損害賠償請求等	第36条において第34条は準用されていないため、本項括弧書き内の「第36条」は「第37条」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
739	建設工事請負契約書(案)	24	第46条の2 第1項 第1号・第20条・ 第23条							受注者の損害賠償請求等	公共工事標準請負契約約款では逸失利益も含めた損害賠償をすることとされていますが、本契約ではこれと異なる規定となっております。請負代金や工期の変更は、最終的には発注者側で決定できることになっており、一定の場合に受注者が契約を解除することができるとしても、当該請負代金や工期の変更がなければ得られたはずの利益が得られなくなるという条件は、受注者にとって不利であると考えます。つきましては、発注者側の都合で請負代金や工期を変更した場合には、逸失利益も含めて損害賠償にに応じていただけないでしょうか。	原案のとおりです。
740	建設工事請負契約書(案)	25	第46条の3	第10項 第12項						契約不適合責任期間等	建設事業者が、運営事業者の義務の不履行に基づく責任を連帯保証するのは、過大な負担になりかねないことから、建設事業者が運営事業者と連帯責任を負うのは、建設工事請負契約に基づき引き渡した工事目的物が契約不適合である場合において、当該契約不適合から生じる異常事態又は業務水準未達成に関する債務に限定することをご検討願えますでしょうか。第12項において、「受注者及び運営事業者の以外の者」の責めに帰すべき事由によることを明らかにする必要があるとされておりますが、これを「建設事業者」に変更することもご検討願います。	No.702の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
741	建設工事請負契約書(案)	25	第46条の3	12						契約不適合責任期間等	第46条12項の「不可抗力」には新型コロナウイルスのような感染症の流行も含まれ得ると理解してよろしいでしょうか。	工事目的物について異常事態又は業務水準の未達成が発生した原因についての内容であるため、含まれません。
742	建設工事請負契約書(案)	25	第47条							火災保険等	受注者は工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならないとありますが、建設工事保険もしくは組立保険で火災損害が補償対象内となっている場合においては、別途火災保険に加入する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	火災保険、建設工事保険、組立保険、第三者損害賠償保険でカバーする保険範囲を付保することを求めています。
743	建設工事請負契約書(案)	25	第47条							火災保険等	「受注者は工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。)に付さなければならない」、とございますが、要求水準書(第1編 設計・建設業務編)に従い加入する組立保険にて火災保険と建設工事保険の損害補償範囲を補償可能な場合は、保険内容が重複するため別途火災保険や建設工事保険に加入する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.742の回答を参照願います。
744	建設工事請負仮契約書(案)	25	第47条							(火災保険等)	「受注者は工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない」とありますが、一方で、要求水準書(第1編 設計・建設業務編)57頁には、「本施設の施工に関して、建設事業者は組立保険、第三者損害賠償保険に加入するほか、必要に応じてこれらの保険以外の保険にも加入すること」とあります。以上を踏まえますと、設計・建設段階に付保する保険の要求水準は火災保険、建設工事保険、組立保険、第三者損害賠償保険の4つであるとの理解でよろしいでしょうか。	No.742の回答を参照願います。
745	建設工事請負契約書(案)	25	第47条	1						火災保険等	火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。)とありますが、要求水準書(第1編 建設業務編)57頁第1章第15節2. 保険に記載の「組立保険、第三者損害賠償保険」への加入が必須であり、それ以外については、事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	No.742の回答を参照願います。
746	建設工事請負契約書(案)	25	第47条	1						火災保険等	建設工事保険に火災保険を包含していれば、建設工事保険と別に火災保険を付保する必要はないと理解して宜しいでしょうか。	No.742の回答を参照願います。
747	建設工事請負仮契約書(案)										受注者の記名・捺印は乙型JVの構成員数に応じて記名捺印の用紙を増やしてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
748	運営・維持管理業務委託契約書(案)	3	第3条の2	第4項						一括委任又は一括下請負の謹慎	ここでいう『成果物』とは、本契約書第5条の7から第5条の9までに定められた各種図書を指すとの理解でよろしいでしょうか。	本契約書第5条の7から第5条の9まで、第5条の12第5項、第5条の14第3項の調査結果、第5条の15第2項、第5条の42に定めた各種図書を指します。
749	運営・維持管理業務委託契約書(案)	4	第4条の2							性能保証に関する責任	本条は、異常事態または業務水準未達の原因が建設事業者にあることが明らかな場合や、受注者の義務の不履行によるものでない場合には、適用されない条項と理解してよろしいでしょうか。	組合が認めた場合は、ご理解のとおりです。
750	運営・維持管理業務委託契約書(案)	4	第4条の2							性能保証に関する責任	マテリアルリサイクル施設の運転管理は貴組合で行われるため、異常事態又は要求水準の未達成の原因が、建設工事又は維持管理のいずれにもない場合、事業者は本条の責任を負わないとさせていただけないでしょうか。	基本的にはご理解の通りですが、複合的な要因も考えられるため、組合と事業者の協議により決定することとします。
751	運営・維持管理業務委託契約書(案)	5	第4条の4							運営業務の範囲	運営事業者が受託する運営業務に「焼却灰等運搬業務」及び「焼却灰等資源化業務」が含まれております。当該業務に関して運営事業者が受託する具体的な業務内容は、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環廃対発第16033010号)にいう「契約の事務手続きや取次ぎ」に限定されると理解してよろしいでしょうか。	焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環廃対発第16033010号 平成28年3月30日)に基づき、三者契約を予定しています。
752	運営・維持管理業務委託契約書(案)	5	第4条の5							(運営期間)	運営期間は、エネルギー回収型廃棄物処理施設が令和7年4月から令和27年3月まで、マテリアルリサイクル推進施設が令和7年4月から令和17年3月までとすると記載がありますが、入札説明書より、エネルギー回収型廃棄物処理施設が令和10年4月から令和30年3月まで、マテリアルリサイクル推進施設が令和10年4月から令和20年3月までと読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約時に修正します。
753	運営・維持管理業務委託契約書(案)	6	第5条の5	2	(2)					安全管理者	安全管理者に関して、人員数が法的に有資格者を必要としない場合においても、有資格者の配置が必要なのかご教示願います。	人員が関係法令に定めた人数より少ない場合は配置は不要です。
754	運営・維持管理業務委託契約書(案)	6	第5条の5	2	(3)					衛生管理者	衛生管理者に関して、人員数が法的に有資格者を必要としない場合においても、有資格者の配置が必要なのかご教示願います。	人員が関係法令に定めた人数より少ない場合は配置は不要です。
755	運営・維持管理業務委託契約書(案)	6	第5条	5	2	(3)				衛生管理者	衛生管理者に関して、人員数が法的に有資格者を必要としない場合においても、有資格者の配置が必要でしょうか。	No.754の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
756	運営・維持管理業務委託契約書(案)	6	第5条の5	2	(8)					クレーン・デリック運転士	クレーン・デリック運転士に関して、クレーンのつり上げ荷重が法的に有資格者を必要としない場合においても、有資格者の配置が必要なのかご教示願います。	関係法令の定めが必要な場合は配置していただきます。
757	運営・維持管理業務委託契約書(案)	6	第5条の5	2	(12)					エネルギー管理士	エネルギー管理士の資格を有する者を配置するよう記載がございますが、法令に基づき配置が義務付けられる場合には、エネルギー管理士の有資格者を配置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	No.758の回答を参照願います。
758	運営・維持管理業務委託契約書(案)	6	第5条	5	2	(12)				エネルギー管理士	エネルギー管理士は、本施設が第一種エネルギー管理指定工場に該当する場合に配置することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
759	運営・維持管理業務委託契約書(案)	6	第5条の5	4						主任技術者	第2種電気主任技術者及びボイラ・タービン技術者を工事期間中より配置するよう記載がございますが、要求水準書第I編 設計・建設業務編のP49 3.施工 (2)現場管理 ⑦に記載のとおり、工事期間中は、建設事業者の有資格者を配置することも良いとの理解でよろしいでしょうか。	兼任も可能とします。 要求水準書 第I編 設計・建設業務編のP49 3.施工 (2)現場管理 ⑦で求める技術者と運営・維持管理業務委託契約書(案)で求める技術者が異なる場合も認めます。
760	運営・維持管理業務委託契約書(案)	7	第5条の8							年間運営実施計画書	本条項と要求水準書 第II編 運営・維持管理業務編P45第13章第2節に記載の内容を総合すると、運営期間の初年度については、長期運営実施計画を運営期間の開始日の60日前までに、年間運営実施計画を運営期間の開始日の30日前までに提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
761	運営・維持管理業務委託契約書(案)	9	第5条の9							運営マニュアル	受注者が作成すべき「運営マニュアル」の作成範囲は、事業者業務範囲に限られると考えてよろしいでしょうか。	組合所掌の範囲については組合が主体となって作成しますが、運営事業者は、必要に応じて作成に協力する業務を含みます。
762	運営・維持管理業務委託契約書(案)	9	第5条の9	2	(1)					運営マニュアル	マテリアルリサイクル推進施設の運転管理は貴組合にて実施されることから、本項に定める運転・管理マニュアルの対象外と理解してよろしいでしょうか。	組合所掌の範囲については組合が主体となって作成しますが、運営事業者は、必要に応じて作成に協力する業務を含みます。
763	運営・維持管理業務委託契約書(案)	9	第5条の11							処理不適物の取り扱い	設計条件の検討等にあたり必要なため、ここでいう「処理不適物」の定義又は一覧表をお示しいただけないでしょうか。また、エネルギー回収型廃棄物処理施設、不燃ごみ・粗大ごみ破碎処理施設、蛍光管破碎処理設備、スプレー缶破碎処理設備のそれぞれにおいて、「処理不適物」の具体的な内容は異なり得ると思われるため、それぞれの施設・設備ごとにお示しいただけないでしょうか。	処理対象物は2市2町のごみ分別表やごみの出し方等に示される対象物以外となります。その上で、計画する施設・設備ごとに事業者でご検討ください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
764	運営・維持管理業務委託契約書(案)	9	第5条の11							処理不適合物の取り扱い	入札説明書添付資料9リスク分担(58)搬入する処理対象物には処理不適合物が含まれ、処理不適合物による設備損傷があった場合は本条第3項に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
765	運営・維持管理業務委託契約書(案)	9	第5条の11							処理不適合物の取り扱い	第3項につき、検査の実施が原因で処理不適合物が混入したことにより、本施設に故障等が生じた場合には、修理のための費用のみならず、受注者に生じた損害を賠償いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。
766	運営・維持管理業務委託契約書(案)	9	第5条の11	4						処理不適合物の取り扱い	「受注者は、故障等の原因調査を実施し、発注者及び受注者双方で協議して責任の分析を行う。」とありますが、受注者に責任がない場合は、原因調査に要する費用も含め、ご負担頂けると解釈してよろしいでしょうか。	組合と受注者の協議により、受注者に責任がないと組合が判断した場合はその内容に合った費用を負担する場合があります。
767	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条	22						停止期間中の処理対象物の処理	発注者が運転業務を行うマテリアルリサイクル推進施設において異常事態が発生した場合、緊急代替処理方策の策定およびその実行は発注者にて行っていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	方策は発注者にて策定しますが、実行は帰責事由による対応とします。
768	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条の22							停止期間中の処理対象物の処理	発注者が運転するマテリアルリサイクル推進施設において異常事態が発生した場合、緊急代替処理方策の策定およびその実行は発注者にて行っていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	No.767の回答を参照願います。
769	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条の23	第4項						臨機の措置	「受注者が運営業務委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分」は、どのような基準で決定されることを想定しておりますでしょうか。また、その決定にあたっては、発注者と受注者が協議により合意して決定すると理解してよろしいでしょうか。	現時点では、明確な基準はありません。決定にあたっては、協議により決定します。
770	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条の23	4項						臨機の措置	伝染病の流行に新型コロナウイルス感染症の流行は該当するとの理解でよろしいでしょうか。	No.99の回答を参照願います。
771	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条	23	4					臨機の措置(不可抗力)	「不可抗力」の中で騒乱、暴動の中に、ウクライナ情勢のような戦争による世界的な物価高騰は含まれると考えるとよろしいでしょうか。	本項は、事故、災害等の防止その他本施設の運転を行う上で特に必要があると認めるときに関するものであるため、物価高騰は関係ありません。物価高騰に関しては、No.96の回答を参照してください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
772	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条の23	第5項						臨機の措置	不可抗力で本施設が破壊され、本施設の契約不適合でないものを物理的に明らかにできない場合に事業者が責任を負うのは酷と存じます。つきましては、「受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなす」という擬制は、第5条の23第4項但し書きの「不可抗力」の場合には適用されないとしていただけないでしょうか。	「臨機の措置をとった原因が本施設の契約不適合による場合」に関する内容のため、原案のとおりです。 ”本施設の契約不適合による”ものでないことを明らかにできれば、この限りではありません。
773	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条の24	1						費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「異常事態の発生、計画外の運転停止、その他本件性能要件の未達成により、～運営業務委託費のうちの運営固定費を減額する」とありますが、要求水準を満たしている(計画ごみ処理量をクリア等)場合は、減額対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
774	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条の24	第2項						費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中であっても、不可抗力により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合については、かかる事態の発生は受注者の責めに帰すべき事由とはみなされないとの理解でよろしいでしょうか。	「本施設の契約不適合により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合」であるため、原案のとおりです。 異常事態の発生又は計画外の運転停止が”本施設の契約不適合による”ものでないことを明らかにできれば、この限りではありません。
775	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条の24	第2項						費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	不可抗力で本施設が破壊され、異常事態の発生又は計画外の運転停止が本施設の契約不適合でないことを物理的に明らかにできない場合に事業者が責任を負うのは酷と存じます。つきましては、「受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなす」という擬制は、第5条の24第4項但し書きの「不可抗力」の場合には適用されないとしていただけないでしょうか。	No.774の回答を参照願います。
776	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条の24	2						(費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額)	前項の規定にかかわらずとの記載がございますが、この前項の規定は、建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中、異常事態の発生などの原因について、天災・暴動等不可抗力等によるものについても受注者が負担するのをご教示願います。	「本施設の契約不適合により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合」であるため、受注者負担となります。
777	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条の24	2						(費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額)	前項の規定にかかわらずとの記載がございますが、この前項の規定は、異常事態の発生などの原因について、不可抗力によること、又は受注者の責めに帰すべき事由の無いこと(不可抗力を除く)を、受注者が明らかにした場合は発注者が、当該費用(保険等により補された部分を除く。)を負担する、にかかるとの記載は、計画外の運転停止が生じた場合には、その理由に関わらず受注者の負担となることなのか、ご教示願います。	「本施設の契約不適合により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合」であるため、ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
778	運営・維持管理業務委託契約書(案)	13	第5条の24	5						(費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額)	2項と同様に、建設工事完了日から3年を経過するまでの期間は、不可抗力の有無や受注者の責任の有無を問わず、受注者の責任として運営固定費の減額を行うとのことなのか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
779	運営・維持管理業務委託契約書(案)	13	第5条の24	第5項						費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中であっても、不可抗力により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合については、かかる事態の発生は受注者の責めに帰すべき事由とはみなされないとの理解でよろしいでしょうか。	「本施設の契約不適合を原因とした」ことに対する内容であるため、ご理解のとおりです。異常事態の発生又は計画外の運転停止が”本施設の契約不適合による”ものでないことを明らかにできれば、この限りではありません。
780	運営・維持管理業務委託契約書(案)	13	第5条の24	第5項						費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	不可抗力で本施設が破壊され、異常事態の発生又は計画外の運転停止が本施設の契約不適合でないことを物理的に明らかにできない場合に事業者が責任を負うのは酷と存じます。つきましては、「受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなす」という擬制は、第5条の24第4項但し書きの「不可抗力」の場合には適用されないとしていただけないでしょうか。	No.779の回答を参照願います。
781	運営・維持管理業務委託契約書(案)	13	第5条の24	第6項						費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「前項の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含む」とございますが、損害賠償につきましては帰責性あることが前提であり、推定規定とするのであれば理解できますが、これを擬制するのはご容赦いただけないでしょうか。	原案のとおりです。
782	運営・維持管理業務委託契約書(案)	13	第5条の26	4						焼却灰等の取扱い	「受注者は、焼却灰等の発生量が事業提案の内容を下回るようにしなければならない。」とありますが、ごみ質変動が要因で発生量が増えた場合は、対象外と考えてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的には要求水準書に示したごみ質の範囲を超える場合は、ご理解のとおりです。
783	運営・維持管理業務委託契約書(案)	13	第5条の26	第1項	第5号					焼却灰等の取扱い	「受注者の責めに帰すべき事由により、焼却灰等の発生量が事業提案書の内容から想定される量よりも増加した場合、受注者は当該増加量に対応して発注者が運搬事業者及び資源化事業者を支払った運搬業務委託費及び資源化業務委託費の金額を発注者に支払う」との記載がありますが、灰資源化先を複数契約している場合には、単価の低い資源化先の割合を高めることで単年度における灰資源化費用は超過しないことも考えられます。その場合には本条項は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	単価の低い資源化先の割合を高めることで単年度における灰資源化費用は超過しないことにより、本号における受託者からの発注者への支払義務は適用されませんが、第5条の29第3項及び第4項の違約金請求権及び損害賠償請求権は適用されます。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
784	運営・維持管理業務委託契約書(案)	14	第5条 の27	第4項 第8項						運搬事業者及び資源化事業者	受注者が「運搬業務又は資源化業務を行う者を新たに選定し…」と記載がありますが、協力企業以外から新たな者を選定することは可能でしょうか。また資源化の場合は資源化方法が変わることは可能でしょうか。(将来的に新たな資源化方法やよりコストが低い方法が生まれる可能性があるため)	発注者の事前の承諾が義務づけられます。
785	運営・維持管理業務委託契約書(案)	14	第5条 の27	5 9						運搬事業者及び資源化事業者	運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約が解除された後に、新たな運搬業務又は資源化業務を行うものを選定するにあたって、従前の運搬又は処理単価を超えないとする主旨は理解しますが、解除の事由が地域や特定企業に依拠しない事由(法令変更等)による場合等、従前の運搬又は処理単価以下にて新たな運搬業務又は資源化業務を行うものを選定することが困難な場合があります。「従前の運搬又は処理単価を基準とした合理的な単価」等変更いただけないでしょうか。	協議によります。
786	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	第5条 の27	8項						運搬事業者及び資源化事業者	「第4項の規定による義務を負わない」とありますが、これは第4項の「受注者は、前項の規定により発注者から通知を受けた場合には、当該運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約が終了する日までに、運搬業務又は資源化業務を行う者を新たに選定し、発注者と運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約を締結させなければならない」義務を負わないという理解でよろしいでしょうか。またその場合には、60日以内に新たな運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約を結ぶこととなりますが、その最大60日の期間は運搬業務又は資源化業務の義務を受注者は負わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
787	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	第5条 の27	第9項						運搬事業者及び資源化事業者	「新たに締結される運搬業務委託契約または資源化業務委託契約の処理単価は、従前の単価を超えてはならない」となっており、この前提は、同上第6項の場合となっております。ただし、第6項は、「運搬事業者または資源化事業者の責めに帰すべき事由により運搬業務委託契約または資源化業務委託契約を終了させる場合「等」となっており、運搬事業者または資源化事業者の責め以外の場合も入る余地があると考えます。運搬事業者または資源化事業者の責めがある場合以外でも処理単価を抑える義務を負うのは事業運営上厳しく、処理単価を抑える義務があるのは、あくまでも、「運搬事業者または資源化事業者の責めがある場合」に限ることとしていただけないでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、内容にもよるため、最終的には協議により決定します。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
788	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	第5条	29						合理的範囲かどうかの判断基準	判断基準は、施設計画図書に記載の設計図書(1.(4)設計基本数値計算書等)と考えてよろしいでしょうか。また事業者が独自の判断基準を提示することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。提案は認めますが、採用するかは内容を踏まえて検討します。
789	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	第5条の29	3						(焼却灰等の発生量)	「提案書の発生量を超過した分について、1トンあたり5万円の違約金を請求することができる」となっていますが、1トンに満たない超過量については、違約金も比例して減額される(例えば、超過量が200kgだった場合は、違約金は1万円となる)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
790	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	第5条の29	第3項						焼却灰等の発生量	「発注者は、受注者に対し、焼却飛灰、溶融飛灰等の発生量のうち、提案書の発生量を超過した分について、1トンあたり5万円の違約金を請求することができる。」との記載がありますが、発生量が超過した場合は第5条26の5項により増加量に応じた費用を支払った場合には、発注者の処理実費分をお支払いしているため、免除していただけないでしょうか。	第5条の29第3項及び第4項の違約金請求権及び損害焼却請求権は、本号の「当該増加量に対応して発注者が運搬事業者及び資源化事業者に支払った運搬業務委託費及び資源化業務委託費の金額」とは別に行使するものです。
791	運営・維持管理業務委託契約書(案)	16	第5条の33	6 8						発電設備の運転	昨今、エネルギー価格の上昇に伴い、大手電力会社間で企業など法人向け電力プランの契約受付を一部停止する動きがある中で、本事業においても余剰電力の売電契約を締結できないおそれがあります。このような事態を含めて事業者帰責ではない事由においては、第8項は適用しないこととしてください。	原案のとおりです。ご質問にある懸念事項が想定される場合は、契約締結に向けて発注者も可能な限り協力を行います。
792	運営・維持管理業務委託契約書(案)	16	第5条の33	8項						発電設備の運転	「受注者は、第6項に定める余剰電力の販売に関して発注者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。」とありますが、事業者に責が無いと認められた場合は免責となると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
793	運営・維持管理業務委託契約書(案)	16	第5条の35							(ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合)	処理対象物のごみ質が計画性状から大幅に逸脱しとの記載がございますが、ごみ質が計画性状から逸脱し、本件性能要件又は要監視基準値を遵守することが困難であると発注者が判断した時点で、受注者より申し出ができるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
794	運営・維持管理業務委託契約書(案)	17	第5条の35	4						(ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合)	第2項の場合において、との記載がございますが、この適用範囲は、第2項においての、発注者と受注者が協議し、改造の可否などを決定する前段の発注者が受注者の申立てが合理的であると認めた時点から適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
795	運営・維持管理業務委託契約書(案)	17	第5条の36								本条項のタイトルが記載されておりません。	(長寿化計画の整備)

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
796	運営・維持管理業務委託契約書(案)	19	第7条	第2項						受注者の請求による履行期間の延長	運営業務委託費の変更と、受注者に損害を及ぼしたときの費用負担は、相互に排他的なものではなく、双方が認められることもありうる、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
797	運営・維持管理業務委託契約書(案)	19	第8条							一般的損害	発注者の責めに帰すべき事由により発生した損害でございますので、第9条第2項と同様に逸失利益も発注者のご負担として頂けないでしょうか。	原案のとおりです。
798	運営・維持管理業務委託契約書(案)	20	第11条の5	第1項	第4号					要求水準書の変更	第11条の5第1項第4号により、発注者が要求水準書の変更が必要と考える場合に、受注者が納得できない場合であっても一方的に契約を解除可能とされていることを踏まえると、当該解除により受注者に生じた損害が全部賠償されないのは、受注者にとって著しく不利であると考えます。つきましては、逸失利益も含めて損害を賠償いただけないでしょうか。	原案のとおりです。
799	運営・維持管理業務委託契約書(案)	21	第11条の7							第三者の損害	本条と第9条(第三者に及ぼした損害)は同じ事項を定めているように思えます。本条と第9条との適用場面が異なる場合、どのように異なるのかご教授頂たく存じます。適用場面が重なる場合、統一していただけないでしょうか。	ご指摘のとおり適用場面が重複するため、11条の7については削除することとします。
800	運営・維持管理業務委託契約書(案)	21	第11条の7	第2項						第三者の損害	法令を遵守した上での通常避けることができないものにつきましては、受注者に帰責性がないものと考えますので、発注者で損害をご負担いただけないでしょうか。	原案のとおりです。発注者及び受注者の協議により決定します。
801	運営・維持管理業務委託契約書(案)	22	第11条の9	第5項						法令等の変更	本事業に「直接」関連するか否かの判断基準をご教示願えますでしょうか。	現時点で、具体的な基準はありませんが、例えば、施設に直接関わるものなどが考えられます。(エネルギー回収型廃棄物処理施設に類する施設で、追加的な温暖化対策(CCUS対応)等が必要な場合など。)
802	運営・維持管理業務委託契約書(案)	23	第11条の12	第4項						周辺住民対応	「合理的範囲」とは具体的にどのような範囲になりますでしょうか。できる限り、具体例を例示して頂たく存じます。例えば、法令基準及び契約基準を満たしているにもかかわらず、施設・設備の補強をした場合は合理的範囲を超えていると理解してよろしいでしょうか。	運営費用に影響を及ぼさない範囲とします。
803	運営・維持管理業務委託契約書(案)	23	第11条の12	6						(周辺住民対応)	受注者は発注者が周辺住民等と結ぶ協定書を十分理解し、これを遵守するものとする。と記載がございますが、協定書の内容について運営費用に関わる内容についてはないとの理解でよろしいでしょうか。	No.657の回答を参照願います。
804	運営・維持管理業務委託契約書(案)	23	第12条の2	第1項						損害賠償請求等	発注者の責めに帰すべき事由により発生した損害でございますので、逸失利益も発注者のご負担として頂けないでしょうか。	原案のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
805	運営・維持管理業務委託契約書(案)	24	第12条の3	3	(5)					運営期間終了後の運営方法の検討	特別目的会社を設立しない場合は、運営期間中の財務諸表に相当するものがないので、提出は不要と理解してよろしいでしょうか。 代替として運営事業者の財務諸表を提出しなければならない場合は、当該資料にはコスト競争力等、同業他社に公開しがたい情報が含まれていますので、会社法の定めによる公告を提出することをご了解願います。	各社の財務諸表及び各社の信用・財務状況等が分かるものを提出いただきます。具体的な提出物は契約時に協議します。
806	運営・維持管理業務委託契約書(案)	24	第12条の3		(5)					運営期間終了後の運営方法の検討	SPC設立時に提出の義務がある財務諸表等は、設立しない場合は、提出は不要と理解してよろしいでしょうか。 もしくは代表企業の財務諸表を提出すればよろしいでしょうか。	No.805の回答を参照願います。
807	運営・維持管理業務委託契約書(案)	25	第13条	第1項						履行遅延による違約金等	履行遅延があった場合に違約金を請求することができると思いますが、運営・維持管理業務委託契約書には減額の条項がありますので、業務を完了することができないときは、この減額(モニタリング)のフローで処理していただきたく存じます。減額に加えて本条項により違約金を課すとすると二重にペナルティを課すことになると考えますので、当該違約金の条項は削除していただけますでしょうか。	原案のとおりです。
808	運営・維持管理業務委託契約書(案)	25	第14条	第1項						発注者の解除権	発注者が、自己の都合で任意に契約を解除する場合の話ですので、受注者の損害から逸失利益が除外される理由はないと考えます。受注者の損害から逸失利益を除外する記載を削除していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
809	運営・維持管理業務委託契約書(案)	28	第17条	第3項						違約金と契約保証金	第14条第1項に基づく解除は、発注者が一方的に行うこともできるものであり、その場合に契約保証金が当然に発注者に帰属するという条件は、受注者にとって不合理と考えますので、再検討いただけないでしょうか。	(ただし、発注者の責めに帰すべき事由により解除された場合は除く。)ため、原案のとおりです。
810	運営・維持管理業務委託契約書(案)	28	第19条							談合その他不正行為に係る賠償金の支払い	第17条(違約金と契約保証金)第5項では基本契約との二重の違約金を課すことを防止するための規定を設けています。本条も同様に基本契約との二重の違約金を課すことを防止する規定を設けていただけないでしょうか。	契約時に「基本契約8条7項の規定に基づき賠償金の支払いを受けた場合には、本条の賠償金額から当該金額を控除する」旨の規定を追記することとします。
811	運営・維持管理業務委託契約書(案)	28	第19条							談合その他不正行為に係る賠償金の支払い	運営業務委託費の10分の2に相当する額を違約金として支払うものとされていますが、違約金の額が大きいほど受注者の抱えるリスクが大きくなり、結果的に事業費増大の一因となります。つきましては、違約金の額は「年度当たりの運営業務委託費の10分の2」としていただけないでしょうか。	原案のとおりです。 不正行為に係る賠償金であり、そのような行為を行わないことが前提であるため、本来事業者のリスクとなり得ないと考えます。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第19条	第2項								
812	運営・維持管理業務委託契約書(案)	29	第19条	第2項						談合その他不正行為に係る賠償金の支払い	運営業務委託費の10分の3に相当する額を違約金として支払うものとされていますが、違約金の額が大きいほど受注者の抱えるリスクが大きくなり、結果的に事業費増大の一因となります。つきましては、違約金の額は「年度当たりの運営業務委託費の10分の3」としていただけないでしょうか。	原案のとおりです。 不正行為に係る賠償金であり、そのような行為を行わないことが前提であるため、本来事業者のリスクとなり得ないと考えます。
813	運営・維持管理業務委託契約書(案)	29	第21条							委託業務の一部解除	不要設備にかかる運営業務の委託に関する部分の一部解除について、受注者と不要設備の利用停止に関する協議は、解除前に行われると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
814	運営・維持管理業務委託契約書(案)	30	第24条	2						(著作権の利用等)	受注者は、成果物のすべての著作権を発注者に無償譲渡するとの記載がございますが、本事業以前に既に著作権を保有し、他の自治体様に提出済みの著作物については、二次著作物としてご提出したものもあり、それら著作権を貴組合へ譲渡すると他の自治体様にご迷惑をおかけすることになります。よって、要求水準書(第I編 建設業務編)P43に記載のございます、実施設計図書と取扱を同じとし、著作権は著作者に帰属とするが、貴組合には利用権の付与と、著作権の譲渡や著作者人格権について、一定の制限を設けるものとしてください。	基本的にはご理解のとおりですが、詳細は協議により決定します。
815	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	1	頭書							当事者	焼却灰等運搬業務委託契約書における「受注者」は、運営・維持管理業務委託契約書における「受注者」とは異なる、と理解してよろしいでしょうか。 また、入札説明書の焼却灰等運搬業務委託契約の定義によると、組合、運営事業者、焼却灰等運搬企業の三者契約が想定されているとのことですが、この契約書案は二者間の契約になっています。運営・維持管理業務委託契約書における「受注者」である「運営事業者」は、本契約においても様々な規定がされていますが、本契約の当事者にはならないと理解してよろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環廃対発第16033010号平成28年3月30日)に基づき、三者契約を予定しています。
816	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)		第2条							委託料の支払い	運搬業務に対する対価は、貴組合から運営業務委託料の一部として運営事業者を支払われた上で、運営事業者から資源化事業者に改めて支払われることとなっておりますが、資源化業務に対する対価の支払は、貴組合から資源化事業者へ直接お支払いいただくこととさせていただけないでしょうか。	原案のとおりです。 焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環廃対発第16033010号平成28年3月30日)に基づき、三者契約を予定しています。
817	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	3	第4条	第4項						別紙2	「計画処理量の変更があった場合、受注者は速やかにその旨を発注者及び運営事業者へ通知しなければならない」とありますが、その都度変更契約は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
818	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)		第7条							付属契約	受注者(運搬事業者)が運営事業者との間で締結する付属契約について、契約書(案)をご提示願います。	付属契約については、基本的には受注者及び運営事業者間で作成いただく想定です。内容については締結前に組合にも確認させていただきます。
819	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	3	第7条							(付属契約の締結)	受注者(資源化事業者)が運営事業者との間で締結する「付属契約」について、契約書(案)をご提示願います。	No.818の回答を参照願います。
820	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	3	第7条							(付属契約の締結)	受注者(運搬事業者)が運営事業者との間で締結する「付属契約」について、契約書(案)をご提示願います。	No.818の回答を参照願います。
821	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	3	第7条							付属契約の締結	「本業務の具体的な内容及び遂行方法、対価の支払方法、増加費用又は損害の負担方法等については、受注者及び運営事業者の間で締結する付属契約に定めるものとし、受注者は付属契約締結後速やかにその写しを発注者に提出しなければならない。受注者は、付属契約に従い、本業務を遂行するものとする。」とありますが、平成28年3月30日付環境省「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取り扱いについて(通知)」における「市町村、SPC及び処理業者との間で当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る三者契約が締結されている場合」とする要件を満たすことに懸念は無いと理解してよろしいでしょうか。貴組合と運営事業者との運営・維持管理業務委託契約にて焼却灰等の取扱い(運搬・資源化)の業務が運営事業者へ委託されており、当該業務を本項に定める付属契約にて運営事業者から受注者へ委託される形となっております。再委託の禁止に抵触しないかという観点でのご質問です。	焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環廃対発第16033010号 平成28年3月30日)に基づき、三者契約を予定しています。
822	焼却灰資源化業務委託契約書(案)									全般	焼却灰等の資源化業務委託を行う事業者の中には、運営事業者並びに資源化事業者が支払を代行することができず、貴組合から灰の資源化施設がある自治体に対して支払う条例が定める環境保全金が発生する資源化先がございます。それについては、運営事業者並びに資源化企業が支払えるものではなく、本事業の契約書では取り扱うことのできない費用です。したがって事業者はこれらの負担金を入札金額から差し引いて入札することが適切と考えますが、環境保全金の金額及び支払頻度等の条件は示せばよろしいでしょうか。	質問の内容については承知しました。なお、環境保全金の金額及び支払頻度等の条件は示してください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答	
823	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)									全体	<p>焼却灰等の資源化業務委託を行う事業者の中には、運営事業者並びに資源化事業者が支払を代行することができず、貴組合から灰の資源化施設がある自治体様に対して支払う条例が定める環境保全金が発生する資源化先がございます。それにつきましては、運営事業者並びに資源化企業が支払えるものではなく、本事業の契約書では取り扱うことのできない費用です。よって事業者はこれらの負担金を入札金額から差し引いて入札することが適切と考えます。貴組合におかれましては、入札予定価格と別途、環境保全金が発生することをご了承ください。</p>	<p>質問の内容については承知しました。なお、環境保全金の金額及び支払頻度等の条件は示してください。</p>	
824	焼却灰資源化業務委託契約書(案)										<p>20年等の長期契約の場合、通常は毎年度もしくは定期的にある指標を元に価格改定協議行われ処理の見直しがなされる条文がありますが、本契約書(案)には価格改定条文がありません。したがって価格改定の条文を追記いただけないでしょうか。追記出来ない場合は入札説明書p44表4 物価変動に基づく改定に用いる指標や、p43、2)物価変動に基づく改定方法の④での協議及び3)改定の条件 運営業務委託費の支払額が適用されると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>資源化先については提案を求めており、資源化企業によって、その考え方も異なるものと思慮するため、発注者から条件を提示することはありません。詳細は契約時に協議するものと考えていますが、当然、必要と認める場合は価格改定は行うものとお考えください。</p>	
825	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	1								頭書	当事者	<p>焼却灰等資源化業務委託契約書における「受注者」は、運営・維持管理業務委託契約書における「受注者」とは異なる、と理解してよろしいでしょうか。また、入札説明書の焼却灰等資源化業務委託契約の定義によると、組合、運営事業者、焼却灰等資源化企業の三者契約が想定されているとのことですが、この契約書案は二者間の契約になっています。運営・維持管理業務委託契約書における「受注者」である「運営事業者」は、本契約においても様々な規定がされていますが、本契約の当事者にはならないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環廃対発第16033010号平成28年3月30日)に基づき、三者契約を予定しています。当然、「運営事業者」は当事者となります。最終的な契約書については、本計画書案を基本に資源化事業者も含めた協議で決定することになります。</p>
826	焼却灰資源化業務委託契約書(案)										委託料の支払い	<p>資源化業務に対する対価は、貴組合から運営業務委託料の一部として運営事業者を支払われた上で、運営事業者から資源化事業者に改めて支払われることとなっておりますが、資源化業務に対する対価の支払は、貴組合から資源化事業者へ直接お支払いいただけないでしょうか。この様な支払方法は、添付の平成28年3月30日付けの環境省の通達(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて)にあるように廃掃法に抵触する恐れがあります。尚、受注者と運営事業者とで締結する付属契約も二者間なので問題と思われます。</p>	<p>前段は原案のとおりです。廃棄物処理法及びご指摘の通知との関係では、三者間契約とする場合において、SPC/運営事業者を介して対価の支払いを行うことは特段制限されていないものと理解しております。後段についても、三者間契約にて実質的な規定が置かれ市町村の処理責任が担保されている前提であれば、細則について二者間で定めることは制限されないものと理解しております。</p>

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第4条	第4項								
827	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	3	第4条	第4項						別紙2	「計画処理量の変更があった場合、受注者は速やかにその旨を発注者及び運営事業者へ通知しなければならない」とありますが、その都度変更契約は不要と考えてよろしいでしょうか。	No.817の回答を参照願います。
828	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	3	第7条							付属契約の締結	「本業務の具体的な内容及び遂行方法、対価の支払方法、増加費用又は損害の負担方法等については、受注者及び運営事業者の間で締結する付属契約に定めるものとし、受注者は付属契約締結後速やかにその写しを発注者に提出しなければならない。受注者は、付属契約に従い、本業務を遂行するものとする。」とありますが、平成28年3月30日付環境省「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取り扱いについて(通知)」における「市町村、SPC及び処理業者との間で当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る三者契約が締結されている場合」とする要件を満たすことに懸念は無いと理解してよろしいでしょうか。貴組合と運営事業者との運営・維持管理業務委託契約にて焼却灰等の取扱い(運搬・資源化)の業務が運営事業者へ委託されており、当該業務を本項に定める付属契約にて運営事業者から受注者へ委託される形となっております。再委託の禁止に抵触しないかという観点でのご質問です。	No.816の回答を参照願います。
829	焼却灰資源化業務委託契約書(案)		第11条							契約保障金	江南市契約規則29条(3)及び犬山市契約規則(3)を適用し、保証金については免除との理解でよろしいでしょうか。	過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除することとします。
830	様式集6-1									要件6 「入札説明書 第4章 1 2) ②カ(イ)～(ウ)」に規定する要件	(ウ) ボイラ・タービン主任技術者及び電気主任技術者について、現時点で配置予定者を提示することは困難です。事業運営開始時までには、配置予定者を確定することを前提に、入札参加資格申請時においては、任意の誓約書(代表者印押印)の提出に代えさせていただけないでしょうか。	認めません。
831	様式集6-1									要件8 「入札説明書 第4章 1 2) ②ク(ア)～(ウ)」に規定する要件	資源化実績に関して、受入期間の欄に「平成」とありますが、「令和」の実績でも問題ないでしょうか。	令和の実績でも問題ありません。
832	様式6-2									代表企業、構成員及び協力企業一覧表	副生成物等の取引を行う者に該当しない処理方式の場合は空欄のまま提出することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
833	様式6-5		要件4	※						用地造成工事を行う者	本社の所在地を証明する定款等の写しとありますが、履歴事項全部証明書を提出することよろしいでしょうか。	履歴事項全部証明書の提出でも可とします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
834	様式9	3～10-2									様式9-3から9-10-2のうち、表示が千円単位のものについては、表示された数値の合算と合計欄が表示上一致しない場合が考えられますが、一円単位で一致していれば可と理解してよろしいでしょうか。	No.835の回答を参照願います。
835	様式【様式9】事業計画様式9									丸め誤差	※1円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。(したがって、小数点第3位まで入力し、表示は小数点第1位を四捨五入すること。)とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと(丸め誤差)はお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
836	様式9-1									事業費	注記に、※1円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。(したがって、小数点第3位まで入力し、表示は小数点第1位を四捨五入すること。)とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと(丸め誤差)はお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.835の回答を参照願います。
837	様式9-1									事業費	「運営固定費は、事業期間を通じて平準化を図ってください」については、エネルギー回収施設とマテリアル推進施設の両施設の運転管理期間(令和10年度～令和19年度)の平準化とエネルギー回収施設の運転管理期間(令和20年度～令和29年度)の平準化した数値を記入することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
838	様式【様式9】事業計画様式9-1									事業費	様式9-1に、※1円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。(したがって、小数点第3位まで入力し、表示は小数点第1位を四捨五入すること。)とありますが、様式9-3、様式9-8-1、様式9-8-2、様式9-10-1、様式9-10-2も同じ要領にて記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
839	様式9-2-1～2									建設業務費	各年度における出来高予定額については制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
840	様式9-2-1～2									建設業務費	各年度における交付予定額については制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.839の回答を参照願います。
841	様式【様式9】事業計画様式9-2-1									ごみ処理施設建設工事積算内訳書(エネルギー回収型廃棄物処理施設)	各年度における出来高予定額については、契約協議の中であらためて協議頂けると認識してよろしいでしょうか。	No.839の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
842	様式9-2-1									ごみ処理施設建設工事費積算内訳書 ーエネルギー回収型廃棄物処理施設ー	各年度における出来高予定額については制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.839の回答を参照願います。
843	様式9-3									運營業務委託費	様式9-6-2 運営固定費 I (その他経費)は、エネルギー回収型廃棄物施設とマテリアルリサイクル推進施設と分けられていないため、運営固定費 I (その他経費)の数値は、エネルギー固定型廃棄物施設の運営固定費 I に記入することよろしいでしょうか。	その他経費は、同じ様式をエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設に分けて作成してください。
844	様式9-3									運營業務委託費	注記に、※様式9-1と整合させてくださいとありますが、運営委託費Bについて、様式9-3の運営「業務」委託費Bと、様式9-1の⑤運営委託費Bを整合させるとの理解でよろしいでしょうか。	様式9-1の「④運営委託費A」、「⑤運営委託費B」と様式9-3の「運営委託費A」、「運営委託費B」の整合を図ってください。その他、様式9-6-1から様式9-9-3とも整合を図るようにしてください。
845	様式9-3(添付資料)									変動費提案単価一覧	様式10技術提案書様式10-11-1に係ることでご教示ください。 ①バックアップ企業は、構成員及び協力企業である必要はないと理解してよろしいでしょうか。 ②上記理解の場合は、様式10-11-1に企業名を記載し、様式9-3添付資料の1.提案単価に単価記入、2.各量は「0」の記入を行えば契約が可能と考えるよろしいでしょうか。	①構成員および協力企業以外も認めます。 ②ご理解のとおりです。なお、提案単価については物価変動を除き変更はできません。
846	様式【様式9】事業計画 様式9-3									添付資料	焼却灰等の運搬、資源化等を複数社で実施する場合、様式9-3添付資料中に各社に割当てる数量や各社の単価を記載するものと理解しています。その場合、1企業毎に焼却灰等運搬業務委託(または焼却灰等資源化業務委託契約)を結ぶと理解してよろしいでしょうか。また、現時点で具体的に数量を割り当てることが困難な企業(例えばバックアップの候補となる企業など)については、本添付資料に記載せず、提案書の本文中に企業名を記載すれば、契約可能となると理解してよろしいでしょうか。	契約については、ご理解のとおりですが、詳細については契約締結時に協議して決定することとします。 バックアップ企業については、No.845の回答を参照願います。
847	様式【様式9】事業計画 様式9-3									添付資料	上記質問に関連して、様式9-3添付資料にて各社に割り当てた数量が実際の業務の中で変動することは可能と理解してよろしいでしょうか。	原則認めません。また、変動に伴う委託料の増額も認めません。
848	様式【様式9】事業計画 様式9-3									添付資料	焼却灰等の総量については本施設搬出時における総量を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、令和10年度の計画量を記載ください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
849	様式9-3(添付資料)									変動費提案単価一覧	<p>様式9-3添付資料に記載する企業名、数量、提案単価と実際に締結する焼却灰等運搬業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約に以下の点をご教示願います。</p> <p>①焼却灰等の運搬、資源化等は複数社で実施する場合、様式9-3添付資料中に各社に割当てる数量や各社の単価を記載するものと理解しています。その場合、1企業毎に焼却灰等運搬業務委託(または焼却灰等資源化業務委託契約)を結ぶと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、現時点で具体的に数量を割り当てるのが困難な企業(例えばバックアップの候補となる企業など)については、本添付資料に記載せず、提案書の本文中に企業名を記載すれば、契約可能となると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>②上記①の理解の場合、様式9-3添付資料にて各社に割り当てた数量が実際の業務の中で変動することは可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	添付資料に関しては、①、②ともご理解のとおりです。 なお、様式9-3に記載される数値(変動費に関する単価)は変更できないので、ご注意願います。
850	様式9-3-1									運営委託費改定に用いる物価指標	<p>運営委託業務委託費Bは、運営変動費Ⅰ(本施設の変動費用)と変動費Ⅱ(焼却灰等の資源化変動費)の構成となっております。</p> <p>①様式9-3-1 運営変動費Ⅱを追記し、提案指標を記載。</p> <p>②変動費の中に焼却灰等の資源化費に関する項目別に提案指標を記載する。</p> <p>のどちらで記載すればよろしいでしょうか。</p>	ご質問内容の②の対応とします。
851	様式9-3-1									運営委託費改定に用いる物価指標	<p>印刷レイアウトがA4横となっております。</p> <p>A4横で縦に綴じ込むことでよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
852	様式9-3-1									運営委託費改定に用いる物価指標	<p>運営業務委託費Bの燃料費について「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」とは、重油種類ではなく石油種類でよろしいでしょうか。</p> <p>また、該当する種類が複数の場合、品目毎を指標するという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
853	様式9-5									開業費(運営固定費)	<p>注記に、「※開業費は、様式9-6-2運営固定費Ⅰ(その他経費)に計上してください」との記載がございますが、計上する年度は令和10年度に様式9-5の開業費合計を記載することでよろしいでしょうか。もしくは、令和10年度～令和29年度に開業費合計を平準化した金額を記載することでよろしいでしょうか。</p>	令和10年度～令和29年度に開業費合計を平準化した金額を記載してください。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
854	様式9-6-1									運営固定費 I (人件費)	様式下部に事業期間を通じた平均化した数値を入れる項目がございますが、マテリアルリサイクル推進施設関連技術者が令和20年度～令和29年度まで設定なしのため、20年間での平均化はできないと考えます。令和10年度～令和19年度と令和20年度～令和29年度についてそれぞれ平均化した数値を入れるように記載することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式9の修正を行いましたので質問回答添付資料6を利用ください。
855	様式9-6-1									運営固定費 I (人件費)	運営固定費 I のみ、様式がエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設とで分かれておりませんが、両施設分を合わせて記載することよろしいでしょうか。また、その場合様式9-3への記載は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営固定費 I に記載することよろしいでしょうか。(マテリアルリサイクル推進施設の運営固定費 I は記載しない)	様式9-6-1はエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル施設を分けて記載願います。その上で、様式9-3にそれぞれ計上願います。なお、様式9-6-1は、(人件費_エネルギー回収型廃棄物処理施設)、(人件費_マテリアルリサイクル推進施設)と記載願います。また、マテリアルリサイクル推進施設は令和10年度から令和19年度分としてください。使用する様式はNo.854の回答を参照願います。
856	様式9-6-2									運営固定費 I (その他経費)	本様式は、エネルギー回収型廃棄物施設とマテリアルリサイクル推進施設の両施設のその他経費を合わせて記入することよろしいでしょうか。	エネルギー回収型廃棄物施設とマテリアルリサイクル推進施設は分けて作成願います。なお、様式9-6-2は、(その他経費_エネルギー回収型廃棄物処理施設)、(その他経費_マテリアルリサイクル推進施設)と記載願います。また、マテリアルリサイクル推進施設は令和10年度から令和19年度分としてください。使用する様式はNo.854の回答を参照願います。
857	様式9-6-2									運営固定費 I (その他経費)	本様式にマテリアルリサイクル推進施設に関わるその他経費について ①様式9-7-1下部に記載されています基本料金等と同じくマテリアルリサイクル推進施設を20年稼働することで想定して計上する ②マテリアルリサイクル推進施設運営管理期間(令和10年度～令和19年度)の数値を記入し、事業期間を通じた平均化については、令和10年度～令和19年度と令和20年度～令和29年度についてそれぞれ平均化した数値を記入するのどちらで記載すればよろしいでしょうか。	①については、No.856の回答を参照願います。また、マテリアルリサイクル推進施設は令和10年度から令和19年度分としてください。 ②は①のとおりした後、それぞれの運営期間の平均化を記載してください。 使用する様式はNo.854の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
858	様式9-6-2									運営固定費Ⅰ(その他経費)	運営固定費Ⅰのみ、様式がエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルサイクル推進施設とで分かれておりませんが、両施設分を合わせて記載することでよろしいでしょうか。また、その場合様式9-4への記載は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営固定費Ⅰに記載することでよろしいでしょうか。(マテリアルサイクル推進施設の運営固定費Ⅰは記載しない)	No.856、875の回答を参照願います。
859	様式9-6-2									運営固定費Ⅰ(その他経費)	注記に、”※運営固定費には、ごみ処理量の変動に応じて変動しない費用を記載ししてください”、とありますが、”記載してください”と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
860	様式9-6-2									運営固定費Ⅰ(その他経費)	保険については何を対象とした保険か分かるように記載することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
861	様式9-7-2									運営固定費Ⅱ(マテリアルリサイクル推進施設 運転管理経費)	マテリアルリサイクル推進施設に関わる運営測定、分析については本様式に記載することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
862	様式9-8-1									運営固定費Ⅲ(エネルギー回収型廃棄物処理施設 点検補修費)	項目「その他」に記載すべきもの、想定されているものがございますらご教示願います。	現時点ではありません。応募者で想定するものがあれば、計上ください。
863	様式9-8-1									運営固定費Ⅲ(エネルギー回収型廃棄物処理施設 点検補修費)	様式の下記注意事項に、※基幹的設備改良事業を想定した大規模修繕は除いてください。と記載があり、また、要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持間業務編)P11 5.本業務期間終了時の引渡し条件の4)には、引き渡し後5年以内に大規模改修の必要はない状態としなければならないと記載がございます。「大規模修繕」と「大規模改修」の用語の差異についてご教示願います。	同じものとお考えください。 必要な時期に大規模改修の実施については検討を行うため、本様式内では、対象費用には見込まないでください。
864	様式9-8-1									運営固定費Ⅲ(エネルギー回収型廃棄物処理施設 点検補修費)	様式の下記注意事項に、※基幹的設備改良事業を想定した大規模修繕は除いてください。と記載がありますが、この「基幹的設備改良事業を想定した大規模修繕」とは、「循環型社会形成推進交付金」を受ける基幹的整備改良事業を想定した大規模修繕との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
865	様式9-8-1									運営固定費Ⅲ(エネルギー回収型廃棄物処理施設点検補修費)	様式の下記注意事項に、※基幹的設備改良事業を想定した大規模修繕は除いてください。と記載があり、また、要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持間業務編)P115.本業務期間終了時の引渡し条件(4)には、引き渡し後5年以内に大規模改修の必要はない状態としなければならないと記載がございます。 運営事業期間及び引き渡し後5年以内に大規模改修の必要はない状態にするための運営事業期間中の点検補修費は本様式に含めることでよろしいでしょうか。	必要な時期に大規模改修の実施については検討を行うため、本様式内では、対象費用には見込まないでください。
866	様式9-8-1									運営固定費Ⅲ(エネルギー回収型廃棄物処理施設点検補修費)	「※基幹的設備改良事業を想定した大規模修繕は除いてください」の意図するところをご教示願います。 運営事業期間内に基幹的設備改良事業は行わないことを条件として、点検補修計画を策定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
867	様式9-9-1 様式9-9-3									年間ごみ処理量	ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編 P9第2節1.1)処理能力※3では、令和25年度以降、脱水汚泥・し渣量が減少する記載があります。一方、様式9-9-1及び様式9-9-3では、令和25年度以降も年間ごみ処理量は減少せず一定となっています。令和25年度以降の脱水汚泥・し渣量減少を加味して、様式9-9-1及び様式9-9-3の年間ごみ処理量を修正することで良いでしょうか。	様式に示す数字で検討ください。
868	様式9-9-1 様式9-9-3									年間ごみ処理量	様式9-9-1及び様式9-9-3に記載されている年間ごみ処理量には不燃残渣が含まれていないため、不燃残渣量を加算した数値に変更するとの理解で良いでしょうか。また、年間ごみ処理量の条件統一のため、不燃残渣量をご教示頂けないでしょうか。	その考えで構いません。 年間の不燃残渣量としては262t/年を想定しています。
869	様式9-10-1									事業収支表(損益計算書)	税率計算において、計算過程を示すため、適宜項目・行を追加して記載してよろしいでしょうか。	様式9-10-1は原案のとおり提出し、別途計算過程を示した資料を様式9-10-1(別添)として提出することを認めます。その際、両資料の数値の整合を図ってください。
870	様式9-10-1									事業収支表(損益計算書)	特別目的会社を設立する場合は、法人税等の計算は損益計算書での計算が可能ですが、特別目的会社を設立しない場合、本事業単独での法人税等の計算をすることは困難ですので、事業収支表は記載不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
871	様式 【様式9】事業計画 様式9-10-1 様式9-10-2									事業収支表	「SPCを設立しない場合は本事業に係る部分のみ」とご指示 いただいておりますが、SPCを設立しない場合は本様式の 提出を不要としていただけないでしょうか。 SPCを設立せずプラントメーカーが直接発注者から運營業 務を受託する場合、個別の事業の損益を開示することは一 般的にしております。さらに、法人税等の金額も会社全体 の課税所得に応じて計算がなされるため、本事業に係る部 分のみの税金を算出することは困難です。 また、SPCは本事業のみを行う会社ですので、損益計算書 やキャッシュフロー計算書を開示することがすなわち事業継 続性の証明となりますが、プラントメーカーは本事業以外に も事業を行っておりますので、本事業に係る部分のみの損 益計算書やキャッシュフロー計算を開示したところで事業継 続性の証明とはならず、本様式を提出する意義がないもの と考えます。	No.870の回答を参照願います。
872	様式9-10-1 様式9-10-2									事業収支表(損益 計算書)	SPCを設立しない場合、該当する項目のみ事業者が判断し て金額を記入することよろしいでしょうか。 金額を計上しなければならない項目の指定がありましたらご 教示願います。	No.870の回答を参照願います。
873	様式9-10-2									事業収支表(キャ ッシュフロー計算書)	特別目的会社を設立する場合は、本キャッシュフロー計算 書での計算が可能ですが、特別目的会社を設立しない場 合、本事業単独でのキャッシュフローを計算することは困難 ですので、記載不要と考えてよろしいでしょうか。	No.870の回答を参照願います。
874	様式10-3-1	5	3	(3)	1)					作業員の安全性	落札者決定基準7頁表1③に「施設の維持管理と点検補修 を行う作業員」とありますが、対象とする作業員は組合職員 様および運営事業者職員の全作業員を対象とするという理 解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
875	様式10-3-1	5	3	(3)	2)					作業員の安全性	「プラントそのものの安全性に関し」とありますが、その内容 は(2)の「プラントそのものに対する安全性」として記載するこ ととし、(3)では(3)1)の「作業員への安全対策」のみについて 記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
876	様式10-4	7	4	(2)						環境保全	次項として「(3)景観」とありますが、落札者決定基準8頁表1 ④の評価内容の記載順に倣い「(2)景観、(3)環境保全」とし てもよろしいでしょうか。	落札者決定基準8頁表1④の評価内容の記載順 にあわせ、「(2)景観、(3)環境保全」として作成くだ さい。
877	様式10-9									地元貢献	二重計上は行わないことを前提に地元企業への発注金額 の積み上げ方法について、貴組合指定のルールや公式が ありましたら、JV(甲型and乙型)、下請け方式に分けてご教 示願います。	地元企業の活用については、二重計上を除き評 価します。 質問回答添付資料5の考えに沿って、地元企業 への発注額や件数を評価します。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
878	様式10-9	13	(1)							地元企業の活用方針・内容	工事の発注において、代表企業等から地元企業A社へ発注、A社より地元外企業C社へ発注する予定の場合、C社の受注金額はA社の受注金額に含まれるので、A社の受注金額から、C社の受注金額を除いて、発注予定額を計上しなおすという理解でよろしいでしょうか。	No.877の回答を参照願います。
879	様式10-9	13	(1)							地元企業の活用方針・内容	工事の発注において、代表企業等から地元企業A社へ発注、A社より地元企業B社へ発注する予定の場合、B社の受注金額はA社受注金額に含まれるので、A社の受注金額のみを発注予定額として計上できるものとし、B社の受注予定額を二重で計上することはできないと理解してよろしいでしょうか。また各種資材の調達や業務の委託等、全ての範囲に関し、同様に二重の計上は出来ないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.877の回答も参照願います。
880	様式10-9	13	(1)							地元企業の活用方針・内容	地元企業への発注予定額を算出する上で、地元企業に定義される本社が、入札公告時点(令和4年3月11日現在)に所在していることを条件とすると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
881	様式10-9	13	(1)							地元企業の活用方針・内容	本項目における地元企業への発注予定額については、二重計上はない前提で、発注階層の階層制限(三～四次下請けまで等)はありますでしょうか。	No.877の回答を参照願います。なお、二次下請けまでを加算します。お弁当や文具などの消耗品などに関する地元調達はこの限りではありません。
882	様式10-9	13	(1)							地元企業の活用方針・内容	「プラントメーカー」と「大手ゼネコンと地元企業のJV(甲型JV)」が乙型JVを組成する場合の地元貢献額の考え方についてご教示ください。 仮に大手ゼネコンと地元企業との甲型JVにおける出資比率は7:3とした場合、土木建築工事の契約のうち、30%を地元企業への発注予定額とカウントしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
883	様式 【様式10】技術提案書 様式10-9		(1)							地元貢献	工事の発注において、代表企業等から地元企業A社へ発注、A社より地元企業B社へ発注する予定の場合、B社の受注金額はA社受注金額に含まれるので、A社の受注金額のみを発注予定額として計上できるものとし、B社の受注予定額を二重で計上することはできないと理解してよろしいでしょうか。 また各種資材の調達や業務の委託等、全ての範囲に関し、同様に二重の計上は出来ないと理解してよろしいでしょうか。	No.879の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
884	様式 【様式10】技術提案書 様式10-9		(1)							地元貢献	地元企業B社を含む甲型JVに工事発注した場合、JV受注額のうち地元B社の出資比率が地域経済への貢献額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	No.882の回答を参照願います。
885	様式 【様式10】技術提案書 様式10-9		(1)							地元貢献	地元企業B社を含む甲型JV(例、地元外A社:地元B社=8:2)に工事発注し、更に当該JVから工事等を地元企業C社に下請発注した場合、二重計上となるので、カウントしないとの理解でよろしいでしょうか。	No.877の回答を参照願います。
886	様式 【様式10】技術提案書 様式10-9		(1)							地元貢献	販売行為ではなく、中間流通業者の商社行為は、地元経済への貢献額として認められないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
887	様式10-9	13	(2)							地域の資材及び人材活用等の考え方	地域人材との定義は構成2市2町内に住民票を有し、在住している者と理解してよろしいでしょうか。また、住民票は取得後一定期間以上経過していること等の条件はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
888	様式 【様式10】技術提案書 様式10-9		(2)							地元貢献	技術提案書の中で、地域人材を積極的に採用することが求められている一方で、設計・建設業務に関する要求水準書P22の3. 運転管理の3)で「運転は可能な限り最小の人員でできるよう設計することとあります」。よって、新施設で新規に採用する職員は地域人材を積極的に活用することとし、また設計上は最小限の人数で運転できるよう設計することとします。その場合、評価においては、地域人材の採用人数の絶対数ではなく、採用者の地域雇用率の高さを評価していただけたらと理解してよろしいでしょうか。	評価方法に関する詳細は回答いたしません。
889	様式 【様式10】技術提案書 様式10-9		(3)							地元貢献	その他地域への貢献に関する優れた提案(自治会活動、地域清掃、地域文化活動などへの寄与)とありますが、これらはあくまで、一例であり、提案内容は事業者にて委ねられると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
890	様式 【様式10】技術提案書 様式10-9		(4)							地元貢献	「(4)用地造成担当企業の本店の所在地について記載して下さい。」とある一方で、入札説明書p27,4)②「・・・ただし、様式6-2に記載の地元企業については企業名がわかる記述を避けること」とあります。入札説明書のご指示を正として、様式10-9では、地元企業が特定される記載はしないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
891	様式10-10-2	15	(1)							温室効果ガス排出量	ごみ焼却量は年間51,626tの場合で算出することの記載がございますが、年間51,057tと読み替えるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
892	様式10-11-1	16	(2)							資源化できない場合のバックアップ対策	'(2)の2つ目の"・"の次に、「資源化できない場合のバックアップ対策について記載して下さい。」との記載がございますが、この部分は、「(3) 資源化できない場合のバックアップ対策について記載して下さい。」と本様式の3つ目の項目として扱ってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。